

第六次愛媛県長期計画

愛媛の未来づくりプラン

～第2期アクションプログラム編～

愛媛県

	(ページ)
○はじめに	1
1 計画の趣旨	
2 計画の構成	
3 計画の期間	
○政策体系	3
○重点的な取組方針（計画推進の仕組み）	5
1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底	
(1) 重点戦略方針の策定	
(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案	
(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入	
(4) 重点戦略事業の公表	
2 施策の推進について	
3 「愛媛の未来づくりプラン」推進懇話会による計画推進	
○分野別計画	6
1 生き活きとした ^{えがね} 愛顔あふれる「えひめ」づくり	
(1) 活力ある産業づくり	6
(2) 産業を担う人づくり	13
(3) 農林水産業の振興	18
(4) 愛媛ブランドの確立と営業展開	25
(5) 観光・交流の拡大	31
(6) 交通ネットワークの整備	38
2 やすらぎの ^{えがね} 愛顔あふれる「えひめ」づくり	
(1) 参画と協働による地域社会づくり	43
(2) 持続可能な活力ある地域づくり	50
(3) 支え合う福祉社会づくり	55
(4) 健康づくりと医療体制の充実	62
(5) 快適で魅力あるまちづくり	69
(6) 安全・安心な暮らしづくり	74
(7) 災害に強い県土づくり	85
3 輝く ^{えがね} 愛顔あふれる「えひめ」づくり	
(1) 地域で取り組む子育て・子育ち支援	90
(2) 未来を拓く子どもたちの育成	95
(3) 生涯学習と文化の振興	104
(4) スポーツ立県えひめの推進	109
4 やさしい ^{えがね} 愛顔あふれる「えひめ」づくり	
(1) 環境と調和した暮らしづくり	114
(2) 自然と共生する社会の実現	123
(3) 環境にやさしい産業の育成	128
第5章 地域別計画	134
○東予地域	135
○中予地域	139
○南予地域	143
第6章 推進姿勢	146
1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”	
(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦	
(2) 機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦	
(3) 財政の健全化に向けた更なる挑戦	
2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”	
(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携	
(2) 多様な主体との協働・連携	
(3) 広域的な視点による他地域との連携	
3 新たな政策と戦略の“創造”	
(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造	
(2) 新たな戦略の創造	

〇はじめに

1 計画の趣旨

本県では、平成23年9月に概ね10年後の目指すべき愛媛の将来像やその基本的な考え方などを示した長期ビジョンを策定し、「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」という基本理念を掲げるとともに、将来像の実現に向けた4年間（平成23年度～26年度）の政策の方向性などを示すアクションプログラムを平成23年12月に策定し、その具現化に取り組んできました。

第2期アクションプログラムでは、これまでの4年間で種をまき育ててきた政策を更に成長させ、結実させるための方向性を盛り込み、特に

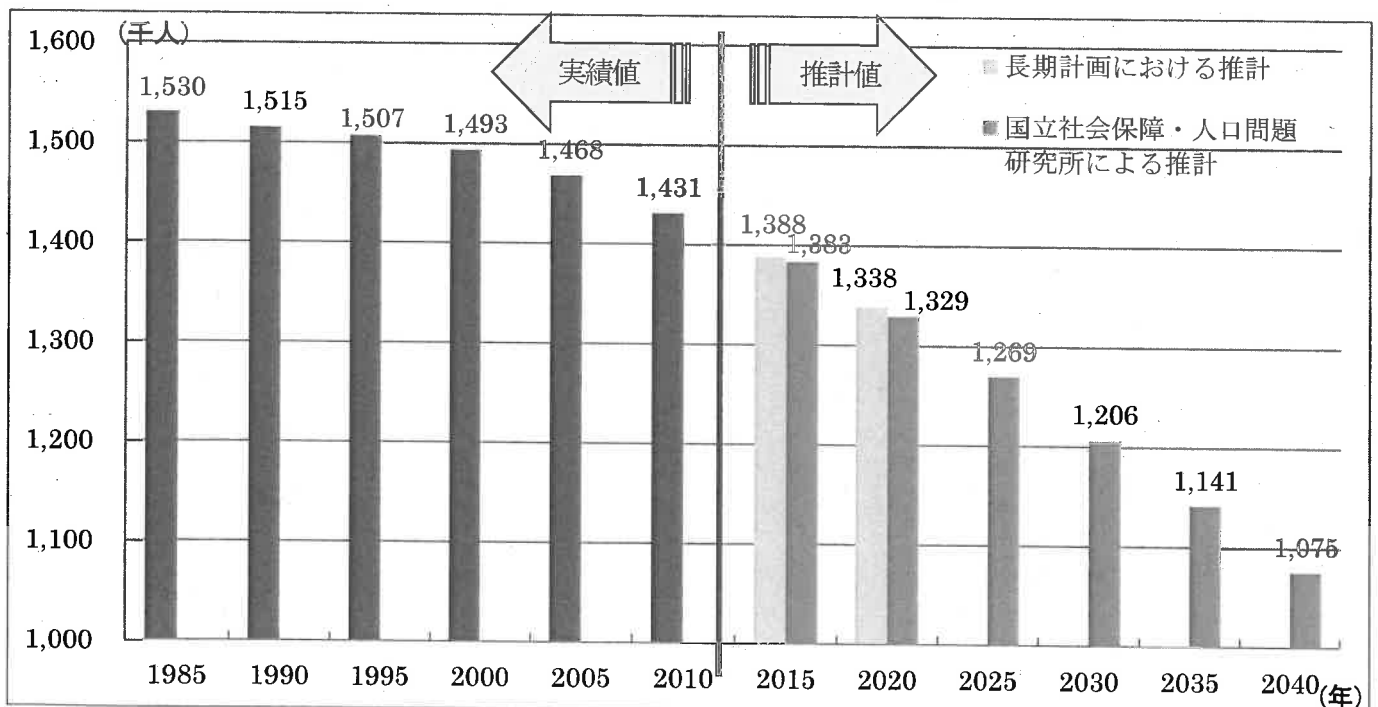
- 県民の安全・安心を守る防災・減災対策
- 少子高齢化を踏まえた人口減少対策
- 地域経済の活性化

の3つのテーマに重点を置き、挑戦・実行・現場主義・オール愛媛を基本姿勢として、「^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けて取組みを強化します。

（今後の人口推計）

長期ビジョン策定時は平成32年（2020年）の本県の総人口を1,338千人程度と推計しましたが、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年4月に公表した将来推計人口によると、平成32年（2020年）の本県人口は1,329千人となり、さらに平成52年（2040年）には、1,075千人にまで減少するとされています。

本県では、平成26年12月に、人口問題総合戦略本部を立ち上げ、人口減少問題への取組みを強化しましたが、国においても「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、2060年に1億人程度の人口を維持する「長期ビジョン」と地方創生に向けた5年間の「総合戦略」を決定し、「地方創生」の取組みを強化しており、国の施策を最大限に活用して実効性のある対策を展開するとともに、平成27年中に本県の人口ビジョンと総合戦略を策定し、人口減少対策と地域の活性化に取り組んでいきます。



2 計画の構成

- ・基本理念
産業・暮らし・人づくり・環境の4つの分野の将来像
- ・政策体系
基本政策、政策、施策に整理した政策体系
- ・重点的な取組方針
計画を推進するための重点的な取組方針
- ・地域別計画
地域ごとの特長を活かす視点で示した東・中・南予別の地域振興方策
- ・推進姿勢
計画を推進するための基本的な姿勢

3 計画の期間

平成27年度から平成30年度までの4年間

○政策体系

○基本政策Ⅰ

生き活きとした愛顔^{えがお}あふれる「えひめ」づくり
～次代を担う活力ある産業を“創る”～

政策1 活力ある産業づくり

- 1 地域に根ざした産業の振興
- 2 企業誘致・留置の推進
- 3 新産業の創出と産業構造の強化

政策2 産業を担う人づくり

- 4 若年者等の就職支援と産業人材力の強化
- 5 快適な労働環境の整備

政策3 農林水産業の振興

- 6 力強い農林水産業を支える担い手の確保
- 7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備
- 8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

政策4 愛媛ブランドの確立と営業展開

- 9 愛媛製品のブランド力向上
- 10 営業力の強化と市場拡大
- 11 愛媛の魅力発信力の強化

政策5 観光・交流の拡大

- 12 魅力ある観光地づくり
- 13 国際観光・交流の振興
- 14 自転車新文化の推進

政策6 交通ネットワークの整備

- 15 広域・高速交通ネットワークの整備
- 16 地域を結ぶ交通体系の整備

○基本政策Ⅱ

やすらぎの愛顔^{えがお}あふれる「えひめ」づくり
～快適で安全・安心の暮らしを“紡ぐ”～

政策1 参画と協働による地域社会づくり

- 17 未来につなぐ協働のきずなづくり
- 18 男女共同参画社会づくり
- 19 人権が尊重される社会づくり

政策2 持続可能な活力ある地域づくり

- 20 地域を支える人材づくり
- 21 地域集落の機能強化

政策3 支え合う福祉社会づくり

- 22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現
- 23 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり
- 24 地域福祉を支える環境づくり

政策4 健康づくりと医療体制の充実

- 25 生涯を通じた心と体の健康づくり
- 26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実
- 27 救急医療体制の充実

政策5 快適で魅力あるまちづくり

- 28 快適な暮らし空間の実現
- 29 ICT環境の整備

政策6 安全・安心な暮らしづくり

- 30 消費者の安全確保と生活衛生の向上
- 31 水資源の確保と節水型社会づくり
- 32 交通安全対策の推進
- 33 犯罪の起きにくい社会づくり
- 34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

政策7 災害に強い県土づくり

- 35 防災・危機管理体制の充実
- 36 災害から県民を守る基盤の整備

○基本政策Ⅲ

輝く^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり

～未来を拓く豊かで多様な『人財』を“育む”～

政策1 地域で取り組む子育て・子育て支援

- 37 安心して生み育てることができる環境づくり
- 38 子ども・若者の健全育成

政策2 未来を拓く子どもたちの育成

- 39 魅力ある教育環境の整備
- 40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進
- 41 特別支援教育の充実
- 42 教職員の資質・能力の向上

政策3 生涯学習と文化の振興

- 43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり
- 44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

政策4 スポーツ立県えひめの推進

- 45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり
- 46 競技スポーツの振興

○基本政策Ⅳ

やさしい^{えがお}愛顔あふれる「えひめ」づくり

～調和と循環により、かけがえのない環境を“守る”～

政策1 環境と調和した暮らしづくり

- 47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進
- 48 地球温暖化対策の推進
- 49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築
- 50 良好な生活環境の保全

政策2 自然と共生する社会の実現

- 51 豊かな自然環境と生物多様性の保全
- 52 魅力ある里地・里山・里海づくり

政策3 環境にやさしい産業の育成

- 53 再生可能エネルギー等の利用促進
- 54 低炭素ビジネスの振興
- 55 恵み豊かな森林（もり）づくり

○推進姿勢

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

- 56 地方分権改革の実現に向けた挑戦
- 57 機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦
- 58 財政の健全化に向けた更なる挑戦

チャレンジ

アクション

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

- 59 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携
- 60 多様な主体との協働・連携
- 61 広域的な視点による他地域との連携

チームワーク

3 新たな政策と戦略の“創造”

- 62 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造
- 63 新たな戦略の創造

ボトムアップ

○重点的な取組方針（計画推進の仕組み）

選択と集中の徹底が求められる厳しい財政状況が続くと見込まれることから、前期アクションプログラムに引き続き、施策等の重点化を図りながら計画を推進するため、計画で示した政策体系の中で特に力点を置くべき分野については、県政を取り巻く環境変化を踏まえながら毎年度検討し、年度ごとの重点戦略方針として定め、その方針に基づいて具体的に取組むことで、「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」の実現を目指します。

1 重点戦略方針の策定による選択と集中の徹底

(1) 重点戦略方針の策定

次年度において、特に重点的に取組む施策分野等を示す重点戦略方針を毎年度策定します。

同方針については、施策ごとに設定した成果指標の状況や県民のニーズなどを踏まえて政策の優先度を検証するとともに、各部局の方針を踏まえながら、全庁的な政策議論を通じて策定します。

(2) 重点戦略方針に基づく重点事業の企画・立案

策定した重点戦略方針に沿って、関係部局において、政策立案機能を最大限発揮して具体的な取組みを検討し、特に必要性が高く、効果が期待される戦略的な取組みを重点戦略事業として企画・立案します。

(3) 重点戦略事業への財源の優先的投入

重点戦略事業については、毎年度の予算編成において、財政状況を見極めながら、限られた財源を優先的に投入し、重点的に予算化を図ることにより、事業実施を強力に推進します。

(4) 重点戦略事業の公表

予算編成などを通して実施することとなった重点戦略事業は、県民に分かりやすい形で公表し、毎年度の重点的な取組分野等についての説明責任を果たします。

2 施策の推進について

各施策には成果指標を設定し、進捗状況等を検証することにより、施策の推進を図っていきます。

各施策に設定した成果指標のうち、今後4年間、特に重点を置いて達成を目指す指標をターゲット指標とし、関係部局が連携し、その達成に向けて集中的に事業を展開していきます。

また、数値では測れない定性的な取組みについても検証し、定量・定性の両面から推進していきます。

3 「愛媛の未来づくりプラン」推進懇話会による計画推進

外部有識者等で構成する推進懇話会により、施策の点検結果の検証や重点戦略方針の策定に係る意見交換などを行い、透明性の高い計画の推進に努めます。

○分野別計画

えがお

〈基本政策1〉 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策① 活力ある産業づくり

目指す方向

愛媛の特長や強みをつなぎ合わせるとともに、産学官、農商工など新たな連携を構築して、様々な新技術・新商品やサービスの開発に向けた取組みを促進し、新産業の創出を図ります。

また、愛媛の優れた技術を発掘し、国内外に広くPRしながら、新規取引先の開拓等を促進するなど、グローバル化する経済社会に対応した攻めの経営ができるよう県内企業の体質強化を図るとともに、愛媛の発展可能性に魅力を感じる多種多様な企業の県内への進出や、地域に根ざした力強い産業活動を支援します。

そして、活力ある産業の育成を通じ、本県経済の持続的な発展を目指します。

— 施策1 地域に根ざした産業の振興

目標 県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

— 施策2 企業誘致・留置の推進

目標 元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

— 施策3 新産業の創出と産業構造の強化

目標 県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

施策1 地域に根ざした産業の振興

目標

県内企業や商店街がもっと力強く活動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県内総生産額（農林水産業を除く）	4兆6,585億円 (平成23年度)	4兆9,703億円
名目賃金指数（平成22年を100とする）	101.1 (平成26年)	102.2 (平成30年)
従業者1人当たりの付加価値額	11,623千円 (平成24年)	14,329千円 (平成30年)
商店街における空き店舗率	20.5% (平成25年度)	18.0%

現状と課題

国における経済対策の効果が地方にまで波及しておらず、為替相場の影響等による原燃料価格の高騰や経済のグローバル化による企業間競争の激化により、県内産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような厳しい経済環境の中で高い成長を図るには、様々な情報や経営資源を活用して、それぞれの企業力を伸ばしていく必要がありますが、県内企業は、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多いほか、首都圏や関西圏などのマーケットに遠いことなどから、情報収集・活用力が優れているとはいえない状況にあります。

一方、商店街では、消費の伸び悩みや郊外型大型店との競合等もあって、通行量が減少し、にぎわいが失われつつあり、商業機能はもとより、期待されている地域コミュニティの場としての機能も十分に発揮できていない状況にあります。

このような状況の中、小規模企業の事業の持続的発展を基本原則として位置付け、国や地方公共団体の責務を明確にした「小規模企業振興基本法」が成立するとともに、商工会議所・商工会が小規模事業者寄り添って支援する伴走型の支援計画（経営発達支援計画）を国が認定するしくみを導入することとした「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（以下「小規模支援法」という。）の一部改正が行われました。

取組みの方向

愛媛の地域特性に応じた産業立地の強みを活かしながら、戦略的な産業展開を図るため、国内外における販路開拓や中小企業向け融資制度の充実など、企業の立場に立った総合的な支援体制を整え、県内企業が力強く活動できるように、企業力の向上を図ります。

また、小規模企業振興基本法、小規模支援法の趣旨に鑑み、小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達を支援するとともに、個性豊かで魅力あるまちづくりに向けた意欲的な商店街活動を支援します。

なお、各企業が、災害時にも事業継続ができるよう、事業継続計画（BCP）策定のための取組みも、引き続き支援します。

主な取組み

1 企業力向上の支援及び地場産業の活性化

企業や業界団体への定期的な訪問や調査を通じて企業の経営課題等の把握に努め、東・中・南予それぞれの産業立地の特性やニーズに基づき施策化を図るほか、新商品の開発や新たな生産方式の導入をはじめとする企業の経営革新、中小企業の事業継続計画策定を支援するなど、企業力の向上に係る取組みを実施します。

また、東予は紙産業、タオル、海事産業をはじめとするものづくり産業を、中予は炭素繊維、情報関連産業などを、南予は食品、観光関連産業を視野に入れて、その振興策等を展開し、地元企業の設備投資の促進に努めます。

さらに、業界全体の底上げを図るため、業界団体が主体となって取り組むブランド化事業への支援など、地場産業の活性化に係る取組みを実施します。

2 中小企業の資金調達の円滑化

急激な経営環境の変化等による新たな資金ニーズを的確に捉え、技術力や事業の将来性等に応じて円滑に融資を受けられる制度の確立に努めるとともに、企業がインターネットを活用して個人等から資金を調達する仕組みであるクラウドファンディングの活用を促進を図ります。

3 小規模事業者等の経営基盤強化及び経営発達の支援

商工会議所や商工会が行う相談業務や経営指導のほか、経営指導員の資質向上や後継者の人材育成など中小企業経営者の経営力向上を支援し、小規模事業者等の経営基盤の強化と経営の発達を図ります。

また、中小企業団体中央会が中小企業組合に対して行う相談・指導などへの支援を行い、中小企業の体質強化、高度化を促進します。

4 中心市街地・商店街の活性化

空き店舗を活用した子育て支援施設や交流サロン等の地域コミュニティの拠点づくりの促進、商店街内外の人材の育成・活用等により商店街のにぎわいとコミュニティ機能の回復を図るとともに、地域のニーズに応えながら自主的かつ意欲的に取り組む商店街の活性化を支援します。

施策2 企業誘致・留置の推進

目標

元気な企業をもっと呼び込むとともに、県内企業の事業活動を支援し、雇用の場を増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
企業（工場）立地件数（人口10万人当たり）	0.91件 (平成25年度)	1.21件
企業立地に伴い雇用が確保された人数	4,485人 (平成25年度)	5,335人
企業立地に伴う投資額	87,370百万円 (平成25年度)	95,870百万円

現状と課題

海外需要の拡大を背景とした海外現地生産の増加や国内での誘致競争の激化などに加えて、大都市圏等への移動距離が長いことや輸送コストがかさむという地理的なハンディなどから、新たな事業所や工場の本県への誘致は依然として厳しい状況にあります。

このような中、最近では、積極的な企業誘致活動により、本県の豊富な農産物を活用した食料品等の生産工場の立地が実現しており、引き続き本県の強みや地域の特性を活かした戦略的な取り組みを進めることで、企業の立地を促進していく必要があります。

県内の雇用失業情勢は改善してきているものの、働く場の不足から、若年者を中心に人口流出が続いており、新たな企業誘致の推進や県内企業の設備投資の促進、さらには工業用地の確保による県内企業の流出防止にも取り組み、県内雇用の創出と地域経済の活性化を図る必要があります。

取組みの方向

愛媛の風土や地域特性を活かして定着し、県内企業とともに発展していくことが見込める元気な企業を積極的に誘致するために、愛媛の魅力のPRや立地環境の整備に努めます。

併せて、企業の流出を防ぎながら、雇用の場を確保し、地域経済の活性化を図ります。

主な取組み

1 強みを活かした積極的誘致

県内企業の優れた技術情報（スゴ技）、本県の優れた豊富な食情報（すご味）及び本県の伝統的特産品情報（すごモノ）の3つのデータベースも活用しながら、本県の農林水産物をはじめとした地場産品や県内ものづくり企業の技術力など本県の魅力や可能性を効果的にPRします。

また、県外事務所の情報収集力と営業力を強化し、鮮度の高い情報の収集に努めるとともに、県内企業との相乗効果が見込まれる企業や、東予はものづくり産業、中予は情報通信関連産業、南予は食品関連産業など、地域特性に応じた業種をターゲットにした積極的な誘致活動やトップセールスを実施します。

2 立地環境の整備・充実

適切な用地の確保や工場跡地など居抜き物件の情報提供、工業用水の安定供給をはじめ、きめ細かい支援措置の拡充に取り組むなど、誘致企業の要望に可能な限り応えることができるよう、立地環境の整備・充実を図ります。

3 県内企業の留置対策

企業のニーズやシーズの把握に努め、各種支援相談や県に対する要望等にワンストップ相談窓口で対応することにより、県内企業の新たな事業展開を支援し、県外への流出防止、県内への再投資の促進に努めます。

施策3 新産業の創出と産業構造の強化

目標

県内企業の技術力を高め、新しいビジネスへのチャレンジをもっと促したい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
(公財) えひめ産業振興財団ビジネスサポートオフィスの創業支援による開業数	115件 (平成26年度)	135件
産学官連携や農商工連携により事業化された件数	75件 (平成25年度)	160件
試験研究で得られた技術のうち県内企業に技術移転された件数	170件 (平成25年度)	220件
県内特許権登録件数	4,603件 (平成25年)	10,350件 (平成30年)

現状と課題

近年、県内では、長引く不況による企業業績の悪化、事業所等の再編・統合・撤退など様々な問題が生じています。

また、本県には、全国一の生産量を誇るタオル産業のほか、造船業、製紙業をはじめ、機械・鉄工業、食品加工業など、地域特性に応じた多様なものづくり企業が集積しており、それぞれが高い技術力を持っていますが、地域間、企業間の垣根を越えた連携が希薄な状況にあります。

このような中、県内経済の活力回復と持続的な発展を図っていくためには、企業の生産性と競争力をさらに高めることが求められており、新しい技術や付加価値の高い新商品・サービスを開発するなど、新たな社会ニーズに合った産業や新規ビジネスを創出することが必要となっています。

取組みの方向

大学と企業とのマッチングを支援するなど産学官連携を進め、企業の研究開発能力の向上を促進します。

また、本県の地域特性と資源を活用した農商工連携や企業間連携、異業種間でのお互いの強みを活かした新たな連携を構築し、食品や低炭素、健康、観光といった県内経済を牽引する成長産業を創出します。

さらに、ベンチャー企業の支援や戦略的な試験研究の推進、知的財産の創造・保護・活用などの取組みと合わせて、産業構造の強化を図ります。

主な取組み

1 成長産業の創出

本県の東・中・南予それぞれの産業立地の特性や企業集積、成長産業の核となるシーズやニーズを分析し、従来の産業分野の枠にとらわれない新たなビジネスモデルとして、食品ビジネス、低炭素ビジネス、健康ビジネス、観光ビジネスの4つの成長産業を創出し、その集積を戦略的に進めます。

2 産学官連携による研究・開発の推進

県産業技術研究所や（公財）えひめ産業振興財団が中心となって、企業の保有する技術力と大学等が保有する研究開発成果・知識をコーディネートし、新技術・新製品の開発や付加価値の創造を図ります。

また、ビジネスへの転化から、ビジネスシーズの発掘、中核企業への成長までの様々なチャレンジを、えひめ中小企業応援ファンド等を活用しながら総合的に支援します。

さらに、砥部焼や菊間瓦の振興を図るため、地元と連携して、窯業技術センターの機能強化に向けた検討を行うなど、県産業技術研究所における研究開発・技術支援機能等の強化を図ります。

3 農商工連携など異業種や異分野等の新たな連携によるビジネス拡大支援

ろくじすとクラブやチームえびすなど、農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチングを支援する体制を充実させるとともに、農商工連携による新商品・新サービスの開発や販路開拓などの新たなビジネス展開を支援します。

また、伝統産業を支えるために産学官による商品開発に努めるほか、異業種や異分野等の新たな連携と技術の交流を促進し、新たな付加価値を持つ商品・サービスの開発などビジネスの拡大支援に取り組みます。

4 優れた企業力の発信

県内企業の優れた技術や製品の情報をデータベース化して発信するなど、愛媛の企業力を対外的に広くPRし、知名度向上や新規取引先の開拓を促進します。

5 創業・起業への支援

ベンチャー企業の創出・育成を図るため、（公財）えひめ産業振興財団による支援を強化するほか、本県経済を牽引し得る次代の中核企業の輩出を目指し、将来有望な県内ベンチャー企業の成長支援に取り組みます。

6 戦略的な試験研究の推進と知的財産の活用

経済活性化や環境問題への対応など、県が抱える政策課題の解決に向け、県の試験研究機関における分野横断的な連携をはじめ、大学・企業等との共同研究に取り組むなど、戦略的な試験研究を推進します。

また、質の高い知的財産の創造に始まり、権利としての保護、商品開発等による実用化に至るまで、産学官が連携して、切れ目なく取り組むことができる体制整備を進めます。

《基本政策1》 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり**政策② 産業を担う人づくり****目指す方向**

若年者をはじめ、働きたい人なら誰でも、自分の能力を十分に発揮し、誇りを持っていきいきと働くことができるよう、安定した雇用の場を確保するとともに、職業能力の向上につながる職業訓練や雇用情勢の悪化などにも迅速に対応できるサポート体制の充実を図ります。

また、県内産業の発展を支えることのできる人材を育成し、雇用のミスマッチ解消を図るとともに、働く人がもっと生活と調和しながら働ける快適な労働環境の整備に努めます。

そして、多彩な人材が県内産業の発展を支えながら、いきいきと働くことのできる愛媛の実現を目指します。

施策4 若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標 働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

施策5 快適な労働環境の整備

目標 子育て期の労働者が家庭生活と調和しながら働けるようにしたい

施策4 若年者等の就職支援と産業人材力の強化

目標

働きたい人みんなが能力を発揮して、いきいきとした職業人生を歩めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県の完全失業率(年平均)	3.4% (平成26年)	3.4%以下 (平成30年)
県の有効求人倍率	1.00倍 (平成25年度)	1.10倍
県内高校新規卒業者の就職決定率(全体・県内就職)	全体 98.9% (平成25年度) 県内就職 80.9% (平成25年度)	全体 99.0% 県内就職 83.8%
県内大学新規卒業者の就職決定率(全体・県内就職)	全体 93.1% (平成25年度) 県内就職 49.2% (平成25年度)	全体 95.6% 県内就職 58.3%
民間企業における障害者雇用率	1.74% (平成26年度)	2.00%
高等技術専門学校における就職率	87.6% (平成25年度)	87.6%以上
県内高校工業科生徒数の技能検定3級合格者率	6.1% (平成25年度)	7.3%

現状と課題

景気回復により雇用情勢が緩やかに改善する一方で、少子化の進展に伴う労働力人口の減少や若者のものづくり離れに加え、熟練労働者の退職等により、多くの中小企業では、人材の確保や育成、技能継承に支障が生じており、経営活力を維持していくためには、若者や女性など多様な人材を活用していくことが求められています。

また、若年者の非正規雇用や早期離職の増加など雇用のミスマッチが顕在化しており、ニートの増加も含めて大きな問題となっています。

取組みの方向

雇用のミスマッチや地域間格差が解消され、若者や女性など就労意欲のある多様な人材が適切に就職できる雇用環境の整備を図るとともに、県内就職の促進に努めます。

また、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることにより、基幹産業の中核的な役割を担う人材や新たな成長産業に必要とされる人材を育成・確保し、経済成長の源泉である産業人材力を強化します。

さらに、雇用政策に関しては、国と地方の役割分担に基づき、連携しながら効果的な施策の展開に努めます。

主な取組み

1 若年者の就職支援

ジョブカフェ愛 work の機能を拡充・強化し、関係機関と連携して、若年者の「働く意欲と能力」の向上など人材育成に努めるとともに、企業の採用力と職場定着の向上を支援します。

また、新規学卒者、若年求職者など個々のケースに応じたきめ細かな就職支援を行い、若年者と人材を求める企業との出会い・交流の場の提供、県外学生やUターン求職者に対する支援などにより、積極的に県内企業とのマッチングを促進するほか、県内の中高生や県外学生向けにスゴ技企業などの紹介を行い、将来の県内就職に結び付けていきます。

さらに、ニートの若者に対しては、地域若者サポートステーションを核に地域の関係機関と連携し、状況に応じた専門的な相談や職場体験など様々な就労支援策を通じて若者の職業的自立を促進します。

2 女性など多様な人材の就労支援

女性や障害者、高齢者など多様な人材が能力を発揮し生き生きと働けるよう、関係機関と連携して、企業とのマッチング促進や就労機会の拡大、仕事と家庭生活の両立支援など雇用環境の整備等に努めます。

3 中核的な役割を担う人材の育成

地域企業のニーズを踏まえた専門的な知識や技術を習得するための実践的なカリキュラムを高等学校で作成するとともに、産業人材育成拠点としての県立高等技術専門校において、東予のものづくり産業や中予の情報関連産業など地域産業との連携を図り、産業人材を育成するとともに、民間人材育成施設を支援することにより、地域企業に求められる人材を育成します。

また、ものづくり分野を中心とした若年技術者の育成を行うとともに、労働者の技能を公定基準により検定・公証する技能検定の実施を通じて、専門技術・技能の継承に努めます。

さらに、民間教育訓練機関等を活用して、出産・子育て等で仕事を離れた女性や障害者、非正規労働者など、意欲があっても就労が難しい状況にある求職者を対象に、雇用情勢の変化や時代のニーズに応じた就職に必要な知識や技術を習得するための職業訓練を実施します。

4 成長産業を支える人材の育成

今後、県内企業を牽引する産業への成長が見込まれる食品や環境・エネルギー、健康、観光といった産業の人材ニーズを把握し、それに合致する人材を育成します。

施策5 快適な労働環境の整備

目標

子育て期の労働者が家庭生活と調和しながら働けるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
育児休業取得率	男性 3.2% (平成25年度) 女性 81.3% (平成25年度)	男性 5.0% 女性 85.0%
えひめ子育て応援企業の認証件数	511社 (平成25年度)	625社
えひめ子育て応援企業の上位認証件数	—	20件

現状と課題

正規労働者と非正規労働者との間にある様々な格差や労働関係に関する問題が増加する傾向にあり、これらを原因とする紛争等の未然防止と自主的な解決の促進が求められています。

また、急速な少子化や高齢化の進展に伴い、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、男女が共に働きながら子育てできる職場環境を整備することが求められています。

しかし、出産を機に多くの女性が退職するとともに、男性の育児休業の取得率は低調に推移するなど、企業や職場の意識改革が課題となっています。

取組みの方向

男女が共に働きながら子育てしやすい職場環境づくりを促進するとともに、労使関係の安定化を支援することにより、多様化する生活スタイルにおいても、仕事と生活が調和し、働く人誰もが安心して働き続けることができる快適な労働環境の整備を図ります。

主な取組み

1 仕事と子育てをはじめとした家庭生活が両立できる職場環境づくり

自主的に仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を社会的に評価するため、従来の「えひめ子育て応援企業」認証制度に、実績を重視する上位認証を加えるとともに、「えひめ子育てリーダー企業コンテスト」を効果的に組み合わせ、企業が取り組むインセンティブを高めます。また、先進的なモデル企業を育成するための助成プログラムを実施し、他社の参考となる事例を収集して事業主や管理職等の意識改革を図るセミナー等で周知することを通じ、女性が就労しやすい職場環境づくりを進めます。この他、男性の育児休業取得等を促進するための助成などを通じて、仕事と家庭生活の両立が図られる職場環境づくりを促進します。

2 労使関係の安定化支援

県の各地方局・支局に設置されている中小企業労働相談所において、労働関係全般に係る相談に応じるとともに、労働委員会において、労働組合と使用者との間に生じる労働争議の調整や労働者

個人と使用者との間の紛争について相談・あっせん等を実施することで、労使関係の安定を図り、誰もが安心して働き続けられる環境づくりを促進します。

3 勤労者への資金貸付

勤労者の様々な資金需要に応える融資制度の実施により、勤労者の生活安定や福祉の向上を図ります。

《基本政策1》 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策③ 農林水産業の振興

目指す方向

意欲的で経営感覚に優れた担い手と、各地域の特性に合わせて整備された田畑や果樹園、漁場等の優れた生産基盤、そして、低コスト化や高付加価値化を実現する高度な技術を組み合わせることによって、大きな相乗効果を創出します。

また、消費者ニーズに応じて、良質な愛媛の恵みを全国に安定供給できる生産体制を構築し、「もうかる一次産品の優良産地」の形成に努めます。

そして、若者をはじめとする意欲あふれる多様な担い手に支えられた、活力ある農林水産業の確立を目指します。

— 施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標 農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

— 施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標 豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

— 施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標 多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

施策6 力強い農林水産業を支える担い手の確保

目標

農林水産業の担い手の力をもっと伸ばしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
新規農業就業者数	126人 (平成21～25年度の の平均値)	130人 (平成27年度) ※1
認定農業者数 (経営改善計画を市町長が認定した農業者数)	4,602経営体 (平成25年度)	5,161経営体 (平成27年度) ※1
新規林業就業者数	54人 (平成25年度)	80人
漁業就業者数	7,416人 (平成25年度)	7,000人以上 (平成27年度) ※2
農業産出額	1,291億円 (平成25年度)	1,350億円 (平成27年度) ※1
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	504千m ³ (平成25年度)	650千m ³ (平成27年度) ※3
漁業生産額	859億円 (平成24年度)	1,100億円 (平成27年度) ※2

※1 平成28年度以降は、次期えひめ農業振興プランで検討

※2 平成28年度以降は、次期水産えひめ振興プランで検討

※3 平成28年度以降は、次期えひめ森林・林業振興プランで検討

現状と課題

本県は、全国トップの生産量を誇るかんきつをはじめ、マダイや真珠などの養殖業やヒノキに代表される林業・木材産業などに見られるように、全国屈指の農林水産県として、県内はもとより全国に向けて、安全・安心な農林水産物を日々供給しています。

しかし、近年、農林水産業の就業人口の減少や高齢化によって、地域の担い手は減少し、生産力の低下や耕作放棄地・放置森林が増加するなど、本県農林水産業の持続的な発展が困難な状況にあります。

また、市場価格の低迷や産地間競争の激化に加え、国際貿易交渉の着地点も見通しがつかないことから、農林水産業の経営はますます不安定になっています。

このような中、県内経済を牽引する「力強い農林水産業」を確立するためには、農林水産業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成する必要があります。

取組みの方向

地域の強みを最大限に活かした経営を実現するため、組織化・法人化への支援や担い手の確保・育成、各種団体の健全化・組織力強化の支援などを推進します。

また、今後ますます進展する産地間競争や国際化をビジネスチャンスと捉え、本県農林水産業の積極的な展開を支える基盤づくりとして、経営感覚を備えた生産者の育成などによる経営能力の向上や融資制度の充実など、経営の改善・安定化に取り組みます。

主な取組み

1 担い手の確保・育成

市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組むほか、農林水産業に関する学習の場の充実や地域のリーダーとなり得る担い手の育成を図ります。

2 経営能力の向上

各種相談会や研修会の開催などにより、経営者としての意識改革を促すとともに、経営ノウハウの習得をきめ細かく支援します。

また、生産者自らが加工、販売まで手掛けるなど、新しい分野へチャレンジしやすい環境づくりに努めるほか、経営の効率化や生産コストの削減、担い手への技術継承を図るため、農業へのICT活用を推進します。

3 経営の安定化

農林水産物の生産から加工、販売までを総合的に推進するなど、生産性向上や低コスト化を目指した生産体制を一層強化するとともに、経営の改善・安定化のための各種融資制度の充実や利用促進に取り組みます。

また、日本一の生産量を誇る真珠・真珠母貝養殖業は、高品質化などにより、収益性を高めるとともに、経営多角化など、長期的視点に立った対策を支援します。

4 組織化・法人化の支援

地域の強みを活かしながら経営効率化を図るため、経営体の組織化・法人化に向けた指導や助成を行うとともに、法人設立後の適切な運営のための研修や講習など、運営を担う人材の育成に取り組めます。

5 各種団体の健全化・組織力強化

農業・漁業協同組合や森林組合、土地改良区などの団体・組織が、地域の農林水産業の核となってその役割を果たすことができるよう、管理・検査体制の充実などに取り組み、団体・組織運営の健全化を図るとともに、適切な統廃合を促進するほか、各種団体との連携に一層努めるなど、組織力の強化を支援することにより、農林水産業を支える担い手の経営基盤を強化します。

施策7 攻めの農林水産業を展開するための基盤整備

目標

豊かな田畑や樹園地、漁場をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
認定農業者等への農地利用集積率	24.6% (平成25年度)	44.5%
水田・畑のほ場整備面積	19,709ha (平成25年度)	20,100ha (平成27年度) ※1
効率的な森林整備に向けた森林の集約化・団地化面積	37,940ha (平成25年度)	52,000ha (平成27年度) ※2
漁場整備面積	13,395ha (平成25年度)	13,886ha
野生鳥獣による農作物被害額	379,702千円 (平成25年度)	365,000千円

※1 平成28年度以降は、次期えひめ農業振興プランで検討

※2 平成28年度以降は、次期えひめ森林・林業振興プランで検討

現状と課題

本県には全国トップクラスの面積を誇る樹園地や瀬戸内海・宇和海といった漁場環境の異なる海域のほか、県土の7割を占める豊富な森林資源など、本県農林水産業を支える多様な生産基盤が存在しています。

しかし、急しゅんで複雑な地形や用水不足に対する対策など、さらなる生産基盤の整備が求められているほか、老朽化が著しい施設については、機能の低下や維持管理費の増大といった問題を抱えています。

また、担い手への農地集積や高齢化の進展を踏まえた効率化・省力化を図るための基盤整備、鳥獣害への対策が急務となっています。

取組みの方向

地産地消などによる消費拡大に加え、県外や国外へ販路を拡大するため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産するための基盤整備に取り組むとともに、既存施設を有効に活用し、地域特性や生産者の実情に合った機能を確保することにより、地域の自然環境を守りつつ、生産や物流の効率化・円滑化を図ります。

また、効果的な防護柵設置など、集落ぐるみで取り組む住民参加型の鳥獣害防止対策を推進します。

主な取組み

1 生産性向上のための農地整備

優良農地を確保し、農地中間管理機構等を活用して担い手への利用集積・集約化を図りつつ、経営規模の拡大や農地集積のための水田の大区画化・汎用化を促進するとともに、低コスト化・省力化の実現に向けた樹園地における園内道の整備や新たなかんがい方式の導入などに取り組みます。

また、市町や土地改良区自らが行う基盤整備事業を充実させるとともに、地元を中心とした基盤整備の推進体制を構築し、各地域のニーズに合った生産基盤の向上に努めます。

このほか、農業者の生産意欲の低下要因でもある耕作放棄地の発生防止等にも努めます。

2 森林資源活用のための森林整備

搬出コストの低減を図るため、森林経営計画の作成を支援し、集約化・団地化を促進します。

また、生産性や安全性を高めるため、高性能林業機械の導入に併せ、計画的な林道等の路網整備に取り組みます。

3 漁業施設や生態系に配慮した漁場整備

水産資源の維持・回復を図るため、環境の保全に努めるとともに、海域全体の生態系と調和した藻場や漁場を造成するなど、生産基盤の多面的な整備に取り組みます。

また、操業の安全性の確保や省力化を図るとともに、食の安全・安心志向の高まりに対応した品質確保や衛生管理を行うための共同利用施設の整備を進めます。

4 既存施設の保全管理

老朽化した農業水利施設や農道・林道、漁港など、既存の施設については、適切な保全管理に取り組み、水源かん養機能や防災機能の発揮などにも留意しながら、その有効活用や長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。

5 鳥獣害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、防護柵の設置など、有害鳥獣を侵入させないための被害防止施設の整備、効果的な有害鳥獣捕獲を推進するとともに、未収穫作物の除去や農地周辺の草刈りなど、有害鳥獣を呼び込まない集落環境の整備を促進し、鳥獣害を受けにくい集落づくりを進めます。

併せて、地域における捕獲隊、実施隊の組織化や狩猟者の育成、隣接市町や隣接県との連携捕獲に取り組むとともに、捕獲獣肉の有効利用を支援するなど、計画的かつ効率的な鳥獣害防止対策を推進します。

施策8 選ばれる産地を目指した技術開発の推進

目標

多様な消費者ニーズに応え、安定供給のできる産地になりたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県農林水産研究所が開発した新品種・新技術数	26件 (平成23～25年度の 平均値)	27件
新品種の栽培方法などの技術マニュアルの作成率	75% (平成25年度)	80%

現状と課題

本県では、これまでの試験研究や技術開発によって、紅まどんなや甘平、愛媛甘とろ豚や媛っこ地鶏に代表される愛媛独自の高品質な品種を多く開発し、市場で高評価を得てきました。

しかし、全国各地で行われている様々な研究開発やブランド化に伴い、産地間競争はさらに激化し、他産地との差別化が非常に困難になってきています。

また、近年、地球温暖化などの影響により気候や自然環境の変化が進み、収穫量の減少や品質の低下などの問題が顕在化するとともに、燃料・資材の高騰によって、農林水産業の経営は不安定な状況になっています。

取組みの方向

地域間競争が激化する中で消費につなげていくためには、多種多様な商品の中から「愛媛産」が選ばれる必要があります。

キウイフルーツ、愛育フィッシュ、甘とろ豚、媛っこ地鶏などの既存ブランド産品に、新たなブランド牛、新たな養殖魚種「スマ」、イチゴの新品種「紅い雫」などを加えて、本県1次産業全体のブランド力を高めます。

また、他産地との差別化を図り、新たな市場を開拓するため、多様なニーズに応じた新たな農林水産物を研究開発していくとともに、燃料・資材の高騰や気候変動などによる課題の解決に向け、低コスト化・省力化を実現し、環境や食の安全・安心にも配慮した生産技術の開発・普及に取り組みます。

主な取組み

1 新たな需要創出に向けた新品種・新技術の開発

消費者ニーズに適切に対応するため、愛媛ブランド牛や新たな養殖魚種などのブランド産品や柑橘王国の維持・発展につながる柑橘をはじめとする新品種の開発に取り組むとともに、新品種に対応した生産技術の開発・実用化を進め、高品質で付加価値の高い農林水産物の生産拡大を図ります。

また、地域資源の新たな利用方法や食材の機能性を研究するなど、新しいビジネスチャンスを生み出す試験研究を進め、県内事業者による事業化・製品化を支援します。

2 経営を支える技術の普及

重油等の価格変動の影響緩和のための燃料の節減対策や自然エネルギー導入、ブラッドオレンジをはじめとする温暖化に適応できる品種の選定など、様々な課題に対応するため、最新技術や地域の特性を活かすことができる新品種の導入支援に努めます。

3 環境や安全に配慮した技術の開発

環境への負荷低減や食の安全・安心を確保するため、化学肥料や農薬の節減技術、病害虫防除技術の開発を行うとともに、水産資源を適正に管理するための調査研究や養殖業における魚病被害対策に取り組みます。

4 研究施設の整備・拡充

みかん研究所や畜産研究センターなど、本県農林水産業の基礎を支える県農林水産研究所については、大学や各種機関との連携により、より地域に密着した研究を行うとともに、消費者に選択される愛媛産品の開発につながるよう機器の充実や施設の整備に努めます。

《基本政策1》 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策④ 愛媛ブランドの確立と営業展開

目指す方向

魅力ある様々な愛媛産品が生み出されるとともに、県民一人ひとりの情報発信によって、安全かつ新鮮な農林水産物をはじめとする様々な愛媛産品への理解が進み、消費拡大に伴い、県内外にその魅力が広く浸透する好循環の構築に努めます。

また、アンテナショップや情報誌、インターネット等により、豊かな自然や文化などの愛媛の魅力をつなぎ合わせて、全国各地に発信するとともに、首都圏や近畿圏、台湾をはじめとした東アジア等におけるトップセールスや営業本部による営業活動により、愛媛をまるごとPRする取組みを進め、好感度や認知度の向上を図ります。

そして、県民はもとより、全国の愛媛ファンが信頼と愛着を持てる「愛媛ブランド」の確立を目指します。

— 施策9 愛媛産品のブランド力向上

目標 愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

— 施策10 営業力の強化と市場拡大

目標 県産品の販路を拡大し、地域経済を活性化したい

— 施策11 愛媛の魅力発信力の強化

目標 愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

施策9 愛媛産品のブランド力向上

目標

愛媛産品をもっとたくさんの人に選んでもらいたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
「愛」あるブランド産品の年間販売額の伸び率(対前年度比)	1.1% (平成25年度)	5.0%

現状と課題

本県では、統一キャッチフレーズ「愛媛産には、愛がある。」の下、生産者が愛情を込めてつくり上げた農林水産物や加工食品を「愛」あるブランド産品として認定し、ブランド化を推進してきました。

また、地産地消・愛あるサポーター制度を創設するほか、えひめ地産地消の日や水産の日を定めるなど、地産地消の推進に取り組むとともに、県内の意欲ある中小・ベンチャー企業等が開発、生産している製品については愛媛プロダクツサポーター制度を創設し、工業製品の地産地消にもつなげてきました。

さらには、生産者団体や民間企業とともにトップセールスや物産展、フェア等の各種イベントを実施するなど、県内外や国外における県産品販売の拡大にも積極的に取り組んできました。

しかし、経済のグローバル化が一段と進み、多種多様な商品やサービスが市場にあふれ、差別化が難しくなるとともに、低価格化や地域間競争の激化によって、販路や流通などの面で本県産業を取り巻く環境は依然厳しいものとなっています。

取組みの方向

農林水産業や地域産業を活性化させるためには、まずは愛媛産品の消費を拡大し、そこから得る所得を向上させる必要があります。

そのためには、県産農林水産物や加工品、伝統工芸品、工業製品など、優れた県産品の長を理解して選んでいただく愛媛ファンを増加させる取組みが求められています。また、消費者ニーズを捉えると同時に、これを踏まえた新たな商品の開発・改良に向け、生産者や民間企業とも連携するほか、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化への支援を強力に推進し、その効果を県内に広く波及させます。

さらに、本県産業は県民や企業が自ら支えるという意識の下、地産地消の推進など、県内外での愛媛産品の認知度を向上させるための取組みを推進します。

主な取組み

1 愛媛産品の総合的なブランド化の推進

「愛」あるブランド産品の認定やその戦略的なPRを展開することにより指名買いされるようなブランド価値を創造するとともに、その他の産品についても、愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズの「愛媛産には、愛がある。」やイメージアップキャラクターをアイコンとして使用するなど、県内外で県産品の知名度を高める活動に取り組めます。

特に、人口と情報が集中する大都市圏において、トップセールスや営業活動を積極的に行うことで、市場関係者等が愛媛県産を認識する機会を増やすとともに、一般消費者への影響力が強い量販

店や流通業者、食材のプロである調理師や飲食店等を活用したプロモーションや、パブリシティ効果の高いイベントを実施するなど、認知度向上に向けた取組みを重層的に進めます。

2 新たな商品づくりの促進

真珠やヒジキ、養殖マダイ、和紙など、これまで素材にとどまっていた県内各地域の優れた県産品を発掘し、企業や大学などと連携した加工品開発の支援や県試験研究機関が開発する重点的製品の販売戦略の構築を推進します。

また、県産素材を使用した食のコンテスト開催等を通じ、素材の魅力を活かした新たな商品開発を促進します。

さらに、生産者自らが加工、販売まで手掛ける6次産業化の推進に努めるほか、消費者や流通業界のニーズを踏まえた商品やサービスの改良に向けた取組みを支援します。

3 地産地消の推進

県産農林水産物の学校給食等への利用促進や食育活動など、県内における効果的な普及啓発に取り組むことにより、愛媛産品に対する県民の理解促進を図ります。

また、各種イベントの開催やマスメディアを活用した効果的なプロモーションを展開するとともに、地産地消の拠点となる産直施設の活性化や民間住宅等への県産材活用に向けた支援を行います。

施策10 営業力の強化と市場拡大

目標

県産品の販路を拡大し、地域経済を活性化したい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県関与成約額	56億2千万円 (平成26年度)	100億円

現状と課題

本県経済の活性化に向け、県産品の販路拡大を図るため、行政の営業部隊として全国に先駆け「愛のくに えひめ営業本部」を設置し、国内外への営業活動を積極的に展開した結果、初年度の平成24年度の県関与成約額は8億4千万円、平成25年度は26億6千万円、平成26年度は56億2千万円と着実に成果を上げてきました。

しかしながら、グローバル経済の進展等による商品の多様化、低価格・地域間競争の激化、更には少子化による国内マーケットの縮小など、地域経済を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

取組みの方向

こうした厳しい状況の中で、本県経済が活力を取り戻すためには、これまで以上に実需を創出していく必要があり、本県産品の販路を確実に切り拓いていくことが重要であることから、「スゴ技」、「すご味」、「すごモノ」データベースを活用したトップセールスを国内外で展開するなど、引き続き「営業」というフェイス・トゥ・フェイスで売り込みにこだわるとともに、これまで以上に県内市町や経済団体・金融機関など関係機関との連携を深めた「オール愛媛」体制を確立し、国内外での販路拡大を強力に進めるという本県独自の経済活性化策を展開していきます。

主な取組み

1 県関与成約額100億円達成を目指した営業展開

優れた技術力を有する「スゴ技」企業等の成約に向け、関東から九州までの展示会の出展による潜在需要の掘り起しや、県内企業のニーズを踏まえた個別マッチング活動とフォローに取り組むとともに、経済団体等と連携した海外商談会等を継続して実施し、成約額の一層の拡大を目指します。

本県が誇る農林水産物、加工品などの「すご味」や、伝統工芸品を中心とした「すごモノ」については、「愛」あるブランド産品や愛育フィッシュなど質の高い県産品の知名度向上をはじめ、農商工連携や6次産業化及び伝統技術のブラッシュアップや産地連携などによる商品の高付加価値化などの入口戦略と、国内大手量販店・高級百貨店・卸等、商品ごとに業種やエリアなどターゲットを絞った国内販路の開拓・拡充や、かんきつ・水産物を軸に東アジアを中心とした海外販路の開拓などの出口戦略を確実に展開し、成約の大幅アップを目指します。

2 地域ブランド「愛媛」の確立

個々の優れた産品を集約化した売り込みによる消費者への総合的な「愛媛」のアピールやフェア等での「愛媛」の露出機会の拡大、インターネットを活用した情報発信の強化等、多様な営業戦略を展開し、国内外の消費者から「愛媛のものを食べたい。買いたい。」更には、「愛媛に行きたい。住みたい。」と思われるような「愛媛」そのもののブランド化を目指します。

施策 1 1 愛媛の魅力発信力の強化

目標

愛媛県をもっとたくさんの人に知ってもらいたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
報道機関に対する記者発表件数	103 件 (平成 23～25 年度 の平均値)	113 件
首都圏パブリシティ活動により県の情報がメディア等に 取り上げられた件数	605 件 (平成 25 年度)	670 件
県HPへの訪問者数	361,781 件/月 (平成 25 年度)	390,000 件/月

現状と課題

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、多彩なかんきつ類や魚介類などの農林水産物に加え、今治タオルや宇和海の真珠など、優れた特産品が数多くあります。

また、しまなみ海道や道後温泉などの観光資源や、伝統あるものづくり産業から生まれた高度な技術力による多種多様な工業製品など、愛媛が誇る地域資源には、愛媛の魅力を向上させる大きな可能性が秘められています。

しかしながら、近年の地域間競争の激化により、ありきたりの情報発信では差別化が困難なため、多くの情報が埋没する傾向にあります。

このため、愛媛という地域ブランドの全国的な地位向上に向けて、受け取る側の印象に残り、好感度や認知度を高める効果的な情報発信を展開する必要があります。

取組みの方向

テレビやラジオ、新聞などの各種マスメディアやインターネットを活用した情報発信など、様々な媒体を戦略的かつ効果的に組み合わせたPRを実施し、認知度向上に取り組みます。

また、発信する情報が受け手の印象に残り、結果、多くの方々から愛媛を選択してもらえるような、魅力的な情報発信を展開します。

これにより、県民自らがふるさと愛媛の良さを認識し、誇りを持って県内外にPRすることができる気運の醸成にもつなげ、県民総ぐるみの愛媛セールスを積極的に展開することができるようサポートしながら、愛媛ファンの増加に努めます。

主な取組み

1 認知度向上へ直結する情報発信

愛媛の魅力的な地域資源をつなぎ合わせることで、愛媛ならではのストーリー性のある情報を創出し、最適な広報媒体を活用して効果的に発信します。

また、県ホームページで、愛媛の旬の話題をタイムリーに発信するとともに、民間活力も活用しながら首都圏・近畿圏等のメディアに愛媛の話題を取り上げてもらうよう、市町とも連携し、積極的にパブリシティ活動を行うほか、ロケ地誘致を推進するフィルムコミッション事業の積極的な展

開支援、県のイメージアップキャラクター「みきゃん」を活用したPR活動等により、愛媛の認知度向上を図ります。

2 愛媛ブランド確立に向けた情報発信

激しさを増す地域間競争に打ち勝つため、サイクリングパラダイスに向けた自転車新文化の創造をはじめ、観光や農林水産物、歴史・文化・スポーツなどの様々な分野について、一体的かつ効果的な愛媛セールスを展開するための連携方策等を検討し、愛媛を選択してもらえるブランド力の確立につながる戦略的な情報発信に努めます。

3 県民総ぐるみの愛媛セールス

積極的なトップセールスや県ホームページを活用した広報などの様々な誘致活動により、本県を訪れた修学旅行生をはじめとする観光客に対して、県民一人ひとりが、愛媛の魅力を余すことなく伝えられる広報パーソンとして接することができるよう、様々な媒体や機会を通じて愛媛の魅力を発信し、県民総ぐるみの愛媛セールスにつなげます。

4 愛媛ファンづくりの推進

県外のアンテナショップや物産フェア等を通して県産品をはじめとする愛媛の魅力を大都市圏等に売り込むとともに、スマートフォンやSNS等を活用したリピーターの確保、伊予観光大使やマスコットキャラクターによるイメージアップ活動等に取り組み、新たな愛媛ファンづくりを積極的に展開します。

《基本政策1》 生き生きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策⑤ 観光・交流の拡大

目指す方向

東予の優れた産業や中予の史跡・文化、南予のありのままの自然や食など、県内の多彩な地域資源の魅力を、観光客の印象に残る情報に組み立て、様々なメディアを効果的に活用しながら強力に発信します。

また、県内外の観光エリアを組み合わせた魅力ある広域観光ルートや、外国人のニーズに合った快適に周遊できる観光ルートの形成、サイクリスト等の受入環境を整備するとともに、温かな心配りやお接待の心による観光客との交流を進めます。

そして、愛媛ならではの地域資源を活用しながら、交流人口の拡大を目指します。

施策12 魅力ある観光地づくり

目標 もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

施策13 国際観光・交流の振興

目標 海外とのつながりを強め、交流を深めるとともに、国際観光地としての知名度を高め、もっと多くの外国人に訪れてもらいたい

施策14 自転車新文化の推進

目標 自転車を活用して交流人口を拡大させ、地域を活性化したい

施策 12 魅力ある観光地づくり

目標

もっとたくさんの人に訪れてもらい、地域を活性化したい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
観光客数	25,281 千人 (平成 25 年)	27,000 千人 (平成 27 年) ※1
観光消費額	1,060 億円 (平成 25 年)	1,113 億円 (平成 27 年) ※1

※1 平成 28 年以降は、次期愛媛県観光振興計画で検討

現状と課題

少子高齢化により国全体の人口減少が進行する中、本県への観光客数をいかに維持・拡大するかが大きな課題です。

また、県内観光地の認知度は道後温泉が突出して高いものの、他の観光地の認知度向上が課題であり、誘客やリピーターを増やすことなどが求められています。

今後、県内全体の観光客総数の約 4 割を占める松山圏域の集客力を活かして、他の圏域の底上げを図るためには、産業観光資源として特色のある別子銅山産業遺産や多彩な産業群、石鎚山を中心とした東予エリアの山岳ルート、体験型観光資源として世界に誇れるしまなみ海道、ありのままの自然や古い町並みが残る南予地域など、大きな可能性を持つ本県の魅力をさらに発揮する必要があります。

取組みの方向

観光客の増加を図るため、各地の観光資源の魅力を発掘し、磨き上げ、つないでいくことにより、県全体の魅力を高めるとともに、観光客のニーズに合わせた効果的な観光宣伝を行うなど、その魅力を強力に発信し、誘客促進に努めます。

また、日本遺産にも認定された四国遍路で培われたお接待により育まれた「おもてなし」や温かな心配りが県民一人ひとりから自然に醸し出されるような、魅力的な観光地づくりと地域のにぎわい創出に向けて、県内市町や四国 4 県、広島県をはじめとする瀬戸内圏域での連携を強化するほか、地域の特性を活かした各種イベントを開催します。

主な取組み

1 多彩で上質な観光地の形成

観光に携わる人材の育成や観光客にやさしいまちづくりを進めるなど、県民総ぐるみになって「おもてなし」の充実・向上を図るほか、日帰りも可能な県内スキー場の魅力に着目するなど県内各地の観光資源を掘り起こすとともに、宿泊施設などの受入態勢の強化や積極的な情報発信に努めます。

また、豊かな自然や伝統文化、産業遺産を活かした体験教育型の観光プログラムの策定や物語性のある観光ルートの開発など、県内各地の観光資源の魅力向上と旅行商品化を図るほか、修学旅行の商品化などリピーターの確保につながる上質な観光地の形成に取り組みます。

2 広域観光の推進

県内市町をはじめとする各主体との連携を強化し、松山圏域への集客効果をできるだけ広域に波及させながら、県全体の活力向上へとつなげます。

また、四国4県や瀬戸内圏域で連携し、観光資源の情報を一体となって発信するほか、県境を越えた観光ルートの形成に努めます。

3 魅力的なイベントの開催

「えひめ町並博2004」や「いやし博2012」の開催実績を基に、南予全体をフィールドにした新たなイベント「えひめ南予博覧会（仮称）」の開催を目指します。

また、「サイクリングしまなみ」の開催成果を活かし、「サイクリストの聖地」しまなみ海道を舞台としたサイクリングイベントの継続開催を目指すとともに、全県下での「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に向けて、サイクリングを活用した観光振興に取り組みます。

さらに、「ねんりんピック」をはじめ、経済波及効果のある全国的イベントやコンベンションを積極的に誘致し、県外からの誘客促進に取り組みます。

施策 1.3 国際観光・交流の振興

目標

海外とのつながりを強め、交流を深めるとともに、国際観光地としての知名度を高め、もっと多くの外国人に訪れてもらいたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
外国人登録者数 (人口千人当たり)	6.3 人 (平成 25 年)	6.5 人 (平成 30 年)
海外渡航者数 (人口千人当たり)	59.3 人 (平成 25 年)	60.9 人 (平成 30 年)
県・市町の国際交流協定締結数	12 箇所 (平成 25 年度)	13 箇所
外国人延宿泊者数	49,740 人 (平成 25 年)	73,914 人 (平成 30 年)

現状と課題

インターネットの普及や高速交通基盤の整備に伴い、経済、文化などあらゆる分野において、人、モノ、情報が世界的な規模で移動するようになったことにより、地域経済や住民の日常生活も国際社会の動向に大きく影響される時代を迎えている中で、本県においても、常に海外との接点を意識し、世界に開かれた愛媛づくりを進める必要があります。

一方、本県にはミシュラン・ジャパンで三ツ星を獲得した道後温泉本館やCNNで世界7大サイクリングコースとして紹介されたしまなみ海道など、世界に誇る観光資源が多数あるものの、海外における知名度不足など様々な要因により外国人宿泊者数は日本全体の伸びには及ばない状況にあります。

取組みの方向

姉妹提携自治体、在外県人会、外国人留学生との交流を通じて、海外との人的つながりや相互に支え合う関係の構築と、県民の国際理解の促進に努めるとともに、地域においても、在住外国人と共に支え合いながら、心豊かな生活を営むことができるよう、意識啓発による国際感覚を備えた人材の育成に取り組みます。

このほか、外国に関する相談専門家の配置などにより、国際交流を支える基盤づくりと、外国人にとっても安心して訪問し生活できる地域づくりに努めます。

また、本県が有する国際航空路線等のインフラや魅力ある観光資源を活かしながら、外国人観光客を誘致し、県内経済の活性化を図るため、成長著しい近隣アジア諸国の観光客を中心として、観光ニーズや趣向を的確に捉えた情報発信など、効果的な観光振興策を展開するほか、近隣県等とも連携しながら、サイクリングなどの新たな観光資源を活用した観光ルートづくりを進めるとともに、松山空港国際線の利便性向上等により、外国人観光客の倍増を目指します。

主な取組み

1 多文化共生地域づくりの推進

県民と外国人が、互いの文化や習慣を理解できるよう、留学生を含めた外国人の地域行事等への参加を促進するなど、気軽に友好を深めることのできる機会を拡充するとともに、県国際交流センターへの外国人支援・海外連携推進員の配置による相談・情報提供体制の整備、日本語学習機会の提供などを通じて、外国人にとっても暮らしやすい多文化共生地域づくりを推進します。

また、県国際交流協会と市町国際交流協会との連携強化を図ります。

2 相互に支え合う海外との友好関係の構築

県出身の海外移住者とその子弟等により組織されている在外県人会、米国ハワイ州をはじめとする県や市町の姉妹提携自治体など海外の団体や、本県ゆかりの個人等と、訪問団や次代を担う子どもたちの相互派遣、留学生・研修生・インターン生などの受入れによる人材育成等を通じて、友好・親善の輪を深めます。

また、国際協力機構や県国際交流協会、愛媛大学など関係機関との連携の下、県や市町、団体、企業等が持つ水産食品加工などの技術やノウハウ、人材を活用した国際協力に努めるなど、未来を見据えた交流の枠組みづくりにも取り組みます。

3 国際化を支える人材の育成

国際社会の一員として主体的に行動できる広い視野と判断力を養成するための外国語教育や国際理解を深める教育の充実強化、外国に関する相談専門員の設置、外国人との交流や海外への渡航機会の拡大等により、本県の国際化と平和で豊かな国際社会の構築に貢献できる人づくりを進めます。

4 外国人が求める観光ルートの開発

本県の地域資源である温泉や自然、食、歴史のほか、遍路文化で培われた「おもてなしの心」を広くPRするとともに、近隣県等との連携を図りながら地域資源を結びつけ、外国人の観光ニーズに合った魅力ある観光ルートの開発を促進します。

また、2020年東京オリンピック開催を見据えて、広島からの周遊ルートやサイクリングなどを活用した海外からの誘客に努め、外国人観光客の倍増を目指します。

5 松山空港国際線の観光振興への活用

松山空港の国際線を活用した海外からの旅行ツアー充実に向けたプロモーション等に取り組みます。

また、松山市をはじめとする県内市町等と連携しながら、台湾との相互交流の一層の促進を図るため、チャーター便の増便など、実績を積み上げ定期便就航を目指すとともに、サイクリング等も活用しながら、アウトバウンド、インバウンド双方から観光需要の拡大に努めます。

6 外国人への情報発信の強化

インターネットや海外のメディアを活用し、トップセールスなどと連動した積極的な情報発信に努めるとともに、空港や道路、観光施設の外国語による案内表記やWi-Fi環境の充実、留学生等を活用した外国語ボランティアガイドの育成などに取り組み、外国人観光客の受入態勢の充実・強化を図ります。

施策14 自転車新文化の推進

目標

自転車を活用して交流人口を拡大させ、地域を活性化したい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
しまなみ海道(今治市)におけるレンタサイクル利用者数	42,233件 (平成25年度)	50,000件
愛媛マルゴト自転車道サイトの会員登録者数	407人 (平成26年度)	3,000人
愛媛マルゴト自転車道コース(ブルーライン)の整備率	25.6% (平成26年度)	100% (平成28年度)

現状と課題

本県は、日本で唯一海峡を自転車で渡ることができるしまなみ海道をはじめ、西日本最高峰の石鎚山や日本一細長い佐田岬半島など風光明媚なサイクリングに適した地域資源が数多くあります。

県では、これらの資源を有効に活用し、サイクリングを核とする交流人口拡大のため、しまなみ海道をサイクリストの聖地に、愛媛県をサイクリングパラダイスにを目標に、しまなみ海道を舞台とする国内最大級のサイクリング大会の開催をはじめ、愛媛マルゴト自転車道構想の推進、サイクルオアシスなど受入態勢の整備、シェア・ザ・ロードの精神をうたった自転車の安全利用を促進するための条例の制定などの取組みを進め、自転車を通じて健康・生きがい・友情を育む「自転車新文化」の普及を図っています。

これまでの取組みにより、しまなみ海道は、世界有数のサイクリングロードとして認知度が向上し、交流人口が拡大してきており、今後、より効果的な施策を展開することにより、さらなる誘客の拡大が期待されます。

さらに、県内各地でサイクリング大会が開催されるなど、サイクリングによる地域活性化の動きが徐々に拡大してきており、今後、しまなみ海道の効果を県全体に波及させ、「サイクリングパラダイスえひめ」確立に向けた取組みを強化する必要があります。

取組みの方向

市町や企業・団体等と連携しながら、サイクリスト等の受入環境を整備するとともに、県内の優れたサイクリング資源を活用したプロモーション活動の強化や広域連携による誘客促進により国内外からサイクリストを誘致するなど、地域活性化と交流人口の拡大を図ります。

また、県民誰もが気軽にサイクリングを楽しむことができる環境を整備するとともに、自転車の安全利用やシェア・ザ・ロードの精神の定着等にも取り組み、安全で快適な「サイクリングパラダイスえひめ」の実現を目指すとともに自転車新文化の普及を図ります。

主な取組み

1 サイクリスト受入環境の整備

市町と連携して愛媛マルゴト自転車道の整備を加速させるとともに、レンタサイクル拠点やサイクルオアシス等の充実、サイクルトレイン・バス・タクシーの拡充、FreeWi-Fiスポットの

整備、サイクリングガイドの育成など、国内外からのサイクリストを想定したおもてなし態勢の整備を促進します。

また、県内の既存の地域資源をサイクリングと融合させることによりブラッシュアップし、新しい本県の魅力を創造、発信する取組みを強化します。

さらに、高知県との連携により、四万十川流域のサイクリングルートを開発するとともに、将来的には香川県、徳島県とも連携し、四国全体を結ぶサイクリングルート整備へとつなげていきます。

2 自転車先進県としてのブランドの確立とプロモーションの推進

サイクリストの聖地しまなみ海道をはじめとする本県のサイクリング資源を国内外のメディア、旅行会社等を通じて情報発信するなど、戦略的なプロモーション活動を実施し、自転車先進県としてのブランドを確立させ、愛媛の知名度を向上させます。

また、定期的な国際サイクリング大会の開催をはじめ、市町や企業、団体等と連携してサイクリングイベントを展開し、国内外のサイクリスト誘客に取り組めます。

3 県民誰もがサイクリングに親しむことができる環境づくり

シニアや女性など様々な層を対象にスポーツ自転車を体験できる機会を提供するとともに、市町と協働した「サイクリングの日」の創設など、誰もがサイクリングを気軽に親しむ環境づくりに努めます。

また、自転車の安全利用を促進する条例の趣旨に沿って、指導者の育成等により交通安全教育を充実し、ヘルメット着用や左側走行など自転車の基本的なルールの徹底を図り、他の交通にも配慮した安全で快適なサイクリング環境づくりを進めます。

政策⑥ 交通ネットワークの整備

目指す方向

災害時の緊急輸送道路ともなる高速道路の南予延伸をはじめ、これからの地域の交流や持続的な発展を支える道路・橋りょう・港湾等の整備を進めるとともに、適切な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

また、いつでも誰でも安心して利用することができる、鉄道やバス路線、航路等の公共交通機関の利便性向上を図るとともに、関係機関と連携して基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画への格上げに取り組みます。

そして、人やモノがスムーズに移動できる機能性の高い交通ネットワークの確立を目指します。

施策15 広域・高速交通ネットワークの整備

目標 もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

施策16 地域を結ぶ交通体系の整備

目標 日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

施策15 広域・高速交通ネットワークの整備

目標

もっとスムーズに県内外を移動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
高規格幹線道路等の整備率	76.8% (平成26年度)	78.4%
愛媛発着の旅客流動数	73百万人 (平成24年度)	73百万人
愛媛発着の貨物流動数	169,756千t (平成24年度)	169,756千t以上
松山空港の年間利用者数	2,622千人 (平成25年度)	2,850千人

現状と課題

本県にとって、高速道路は広域的な交流・連携や、地域活性化、緊急輸送などに不可欠ですが、その整備は、特に南予地域で遅れており、安全・安心な生活や救急医療等の不安を解消するまでには至っていません。

また、高速鉄道については、全国的に新幹線の整備が進む中、四国が今後も継続して発展していくには新幹線導入による鉄道の抜本的高速化が必要です。このため、現在、基本計画に留まっている四国の新幹線の整備計画への格上げについて、国に働きかけを行うとともに、四国内外の住民の機運醸成を図ることが不可欠です。

さらに、松山空港を発着する航空路線は、現在、国内線が羽田線、成田線、伊丹線、関空線、名古屋線、福岡線、鹿児島線、那覇線の8路線、国際線が上海線、ソウル線の2路線と、合わせて10路線が運航されていますが、収益性を一層重視した路線の再編が進められる中、引き続き、利用者ニーズに沿った航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成が求められています。

取組みの方向

県内産業の発展はもとより、県境を越えた広域的な交流・連携や、救急医療、災害時の緊急輸送にも必要不可欠な高速道路や地域高規格道路等の幹線道路網の着実な整備、港湾機能の強化、さらには、鉄道輸送の高速化や空港機能の拡充、交通モード間の連携強化等を図ることにより、充実した広域・高速交通ネットワークを整備します。

主な取組み

1 高速道路等の整備・利便性向上

地域経済の活性化に不可欠な物流の効率化、救急医療や災害時の緊急輸送道路の確保、さらには、観光客の利便性向上などにつながる基盤として、高速道路の南予延伸など「四国8の字ネットワーク」の早期形成や今治小松自動車道の早期全線開通を図るほか、地域高規格道路(松山外環状道路、大洲・八幡浜自動車道等)の事業推進などにより幹線道路網の整備に努めるとともに、港湾機能の強化に取り組みます。

2 鉄道輸送の高速化

鉄道輸送のさらなる高速化を図るため、四国の新幹線の整備計画への格上げを目指し、引き続き四国各県や県内沿線自治体など、関係機関と一体となって、必要な調査を国に実施するよう働きかけるとともに、新幹線導入の効果や課題について県民の理解を促進し、気運の醸成に努めます。

3 フェリー・旅客船航路の維持

環境負荷の低減につながるモーダルシフトの促進や、大規模災害時における緊急輸送手段の確保等の観点から、本県と関西・中国・九州方面を結ぶフェリー・旅客船航路の維持に努めます。

4 松山空港の機能強化

空の玄関口として、利用者の印象に残るよう県民総ぐるみでおもてなしの仕掛けづくりに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた国内・国際定期航空路線の維持・拡充と利便性の高いダイヤ編成の実現に努めます。

また、空港と空港周辺地域の調和ある発展を図るために、生活基盤施設の整備をはじめとして、利便性向上に向けたアクセス道路等の整備を推進するとともに、震災に備えた耐震化対策や航空路線の拡大に対応できる空港整備と運営を推進するなど、災害に強く利便性の高い交通拠点としての機能確保を図ります。

5 交通モード間の連携強化

県内への交流人口の拡大を図るため、県外から各交通モードを使ってスムーズに県内各地を移動できるよう、空と陸については路面電車の空港延伸に向け、実現の可能性を本格的に検討するとともに、海と陸については航路を活用したバスや鉄道の利用増に取り組むなど、市町と連携した公共交通機関同士のアクセスの向上及び利用促進を図ることにより、交通モード間の連携強化に取り組めます。

施策16 地域を結ぶ交通体系の整備

目標

日常生活において、もっと安心して移動できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
拠点形成を支援するための道路改良率	88.2% (平成26年度)	91.4%
大型車等すれちがい困難解消率	80.9% (平成26年度)	82.1%
過疎・離島地域の地域交通の路線数	586路線 (平成25年度)	586路線
県内の主要公共交通機関の年間輸送人員	41,841千人 (平成24年度)	41,841千人

現状と課題

高度経済成長期以降、我が国では多くの交通基盤が整備されてきましたが、本県では、生活道路網の整備が依然として遅れており、道路改良率は全国水準を大きく下回る状況にあります。

今後は、費用対効果のみならず、災害時や緊急時の社会基盤としての効果も勘案しながら、地域の実情に合った適切な生活道路網の整備に努める必要があります。

また、県内の公共交通機関は、モータリゼーションの急速な進展や、人口減少、高齢化に伴う利用者の減少などの影響を受け、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない地域の公共交通を維持することが急務となっています。

取組みの方向

幅広い分野で地域間の交流・連携を支える県内道路網を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

また、鉄道・バス・離島航路など、地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めるほか、長期的な視点を持ちながら、交通体系の構築に取り組みます。

主な取組み

1 道路網の整備・維持

路線の重要度や整備効果に着目し、安心して快適な暮らしと地域の活性化に必要な路線を中心に、県内の道路ネットワークの充実を図るとともに、九島架橋、上島架橋（岩城橋）の整備を推進します。

また、道路のバリアフリー化や歩道整備を推進するほか、道路補修を住民や企業に委託するなど、効果的な維持管理のための新しい協働システムの構築に努めます。

2 鉄道・バス・航路など地域における生活交通の維持

国による支援策を十分に活用しながら、運営経費への支援や税制面での優遇などを行うとともに、地域交通の実情に応じたきめ細かな施策の充実や、関係者と連携した利用促進に努め、県民の生活

の足として欠かせないJR予土線などのローカル鉄道や過疎地域等のバス路線、離島航路の存続を図ります。

3 公共交通を補う地域の実情に応じた交通システムの構築

高齢化が進み、交通弱者が増える中、地域における住民の足を確保するため、地域住民や企業、市町と連携しながら、コミュニティバスやデマンド交通（乗合タクシー）など、各地域の実情を踏まえた交通システムの構築を目指します。

4 県民の暮らしに最適な交通体系の構築

公共交通を維持し、県民の移動手段を確保するとともに、人口減少や地球温暖化対策等の課題にも対応するため、市町と連携して将来の本県地域交通のあり方を検討し、地球環境に優しい公共交通や自転車の利用拡大を図るなど、日常生活や経済活動にとって最適な交通体系の構築を目指します。

えがお

《基本政策2》 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策① 参画と協働による地域社会づくり

目指す方向

県民一人ひとりが、暮らしている地域の将来像を描き、それを実現するための課題に正面から向き合い、行政はもとより、地域住民やNPO、企業など地域で活動する多様な主体と連携・協力して解決に取り組む活動を促進します。

また、男女が互いの個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、あらゆる人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

そして、県民がお互いに助け合い、支え合う地域社会の構築を目指します。

施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標 多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

施策18 男女共同参画社会づくり

目標 性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

施策19 人権が尊重される社会づくり

目標 互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

施策17 未来につなぐ協働のきずなづくり

目標

多様な主体がもっと連携・協力して、地域課題に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
NPO法人数(認定NPO法人を含む)	427 法人 (うち認定NPO法人3法人、仮認定NPO法人2法人) (平成25年度)	500 法人 (うち認定NPO法人 現状より増加)
愛媛ボランティアネット会員登録数	3,510 会員 (平成25年度)	4,300 会員
地域づくりリーダー育成数	192 人 (平成26年度)	292 人

現状と課題

人口減少や過疎化、急速な高齢化など社会構造の変化に加え、震災や風水害など大規模災害の頻発等により県民のニーズや価値観が多様化する中、行政だけでは全てのニーズに的確に応えることが困難になりつつあります。

また、核家族化や都市化の進展に伴い、自治会や町内会等の地縁型コミュニティが担ってきた地域活動に参加する住民の割合は減少する傾向にあり、地域の絆の希薄化が問題となっています。

こうした中、地域住民やNPO、企業など地域における多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む活動が重要となっています。

取組みの方向

地域が抱える様々な課題に県民一人ひとりが正面から向き合う意識を高め、地域課題の解決に主体的に取り組む担い手の育成を図ります。

また、NPO等が安定的・継続的に活動できるよう、組織力や財務力等の活動基盤の強化を支援します。

そして、住民の関心と愛着、行政の参加と支援のもとに、地域に関わる様々な主体が連携・協力して課題解決を図り、絆を深めながら地域づくりに参画することができる協働ネットワークの構築に取り組めます。

さらに、市町や民間団体等が、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みを支援し、地域コミュニティの強化を図ります。

主な取組み

1 地域を結び、支える人材の育成

ボランティアやNPO活動への参加を促進し、子どもから大人まで多くの県民に様々な活動や交流を知ってもらうことにより、自主性・主体性を持って地域活動等に参加する気運を高め、自分たちが暮らす地域に誇りと愛着を持った人と人の絆を結び付ける人材の育成に取り組めます。

また、多様な主体と行政との協働の方向性を示し、県・市町職員の協働に対する意識の向上や地域活動への積極的な参加促進に努め、NPOなど多様な主体と行政との協働推進体制の強化を図ります。

2 地域課題に取り組む団体の活動基盤強化

NPO法人が安定的・継続的に活動できるように、「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して助成するなど、活動基盤の強化を支援するとともに、NPO法人の情報公開や寄附環境の整備、企業の社会貢献活動を促進し、地域で多様な主体が助け合い支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、NPO等やボランティア団体、自治会をはじめとする地縁団体、学校、公民館等の社会教育機関、企業等を機能的につなげていく中間支援組織の機能強化を図るとともに、NPO等や中間支援組織を広域的・専門的に支援することができる仕組みを整備し、協働ネットワークの構築を推進します。

3 個性あふれる地域づくり

自らの創意工夫により、地域の活性化に取り組む市町や地域づくり団体の活動を支援するとともに、ビジネス的手法も取り入れた地域課題の解決方策や地域雇用の創出につなげます。

施策18 男女共同参画社会づくり

目標

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県審議会等における女性委員の割合	40.7% (平成26年度)	45%以上
男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5% (平成26年度)	35%
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	48.4% (平成26年度)	48.4%以上

現状と課題

女性の社会進出は進んでいますが、様々な意思決定の場への参画は十分とはいえず、依然、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」等のように性別を理由として役割を分ける固定的性別役割分担意識も根強く残っているほか、配偶者等からの女性に対する暴力も社会問題となっています。

また、本格的な人口減少社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が家庭生活と仕事や地域活動を両立できる環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、行政・民間部門の意思決定の場への女性の参画拡大を促進するほか、女性の就業・起業を支援します。

また、身体的、性的、心理的暴力等あらゆる暴力の根絶に向け、ドメスティック・バイオレンス(DV)の未然防止や被害者対策の充実等に取り組めます。

主な取組み

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進週間における普及啓発活動の強化や、県審議会等への女性委員の登用等に努めるほか、市町や関係団体、企業、学校等とのネットワークの強化を図り、男女共同参画を推進する上での地域課題の検証や解決に向けた取組みを進めます。

2 県男女共同参画センターの機能拡充

性別や就業の有無にかかわらず幅広く県民のニーズに対応した学習機会を提供するなど、県男女共同参画センターの機能拡充に努めるとともに、同センターと市町関連施設との連携強化を図り、地域活動をはじめとする様々な分野への女性の参加促進と自己実現に向けた活動支援に取り組めます。

3 女性の就業・起業支援

情報提供サイトの活用を図り、各種団体と連携し、女性の再就職や起業を希望する女性の支援に努めるとともに、女性がライフステージに応じて将来像を描く際に参考となる事例(ロールモデル)の普及啓発に取り組み、自分の個性や能力を活かせる主体的な取組みを促進します。

4 女性に対する暴力の根絶

女性に対する暴力の根絶に向け、若年層に対する普及啓発を一層推進するなど、DV等を許さない社会的認識を徹底するほか、被害者に対する相談・保護体制を充実するとともに、メディアにおける性・暴力表現について、人権に配慮した自主的取組みを促進します。

施策19 人権が尊重される社会づくり

目標

互いの尊厳と権利を尊び、共に歩むことができる社会にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
人権問題に関する研修・講座等の受講者数	11,455人 (平成25年度)	14,700人以上
人権・同和教育研究大会への参加者数	2,312人 (平成26年度)	2,500人
人権問題に関する指導者研修等の受講者数	1,771人 (平成26年度)	1,800人

現状と課題

私たちの周りには、女性や子ども、高齢者、障害者への人権侵害や同和問題など、様々な人権課題が存在しています。

また、近年、家庭内での暴力や虐待、インターネット上の誹謗中傷など、人権課題は複雑多様化しています。

このため、これら人権課題への対応や相談・支援体制を一層充実させるとともに、県民一人ひとりが自らの問題として捉え、誰もがかけがえのない存在として共に生きることの大切さを認識する必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが多様な生き方を否定されることなく、相手の立場に立って考え、行動することにより、互いの人権が尊重される社会づくりに取り組みます。

また、誰もが地域社会を構成する一員として、あらゆる分野に自由に参画でき、多様な文化や価値観等を認め合いながら共に安心して暮らすことができるよう、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進するとともに、人権侵害に対して、迅速かつ適切に対応できる相談体制やネットワークの整備に取り組みます。

さらに、国内外の状況を適切に把握しながら、重要課題における問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

主な取組み

1 人権教育・啓発の推進

あらゆる差別や偏見を解消するために、学校や地域、家庭、職場等における人権教育・啓発を推進し、教職員をはじめとする人権教育の指導者を育成するなど、県民一人ひとりが人権の意義や重要性について生涯にわたり継続した学習ができる環境の整備に努めます。

また、差別をなくする強調月間を中心に講演会や広報媒体等を活用した啓発活動を実施し、県民の人権意識を高めます。

2 人権課題に対する相談・支援体制の強化

県民が安心して気軽に相談できるように、県人権啓発センターを総合的な人権相談窓口として体制を整備するとともに、人権に関する研修会の開催や映像ソフトの貸出しを行うなど、県民の人権啓発活動を支援します。

また、国や市町、NPO等の民間支援団体と連携・協力しながら、相談活動の充実・強化に努めます。

3 重要課題への取組み強化

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者・回復者、犯罪被害者、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致問題等の重要課題について、国内外の状況を適切に把握しながら、それぞれの固有の問題点について調査・研究を進め、課題解決に向けた取組みを強化します。

政策② 持続可能な活力ある地域づくり

目指す方向

人口減少が進む中、地域運営に取り組む県民同士が情報を交換できる広域的なネットワークを構築するなど、県民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートします。

また、移住・定住やU・Iターン就職の促進に積極的に取り組み、地域の新たな担い手を確保するとともに、地域活動の中心となる人材を育成します。

そして、地域の問題を地域主体で解決できる、活力あふれる地域社会の構築を目指します。

施策20 地域を支える人材づくり

目標 地域を支える人材を呼び込み、育成したい

施策21 地域集落の機能強化

目標 より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

施策20 地域を支える人材づくり

目標

地域を支える人材を呼び込み、育成したい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
移住窓口相談件数	608件 (平成25年度)	1,000件
県外からの移住者数	64人 (平成25年度)	100人

現状と課題

人口減少や高齢化が急速に進行する中、地域の維持・活性化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっています。とりわけ、県内過疎地域などでは都市への人口流出による課題が顕著であり、平成25年度に県・市町が連携して行った集落实態調査の結果においても、集落の抱える課題の大半は、地域活動や産業の後継者、担い手不足に起因するものでした。

今まで集落を支えてきた昭和ひと桁生まれの方々が、平成27年には全員80歳代となるなど、今後、地域の担い手が大きく減少するおそれがあり、これに対応した仕組みづくりや、移住・定住施策の推進による人材の確保が大きな課題となっています。

また、都市部から地域へ移住する上での不安・懸念材料として、「働き口が見つからないこと」を挙げる人が多く、地域を支える人材の確保のためには、移住希望者それぞれのニーズに即した就業や就農の支援が不可欠となっています。

取組みの方向

市町や関係団体と連携しながら、雇用の確保など、外部人材の受入態勢を整備し、地域を支える担い手の呼び込みを図ります。

また、実態に即した研修会の開催等を通じて地域を支える人材のスキルアップを支援します。

主な取組み

1 地域の担い手確保・育成

地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員）や外部から地域課題の解決に取り組む人材（地域おこし協力隊等）を効果的に配置した仕組み作りを推進し、地域における担い手の確保を支援します。

また、地域の実態に即した実践的な研修や県内各地の地域づくり実践者との交流を通じて、地域における活動の中心となる人材のスキルアップや将来にわたる幅広いネットワークの構築を支援するほか、大学と連携し、地域課題の研究を通して人材の育成を図ります。

さらに、地域おこし協力隊に対しては、農林水産業への就業や起業の支援を行うことにより、任期終了後の定住を促進し、地域における担い手確保を図ります。

2 移住・定住の促進

人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者を積極的に誘致するため、市町や民間団体と連携しながら、オール愛媛で受入体制や情報発信力の強化を図るとともに、地域住民が主体となった移住の取組みを支援していきます。

また、空き家を利活用した移住・定住の促進に取り組みます。

3 就業・就農支援

愛媛県へのU・Iターン就職を希望する方とU・Iターン採用を希望する企業の情報を収集・管理し、双方に情報を提供するほか、U・Iターンに関する相談を行うなど、愛媛県へのU・Iターン就職の促進に取り組みます。

また、市町や（公財）えひめ農林漁業振興機構、農業・漁業協同組合、森林組合など関係機関と連携して、年齢や性別、個人や企業などを問わず多様な新規就業者を確保するため、必要な情報の発信や技術習得のサポートに取り組みます。

施策 2-1 地域集落の機能強化

目標

より広い範囲で支え合う住民主体の集落運営を進めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成 30 年度)
地域づくり協働体の構築に向けた新規計画策定箇所数	—	10 箇所
地域づくりリーダー育成数	192 人 (平成 26 年度)	292 人

現状と課題

県では、関係市町と連携しながら、基盤整備や産業振興を中心に、県内過疎地域の総合的かつ計画的な対策を推進してきました。しかし、人口減少が進展し、高齢化率の高まりにも歯止めがかからないことから、当該地域の集落機能の低下や、生活扶助機能の喪失などが懸念されています。

また、同様に県内過疎地域の公共交通機関は、人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、減便や路線廃止を余儀なくされており、県民の暮らしに欠かせない生活交通の維持を図ることも急務となっています。

本県の過疎地域は、県土の約 65%を占め、農林水産物の供給や水源のかん養など、重要な公的機能を果たしていることから、集落機能の低下は、地域住民を支える市町の課題であるのはもちろん、県全体の課題として、早急に対策を講じる必要があります。

こうした中、市町と連携し、平成 25 年度に実施した全県にわたる集落实態調査の結果、県内過疎地域等における深刻な課題として、高齢化や人口減少による活動衰退、基幹産業である第一次産業の担い手不足のほか、地域活動を維持するための規模や仕組みが不十分であることが明らかとなりました。

取組みの方向

今後更なる人口減少が見込まれる中、地域活動の維持を図るためには、小規模の地縁組織(単一集落)では限界があることから、県と市町が役割を分担しながら、概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落のネットワーク構築や機能強化を支援し、それぞれの地域が抱える課題に住民主体で対応する仕組み(※地域づくり協働体)を構築します。

また、鉄道、バス・離島航路など地域住民の重要な交通手段となっている公共交通機関の維持に努めます。

※地域の意思を決定する会合等を持つ概ね小学校区程度の規模を持つ複数集落群であって、独自の規約、意思決定の仕組み(総会等)、予算、代表者が存在している団体の総称。平成 26 年度に開催した情報交換会「地域活動ステップアップ大作戦」において参加住民の投票により決定

主な取組み

1 新たな地域運営の仕組みづくり

市町と連携しながら、複数集落による話し合いや計画策定の支援を行うことにより、住民主体の地域運営の仕組みづくりをサポートし、地域づくり協働体の構築を促進します。

また、国の施策も十分に活用しながら、地域におけるグリーン・ツーリズム活動の推進、特産品開発や遊休施設の利活用等を幅広くサポートするほか、研修会の開催や情報発信力の強化等を通じて、県内集落間のネットワークづくりを促進します。

2 地域コミュニティへの参画促進

多様な主体の地域コミュニティへの参画を促進するため、地域運営に取り組む住民相互の情報交換や広域的なネットワーク構築を支援します。

3 地域の実情に応じた生活交通ネットワークの維持・確保

市町や企業、地域住民などの関係者と連携し、国による支援策を十分に活用しながら、地域の実情に応じた施策の充実や、過疎地域等において効率的な運送が可能となる規制緩和に向けた取組みを行うこと等により、県民の生活・交流の基盤として、地域に適した持続可能な地域公共交通の存続を図ります。

《基本政策2》 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策③ 支え合う福祉社会づくり

目指す方向

高齢者や障害者を含め、誰もが個性を発揮しながら、生きがいを持って、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、ニーズに応じた適切な福祉サービスの提供に努めます。

また、気軽に相談できる場所が身近なところにあり、地域の仲間と一緒に不安や孤独を解消することができる地域づくりを進めます。

そして、県民同士が支え合いながら暮らし続けることができる福祉社会の形成を目指します。

— 施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標 高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

— 施策23 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標 障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

— 施策24 地域福祉を支える環境づくり

目標 もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

施策22 高齢者がいきいきと暮らせる健康長寿えひめの実現

目標

高齢者が健やかに長寿を楽しみ、住み慣れた地域で安心・安全に生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
重度要介護（要介護4・5）高齢者の割合	5.04% (平成26年度)	5.26%以下
要介護認定を受けていない人の割合	79.27% (平成26年度)	77.0%以上
認知症サポーター数	67,573人 (平成25年度)	135,000人
ねんりんピック参加活動人数	5,742人 (平成26年度)	8,000人

現状と課題

本県では平成32年には、高齢者人口がピークを迎え、県民の3人に1人が高齢者となる見込みであり、平成37年には、いわゆる「団塊の世代」が心身機能の低下の傾向が見られる75歳以上となります。また、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。

高齢化の進行や社会的状況において、介護需要の増大が見込まれますが、高齢者が介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、介護保険サービスの充実強化はもとより、生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりが求められています。

取組みの方向

高齢者の要介護状態の増加・重度化を抑制し、健康寿命の延伸を図るとともに、健康を維持し元気に活躍する「アクティブ・シニア層」拡大の促進に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、必要なサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組みを進めます。

このほか、介護保険制度が持続可能性を維持されるよう、介護給付の適正化や安定的な保険運営を行うための支援に努めます。

主な取組み

1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり

高齢者の生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底などを意識した健康づくりに取り組むとともに、介護予防・リハビリテーションや、高齢者の歯と口腔の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸に努めます。

また、就業支援や生涯学習機会の提供、ICTの利活用を促進するほか、高齢者を対象としたスポーツサイクリングをはじめ、健康と福祉の祭典「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」の本県開催（平成34年）に向けて、高齢者のスポーツ活動を通じた社会参加の促進と生きがいづくりを推進します。

2 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる社会づくり

地域医療介護総合確保基金を活用して、在宅医療の充実をはじめ、在宅医療と介護の連携を推進し、医療、介護、予防、住まい、生活支援などの必要なサービスを一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町での取り組みを支援します。

また、認知症の早期発見や認知症サポーターの活用等による認知症高齢者への支援、高齢者の移動・交通手段の確保や新しい総合事業による生活支援の推進のほか、介護を必要とする高齢者を支えるため、県在宅介護研修センターの利用促進や介護サービス事業者・人材の確保に努めます。

3 高齢者が安心・安全に暮らせる社会づくり

高齢者向け住まいの整備・充実や多様な施設等サービスの提供に取り組み、高齢者の住まいの確保を推進するほか、交通事故や犯罪による被害等の防止、避難場所の整備や避難訓練の実施など、安全な暮らしの確保に努めます。

また、市民後見人を含めた成年後見制度の推進を図るとともに、虐待防止など、高齢者の権利擁護の取り組みを推進します。

4 介護保険制度を支える仕組みづくり

介護サービス情報の公表や外部評価、サービス事業者への指導・監督等を通じて、介護サービスの質の向上を図ります。

また、公平・公正な要介護認定の推進、介護給付の適正化など、介護保険制度の適正な運営に努めるほか、苦情処理体制の強化や低所得者対策の充実など、介護サービス利用者に対する支援に取り組みます。

施策23 障害者が安心して暮らせる共生社会づくり

目標

障害者が地域の中で生きがいを見つけ、もっと安心して生活できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
施設入所から地域へ生活の場を移した人数(率)	236人(10.4%) (平成23～25年度)	256人(12.2%) (平成27～29年度)
計画相談支援利用率	44.6% (平成25年度)	100.0% (平成29年度)
民間企業における障害者雇用率	1.74% (平成26年度)	2.0%

現状と課題

県内では、身体・知的・精神障害の手帳交付者数が増加するとともに、障害の重度化や重複化、障害者及び介護者である家族の高齢化などの多くの課題が顕在化する傾向にあり、また、発達障害や高次脳機能障害に加え、難病患者も障害福祉サービスの利用が可能になるなど、複雑多様化する障害に対する総合的な支援も求められています。

加えて、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、障害福祉サービスや相談支援体制の充実等、地域基盤の整備が必要であるほか、障害者が、自らの決定に基づき社会参加できる環境整備を関係機関と連携して総合的に支援する必要があります。

取組みの方向

障害者自身が、社会の構成員の一員として主体性・自立性を持ち、自ら選択した地域に居住しながら自立した日常生活を営むだけでなく、その能力を十分発揮して生きがいを見つけ、積極的に社会活動に参加することができるよう、市町等関係機関と連携しながら、質の高い障害福祉サービスや相談支援及び提供体制の充実を図るとともに、障害者の虐待防止や差別解消をはじめとする権利擁護の体制整備、さらには、地域における災害時の支援体制の整備促進に努めるなど、安心して生活できる環境づくりを推進し、施設入所者等の地域生活への移行及び障害者の地域生活を支援します。

また、障害者が意欲を持って仕事に就けるよう、労働関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した就労支援を強力に推進します。

主な取組み

1 障害者が自立できる地域社会づくり

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における相談・支援機能の強化・拡充に加え、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の相互連携のもと広域的・専門的な相談機能を構築するなど、重層的な支援体制の整備を図ります。

また、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて必要とする支援を適切に提供するため、人材育成や施設整備も含めサービスの量的・質的充実に努めるとともに、サービス等利用計画の作成などを行う計画相談支援の利用率向上を図ります。

さらに、施設等から地域へ生活の場を移した方を含め、障害者が地域で定着し自立した生活を送るために必要なボランティアの確保や、障害者の虐待防止及び差別解消など、障害者に対する地域住民の理解を深める啓発活動を推進するとともに、障害の特性にも配慮した災害時支援対策を講じるなど、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

2 障害者の社会参加

障害者のあらゆる分野への活動参加機会が確保されるよう、障害者に対する差別解消を含む幅広い理解促進に努めるほか、障害者の性別や年齢、障害の状態に配慮し、当事者の意向を尊重した教育を実施します。また、障害者のスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動については、障害者自身や障害者関係団体による様々な取組みを支援することにより、裾野の拡大を図るとともに、競技力、芸術性などの資質の向上を図るほか、スポーツ・レクリエーションや障害者の生きがいづくりにつながる施設や環境の整備を推進します。

特に、障害者の社会参加意欲を高めるため、平成29年度に本県で開催される「全国障害者スポーツ大会」に向け、選手の育成や競技力向上を進めるなど、障害者スポーツの振興に取り組みます。

3 障害者の就労支援

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用や保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成するとともに、職場への適応に課題を有する障害者への援助者の派遣や障害者の態様に応じた職業訓練の実施など、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を推進します。

また、事業主には、障害者雇用への理解を求めるほか、雇用実績のない企業等にとって障害者雇用のきっかけとなる取組みを進め、障害者の多様な就業機会を確保するとともに、個々のニーズに応じた一般就労を促進することにより、障害者の経済的自立を支援します。

さらに、一般就労が困難な障害者については、障害者就労施設等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組みを推進します。

施策24 地域福祉を支える環境づくり

目標

もっと安心して福祉サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
社会福祉施設等従事者数	7,082人 (平成24年度)	7,400人
民生児童委員1人当たりの平均訪問回数	174回/人 (平成25年度)	175回/人

現状と課題

急速な少子化や核家族化の進展に伴い、これまで家族が担ってきた介護や子育てなど、家庭内の支え合い機能が弱体化する傾向にあります。

さらに、住民意識の変化により、地域における人と人とのつながりも希薄化し、無縁社会がクローズアップされるなど、コミュニティの弱体化が地域全体の深刻な問題となっており、社会情勢の変化に伴い高度化・複雑化した福祉ニーズに対して、地域づくりとともに適切な対応が必要となっています。

様々な情報が氾濫する現代社会で、利用者が自らの判断で質の高い福祉サービスを選択し、受けることができるようにするためには、人材の育成・定着の推進等により福祉サービスの質を高めることや、事業者の情報公開及び第三者機関による専門的かつ客観的な評価制度の適切な運用が不可欠となっています。

また、利用者の安全・安心を確保するため、地域福祉の活動拠点である社会福祉施設等の適正な維持管理が求められています。

取組みの方向

生活保護受給者に対する就労支援や生活困窮者への相談支援など、適切なセーフティネットの構築や社会的孤立の解消を図るほか、人と人とのつながりの再構築を担う人材育成を図ります。

また、社会福祉事業に関する情報等の積極的な公表や第三者評価の適正な運用に加え、従事者の資質向上や人材確保に努め、福祉サービスの質の向上等を図るとともに、社会福祉施設等の整備を促進するなど、地域のニーズに応じた福祉コミュニティの形成に努めます。

主な取組み

1 生活困窮者に対する支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的・継続的な伴走型の支援により、個々の課題に応じた支援を行うとともに、住民同士が支え合える地域づくりを推進します。

2 地域で活躍する人材の育成

地域で活躍する人材を育成し、求められるマンパワーを確保するとともに、その人材をつなぎ合わせるネットワークの構築に努めるなど、支援体制の強化を図ります。

また、民生児童委員について、高齢者や生活困窮者への見守りや相談対応をはじめ児童虐待防止やいじめの防止などの活動を支援するため、活動費への支援を拡充します。

3 質の高い福祉サービスの提供

地域福祉を支える福祉事業従事者の処遇改善や福祉施設等の職場環境の整備を促進するとともに、市町や関係機関と連携した専門性を高めるきめ細かな研修事業を実施するなど、質の高い地域福祉を担う人材の育成・定着を推進します。

また、必要とする福祉サービスを多様な事業者の中から比較・検討して、利用者やその家族が適切に選択できるよう、事業者の情報公開を促進するとともに、福祉サービス第三者評価事業のさらなる充実を図り、質の高い福祉サービスを確保しながら、利用者の安心感・満足感の向上に努めます。

4 社会福祉施設等の整備促進

地域のニーズに的確に対応するため、社会福祉施設等の計画的な整備を促進するとともに、地震や火災といった災害発生時の安全・安心の確保に向け、既存施設の防災対策等の強化を図ります。

5 福祉コミュニティへの参画促進

地域住民が取り組む福祉コミュニティづくりを総合的にコーディネートできる人材を育成するとともに、市町や社会福祉協議会、企業、各種団体等の関係機関との連携・情報共有を図りながら地域のニーズに合った情報を発信することにより、県民の福祉コミュニティへの自発的参画を促進します。

政策④ 健康づくりと医療体制の充実

目指す方向

県民誰もが、栄養・運動・休養のバランスが取れた生活を送り、「自分の健康は自分で守り、つくる」という強い気持ちで取り組む、自発的な健康づくりを促進します。

また、けがや病気になったときでも、住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療を受けることができる地域完結型の医療提供体制の整備や、限りある医療資源を最大限に有効活用した救急医療体制の充実・強化、医薬品等の安全対策等に努めます。

そして、県民誰もが生涯にわたって健やかに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標 もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標 もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

施策27 救急医療体制の充実

目標 どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

施策25 生涯を通じた心と体の健康づくり

目標

もっと自分らしくいきいきと暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
75歳未満のがん死亡者数(人口10万人当たり)	男性 102.9人 女性 55.6人 (平成25年)	男性 95.2人 女性 52.0人 (平成29年)
65歳未満で死亡する人の割合	男性 15.5% 女性 7.5% (平成25年)	男性 14.0%以下 女性 6.0%以下 (平成30年)
自殺死亡率(人口10万人当たり)	22.6人 (平成25年)	20.3人 (平成28年)

現状と課題

衛生状態の改善や医療提供体制の整備等により、県民の平均寿命は伸びているものの、介護を要する状態にある高齢者は年々増加する傾向にあります。

また、栄養の偏りや運動不足等に起因する生活習慣病が増加しており、健全な食生活の実践と適度な運動による生活習慣の改善が求められています。

そして、生活習慣病の一つである「がん」は、県民の死亡原因で最も多く、約4分の1(平成25年)を占めており、早期発見・早期治療を目的とするがん検診の受診率向上が、喫緊の課題となっています。

加えて、自殺者数は減少傾向にあるものの、年間300人前後で推移し、うつ病などの精神疾患患者数も増加する中、心の健康を維持増進するための取組みが重要性を増しています。

取組みの方向

県民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくりの目標を設定し、県民自らが行う健康管理を支援するとともに、それをサポートする社会環境づくりを進めるなど、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や、心身ともに健康でいきいきと暮らすための食育の推進に努め、生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組みを強化します。

また、がん検診の受診率向上につなげる普及啓発に努め、がん患者や家族に対する精神面や生活面での相談機能を強化するなど、がんと向き合い、がんに立ち向かう人々を支えるサポート体制の構築を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及啓発や関係機関の連携強化をはじめ、心の健康づくりに向けた各種の対策を総合的に推進するとともに、感染症対策、難病対策に取り組みます。

主な取組み

1 県民参加型の健康づくりの推進

健康的な生活習慣を身に付けるため、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ(喫煙)等についての情報提供や普及啓発等に取り組み、県民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成を図ります。特に、栄養・食生活についての正しい理解を促進するため、家庭や学校、地域

等それぞれの役割に応じて、県民のライフステージに合った食育や、栄養バランスに配慮した食生活の改善に県民自らが取り組む方策を推進します。

また、県・市町が実施する普及啓発事業と企業が従業員向けに実施する健康教育、健康相談をマッチングするなど、地域保健と職域保健が連携しながら生活習慣病の予防効果が高い世代を中心とした、重点的かつ効果的な保健指導を実施します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進

歯科保健に関する啓発イベントや研修会の開催、歯科検診や歯科保健指導・相談等を行うことにより、県民の関心と理解を深め、全身の健康づくりに大きく関わる歯と口腔の健康づくりを推進します。

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がん検診の必要性を理解し、自発的な予防や早期発見に取り組むことができるよう、正しいがん予防知識の普及啓発を強化するとともに、検診の実施主体である市町等と連携し、受診機会の拡大を図るなど、がん検診の受診率向上に努めます。

また、がん患者一人ひとりの病状に応じた医療を提供するため、医療機関相互の連携を強化するとともに、自宅で質の高い治療を受けながら、家族と共に患前と同様の環境で生活を送れるサポート体制を構築するなど、がん患者の視点に立った対策を推進します。

4 心の健康づくりの推進

県心と体の健康センター及び各保健所を核として精神保健相談や訪問指導等を実施するとともに、関係機関と連携しながら精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めることにより、自殺対策やひきこもり対策などの心の健康の維持増進に積極的に取り組みます。

5 感染症対策の推進

結核、HIV・エイズ、肝炎、新型インフルエンザなどの感染症の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供及び感染症に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を推進します。

6 難病対策の推進

難病及び小児慢性特定疾病患者に対する医療費助成や保健所における医療・福祉の相談事業等を実施し、本人及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

施策26 安全・安心で質の高い医療提供体制の充実

目標

もっと安心して医療サービスを受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
医療施設従事医師数（人口10万人当たり）	244.1人 (平成24年度)	258.8人
県の医師確保奨学金貸与生の人数	113人 (平成26年度)	185人
県内の医薬分業率	49.9% (平成25年度)	67.0%

現状と課題

身近な地域で質の高い医療を受けたいという県民ニーズや、医療安全、終末期医療に対する関心が高まる中、患者が医療機関や治療方法に関し十分な情報を得ることができる環境づくりが求められています。

また、全国的に医師不足が深刻化する中、県内でも病院の診療科の休止・廃止が相次ぐなど、地域医療を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に直面するとともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には医療需要が増大することが予想されており、住み慣れた地域で誰もが安心して良質な医療を受けられる体制づくりに向け、医療制度の抜本的な改革が急務となっています。

加えて、看護師等の需要も増加しており、結婚、出産・育児だけでなく、時間外労働が多い、夜勤の負担が大きい等を契機とした離職に対応するため、働き続けられる環境整備や再就業を促進し、医療従事者の確保・定着対策を推進する必要があります。

また、全国平均に比べ低い医薬分業率の向上を図るとともに、医薬品製造業者・薬局等に対する監視指導の強化等を通じた、医薬品等に関する一層の安全の確保が求められています。

取組みの方向

医師等確保対策については、愛媛大学や関係機関等と連携して強力に推進するとともに、国に抜本的な制度改革を強く働きかけます。

また、院内感染対策や医薬品等の安全管理はもとより、適切な医療情報の公開を推進するなど、地域医療の安全性向上と信頼確保を図ります。

さらに、各地域における医療提供体制の将来あるべき姿を見据え、医療と介護の連携を図りながら、県民誰もが適切な医療を不安なく受診できる、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図ります。

主な取組み

1 医師等確保対策の推進

地域医療を担う医師の養成に向けて、奨学金制度や寄附講座等の効果的な運営に努めます。

特に、奨学生を、地域医療に貢献できる高いモチベーションと能力を持った医師として育成するとともに、将来、地域や診療科、医療機関ごとの医師不足の状況に応じて適正配置するため、愛媛

大学との連携の下、医師としてのキャリア形成を支援しながら、救急医療等の政策医療を担う地方の公立病院等に効果的に配置することができるきめ細かな人事管理・支援システムを構築します。

併せて、医療従事者の負担軽減や離職防止、復職促進に向けて、病院内保育施設等の整備・運営の支援や、離職中の潜在的な医療従事者が復職しやすい環境整備など、勤務環境の改善に努めます。

2 医療情報等の適切な提供

県民が適切な医療機関を選択できるよう、えひめ医療情報ネット等を活用した効果的な情報提供を進めます。

また、セカンドオピニオンの正しい理解やインフォームド・コンセントの徹底を促進するための普及啓発を推進し、医療の主役である患者一人ひとりの視点に立った地域医療を確立します。

3 地域の実情にあわせた医療提供体制の整備

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域の医療需要の将来推計や病床機能の情報等を活用して、将来的に各地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に進めるため、医療提供体制のあり方を検討するとともに、将来のあるべき姿を実現するために必要な施設・設備の整備や在宅医療・介護を含め地域一体となった医療連携の促進、医療人材の育成等に取り組みます。

4 県民の安心の拠り所となる県立病院の実現

県立中央病院は、県内全域を対象とした県民医療の基幹病院として、MRIやCT等の高度な医療機器や屋上ヘリポートを有効に活用し、高度救命救急センター及び総合周産期母子医療センター等の機能を一層発揮させるよう努めます。

また、それぞれの県立病院が地域医療の拠点となるよう、一般医療をはじめ救急医療や周産期医療の確保と質の向上に努めるとともに、南海地震等の大規模災害発生時に災害拠点病院としての役割や機能が果たせるよう体制強化を図ります。

さらに、少子高齢化の進展や医療機能の分化など病院を取り巻く環境が大きく変化していく中で県立病院に求められる役割や機能が十分に発揮できるよう医療スタッフの確保や施設・設備の老朽化など喫緊の課題の解消に向けた検討を進めます。

5 医薬品等の安全対策

医薬品等に関する安全確保を図るため、医師会や薬剤師会等関係団体の協力の下、医薬分業率の向上に取り組みます。

併せて、医薬品製造業者や薬局、医薬品販売業者等に対する監視指導を強化することで、危険ドラッグの根絶と薬物乱用防止に努めるとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等関係法令の遵守を徹底し、県民の安全確保を図ります。

施策27 救急医療体制の充実

目標

どこにいても迅速に救急医療を受けられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
救急患者の管外搬送率	14.4% (平成25年度)	14.4%
救急隊の救急救命士運用率	96.0% (平成25年度)	100.0%
二次救急医療機関の耐震化率	65.0% (平成25年度)	80.0% (平成29年度)

現状と課題

人口減少の進展に伴う病院数の減少や、近年の医師不足等により、救急医療サービスに地域間格差が生じています。

また、救急出動件数や搬送人員数が増加し、救急搬送において医療機関収容までに要する時間が増加する傾向に加え、安易な時間外受診（いわゆる「コンビニ受診」）の増加により、救急医療現場の疲弊が進むなど、真に救急対応が必要な患者への救急医療に支障を来すおそれが増大しています。

加えて、南海地震や伊方原子力発電所の事故などにより、通常の医療体制が十分に機能しない不測の事態においても、適切かつ迅速に対応できる災害医療体制を整備するとともに、救急医療に関する正しい知識に基づいて適切な行動をとることができる人材の育成を推進する必要があります。

取組みの方向

傷病の程度に応じて適切な救急医療が提供できるよう、初期、二次、三次の重層的な救急医療体制を構築するとともに、救急医療に携わる人材の養成や研修の充実を図ります。

また、医療機関と消防機関の一層の連携を図り、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施に努めます。

さらに、災害医療体制が迅速かつ有効に機能するよう、市町や医療関係機関、防災関係機関等との連携による総合的な医療救護活動訓練を実施するとともに、研修等を通じて、災害医療従事者の対応力向上を図るなど、一層の底上げに取り組みます。

主な取組み

1 重層的な救急医療の提供

市町間の連携・協力体制をコーディネートするとともに、地域のニーズに応じて消防防災ヘリのドクターヘリ的運用を行うほか、ドクターヘリの導入に向けた検討を進めるなど、広域的な救急搬送体制の確立に努めます。

また、医療機関の相互連携と役割分担を推進し、初期医療機関から二次、三次へと円滑に機能する救急医療体制を構築します。

2 救急搬送体制の充実

救急救命士の養成を図り、救急車への搭乗率の向上を促進するとともに、救急救命士が行う気道確保や薬剤投与などの特定行為に対するメディカルコントロール体制の充実を促進するなど、救急搬送体制の充実を図ります。

また、ICTを活用した搬送システムを構築するなど、広域的な救急搬送体制の整備に取り組みます。

3 災害時に適切かつ迅速に対応できる医療体制の整備

地域の実情に応じた災害医療体制の構築に向けて、関係機関がそれぞれの機能や役割を理解し、一層の連携強化が図られるよう努めます。

特に、災害時における多数傷病者の受入れを想定した研修、訓練を実施し、対応力の強化を図ります。

また、建物の耐震化や、災害に対応できる施設・設備等の整備、防災マニュアルや避難計画の作成、避難訓練の実施や災害時機能の点検・評価など、災害時においても医療提供機能を維持するための体制整備に努めます。

さらに、災害派遣医療チームや救護班等の育成と運用体制の強化を図ります。

4 災害拠点病院の機能強化

災害医療の中核を担う災害拠点病院の拠点機能の強化に向けて、施設・設備等の整備を促進するとともに、災害発生時には、民間企業や関係団体等との連携を図り、医薬品、水、電気、食料などの確保やライフラインの優先的、迅速な復旧に努めます。

また、災害拠点病院を核とした医療機関相互の支援体制を構築するとともに、医療関係機関と防災関係機関等が一体的・効率的な医療救護活動を展開するためのネットワークづくりに取り組みます。

5 救命救急時における県民行動力の強化

毎年9月9日の救急の日における普及啓発や、消防機関と連携したAEDの操作方法等を習得する救命講習会等を通じて、救命率向上に資する人材の育成に努めます。

また、愛媛の救急医療を守る県民運動を推進するとともに、輪番制病院の周知や軽症患者の初期救急医療機関での受診徹底、救急車の適正利用を図り、救急利用の適正化と医療機関の負担軽減を図ります。

政策⑤ 快適で魅力あるまちづくり

目指す方向

やすらぎのある緑豊かで安全な住環境の整備を推進するとともに、既存の都市機能を有効に活用した、コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成に努めます。

また、ICT環境や情報通信サービスを活用した新たなビジネスモデルや生活スタイルの構築を推進するなど、個性豊かで利便性の高いまちづくりを進めます。

そして、誰もが快適に暮らせる、魅力ある生活空間の形成を目指します。

施策28 快適な暮らし空間の実現

目標 もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

施策29 ICT環境の整備

目標 パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

施策28 快適な暮らし空間の実現

目標

もっと快適に市街地や公園、街路を利用できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
街路整備密度	1.43 km/km ² (平成26年度)	1.53 km/km ²
景観計画策定数	11件 (平成26年度)	20件
県営都市公園の利用者数	2,539千人 (平成25年度)	3,021千人
耐震性を有する住宅ストックの比率	75% (平成25年度)	83%

現状と課題

職住分離やモータリゼーションの進展などにより、県内の多くの都市で住宅や商業施設、病院の郊外立地が進み、中心市街地は空洞化によりにぎわいを失う一方、高齢化社会を迎え、買い物や通院に支障を来す交通弱者が増加するなど、様々な問題が生じています。

全国一律の基準によるまちづくりへの反省から、本県では、全ての市町が景観行政団体となっており、住民との協働による良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かしたまちづくりを進めています。

一方、本県の街路改良率や街路整備密度は全国平均を大幅に下回り、地震・火災時の救助消火活動の支障となったり、渋滞・事故の発生につながることから、人家密集地区での街路整備が急務となっています。

取組みの方向

コンパクトでにぎわいのある人にやさしいまちづくりや、緑豊かで周辺環境と調和した景観や町並みの形成に向けて、災害時の緊急利用も想定される街路や公園の整備、良質な住宅の維持確保など、快適な生活環境の整備に努めます。

また、JR松山駅付近連続立体交差事業を始め、地域の都市機能充実と地域全体の活性化に配慮した、市街地の再開発を含む総合的なまちづくりを推進します。

主な取組み

1 快適に暮らせる市街地の整備

公共施設などの郊外移転を抑制し、既存施設の用途変更を検討するなど、今ある都市機能を有効活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。

また、地域特性を活かしたまちづくりや歴史的な町並みの保存などを促進し、良好な景観の形成を推進します。

さらに、幹線道路における交通渋滞や歩行者の危険解消と、交通の円滑化による環境負荷の低減を図るため、街路や松山外環状道路の整備などにより、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

2 都市公園の整備

都市公園は、レクリエーションのほか、良好な都市環境の保全や景観の形成、都市の安全性確保など、多様な機能を有する施設であることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の誰もが安全で安心して利用できるよう施設の整備・維持管理を推進します。

3 良質な住宅の維持・確保

既存の県営住宅を計画的に改善・建替えをすることにより、高齢者や障害者等に配慮した良質な公的住宅ストックを形成するとともに、県営住宅としての既存民間賃貸住宅の空家の借上げ・建替え等により、子育て世帯向けの住宅確保に努めるほか、民間住宅の耐震改修・バリアフリー化・省エネルギー化の促進や、老朽危険空家の除却の推進など、良質な住宅の維持・確保を図ります。

また、住宅ストックのリフォームやリノベーションによる品質・性能の向上と、中古住宅流通の活性化を促す環境整備の推進を図ります。

4 JR松山駅周辺における都市整備

JR松山駅付近において、鉄道と道路との立体交差化により踏切をなくし、交通混雑や踏切事故を解消します。

また、駅周辺が陸の玄関口にふさわしい魅力ある姿になるように松山市が行う土地区画整理事業、関連街路事業と一体的な市街地整備を行い、都市機能の充実した都心の形成を景観にも配慮しながら推進します。

施策29 ICT環境の整備

目標

パソコンやスマートフォンなどを利用して、もっと便利で安全・安心に暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
えひめFreeWi-Fiの設置箇所数	573箇所 (平成26年度)	2,000箇所
法人二税の電子申告率	59.71% (平成25年度)	80.00%

現状と課題

これまで、情報化の遅れた地域を対象に高度情報通信基盤の整備を推進してきた結果、概ね100%の世帯でブロードバンド利用が可能となったほか、超高速ブロードバンドも99.4%が利用できるようになりました。しかしながら、残る山間部や島しょ部等の過疎地域等における世帯との情報格差の解消が課題になっています。

一方で、実際にブロードバンドを利用している世帯は82.8%（H25年度末）に増加しているものの、未だ利活用が十分に進んでいるとは言えません。

今後、ICTの利活用による便利で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、利活用を推進する人材育成及び県民生活や地域活性化に役立つ新たなサービスの提供が求められています。

取組みの方向

超高速インターネットサービス等をいつでも、どこでも、誰でも使えるよう、高度情報通信基盤の整備を進め、地域における情報格差の是正を図るとともに、地域でのICT利活用を支援する人材の育成など、ICT普及のための環境整備を推進します。

また、豊かな県民生活の実現に向け、医療・福祉や防災・防犯、産業、教育、環境などの各分野におけるICTの利活用を促進するほか、各行政機関と連携しながら県民本位の効率的な電子行政の実現を目指します。

主な取組み

1 高度情報通信基盤の整備

ブロードバンドネットワークをはじめとする高度情報通信基盤の整備を推進し、情報格差の解消を図るとともに、超高速ブロードバンドサービスやクラウドコンピューティングの利活用など新たな情報化社会へ対応できる基盤整備に取り組みます。

また、地域活性化や安全・安心の確保のため、携帯電話等の不通話地域を解消するとともに、「えひめFreeWi-Fi」の整備を拡大するなど、地域の情報収集や情報発信力の強化を図ります。

2 地域のICT利活用を促進する人材育成

行政や大学、企業、地域社会が連携し、地域社会におけるICT利活用の普及促進を支援する人材を育成するセミナー等を開催するとともに、受講者の活発な活動につながるネットワークづくりを支援するなど、地域のICT利活用を促進します。

3 情報通信技術を活用した新たな取組み

高度情報通信ネットワークにより、距離を超えた対面型コミュニケーションが低コストで可能となったことから、学校や自宅のICT環境を活用した新しい教育システムの構築や、遠隔医療や電子カルテ等による効率的な医療サービスなど、ICTの特長を活かした新たなサービスの実用化に向けた検討を進めます。

4 県民本位の効率的な電子行政の実現

マイナンバー制度の導入により、県民や企業等が行政機関に対して行う各種申請・届出等の手続を、ICTを活用して便利で安全に行えるようにするなど、質の高い行政サービスの提供体制を構築します。

また、各行政機関が連携した情報システムの構築や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化など、電子行政基盤の高度化を図ります。

政策⑥ 安全・安心な暮らしづくり**目指す方向**

食の安全性や水資源の確保、悪質商法等の被害防止など、生活者の立場に立った安全・安心な暮らしを確保するとともに、交通安全や防犯に対する意識を高め、警察活動の基盤を強化し、地域が一体となった交通事故と犯罪の起きにくい社会づくりに努めます。

また、原子力発電所の安全対策と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、防災対策の強化に取り組みます。

そして、日常生活全般にわたり、誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を目指します。

— 施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標 もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

— 施策31 水資源の確保と節水型社会づくり

目標 水不足の不安を解消したい

— 施策32 交通安全対策の推進

目標 交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

— 施策33 犯罪の起きにくい社会づくり

目標 犯罪被害者を一人でも少なくしたい

— 施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標 原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

施策30 消費者の安全確保と生活衛生の向上

目標

もっと安全に消費生活や食生活を送れるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県消費生活センターにおける相談解決率 (解決には助言、情報提供を含む)	99.1% (平成25年度)	100%
家畜の監視伝染病発生件数	20件 (平成25年度)	20件以下
生産段階における農畜産物の残留農薬等の安全性確保達成状況	100% (平成25年度)	100%
県食品表示ウォッチャーのモニタリング結果に基づく不適正な食品表示の割合	25.2% (平成25年度)	0%
食中毒の発生件数の全国での相対的位置 (人口10万人当たりの発生件数、全国平均を1.0とする)	1.93 (平成25年)	1.00以下 (平成30年)

現状と課題

規制緩和やインターネットの普及により、商品やサービスの購入方法が多様化するなど、生活の利便性が高まる一方、社会的弱者と言われる高齢者や次代を担う若者等からの消費生活に関する相談が目立つ状況にあり、架空請求やワンクリック請求をはじめとする悪質商法等の被害が増加し、その内容も複雑多様化しています。

また、食品偽装表示や輸入食品の異物混入問題、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生などにより、食への信頼性が低下する中、食の安全・安心確保に向けた取組みが求められています。

さらに、日常生活に密着した理美容所、公衆浴場等の生活衛生施設における衛生水準の維持・向上を図るとともに、動物愛護管理の推進のため、飼主の社会的責任の徹底や処分頭数減少への取組み等が必要です。

取組みの方向

県民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関と連携・協力しながら、消費生活に関する相談体制の充実や悪質商法等の消費者トラブルの未然防止に取り組むとともに、食品の生産から消費に至るまでの各段階における監視指導やグローバル化に対応した事業者の育成等に努め、食の安全・安心の確保を図ります。

また、生活衛生関係営業者の経営の健全化を図るとともに、生活衛生施設を安心して利用できるよう衛生指導に努めるほか、人と動物が共生する豊かな地域社会の構築に努めます。

主な取組み

1 消費生活の安定・向上

消費生活相談員のスキルアップや市町との連携強化により、県消費生活センターと市町相談窓口の体制の充実に努めるとともに、消費者被害の発生拡大防止のため、高齢者・障害者等見守りネットワークの活性化を図ります。

また、消費者が自主的かつ合理的に商品・サービスを選択できるよう、消費者問題に関する学習機会と情報の提供を積極的に行うなど、消費者教育や啓発の充実を図るとともに、悪質事業者に対する効果的な指導・処分の実施等に取り組み、消費生活の安定・向上に努めます。

2 食の安全・安心の確保

食の安全・安心に関して正確で分かりやすい情報を提供し、相談体制を充実するほか、リスクコミュニケーション等を通じた関係者相互の理解促進並びに自主回収報告制度等の適正な運用を進めるとともに、エコえひめ農産物の生産促進や販売拡大に取り組みます。

また、毎年のように問題となっている家畜伝染病等の防疫活動を迅速・的確に行うため、県家畜保健衛生所及び県家畜病性鑑定所の機能強化を図るとともに、衛生環境研究所及び保健所等食品検査施設の機能充実を図るほか、農薬、動物用医薬品等の適正使用の指導や、食品関連施設に対する監視指導の適切な実施により、食品を原因とする健康被害の発生を防止します。

このほか、改正食品表示法の施行による新たな食品表示制度を踏まえ、食品関連事業者への適正な食品表示の普及啓発・監視指導及び食品表示ウォッチャーの活動により、食品表示の適正化に取り組みます。

さらに、国内はもとより海外へもえひめの食の安全安心を発信していけるよう、愛媛県HACCP制度の普及促進とともに、国際基準であるHACCP導入を支援して、事業者の自主衛生管理水準の全体的な底上げを図ります。

3 生活衛生の維持・向上と動物の愛護・管理

生活衛生施設への監視指導や各種資格試験を適切に実施するとともに、関係団体とも連携して生活衛生関係営業者の経営の健全化を図り、衛生水準の維持向上に努めます。

また、県動物愛護センターの機能強化と市町・獣医師会・民間企業等との連携強化を図り、飼主や動物取扱業者の社会的責任の周知徹底、終生飼養の徹底や犬猫の譲渡拡大による処分頭数の減少並びに飼主のいない猫対策に取り組むとともに、国内侵入が危惧される狂犬病等の動物由来感染症の防止に取り組みます。

施策3 1 水資源の確保と節水型社会づくり

目標

水不足の不安を解消したい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
上水道・簡易水道の断水の回数	0回 (平成25年度)	0回
人工林における間伐実施面積	6,120ha/年 (平成25年度)	9,500ha/年 (平成27年度) ※1
老朽ため池改修数	496箇所 (平成25年度)	540箇所 (平成27年度) ※2

※1 平成28年度以降は、次期えひめ森林・林業振興プランで検討

※2 平成28年度以降は、次期えひめ農業振興プランで検討

現状と課題

本県は、山が急しゅんで平野部が少ないという地形的要因に加え、瀬戸内海式気候による少雨の影響から、慢性的な水不足に悩まされてきました。

このため、恒常的な水の確保に向けて、県では、これまで多目的ダムを中心とした水資源開発を行ってきましたが、ダム建設の適地が減少してきていることに加え、環境問題や財政状況などから、新たなダム建設を巡る状況は大変厳しくなっています。

一方、上水道を中心とする水需要は、人口減少や、節水への県民意識の高まりを受け、近年は低下傾向にあります。雨が降るときと降らないときが極端になるなど、降雨形態の変化等もあり、将来にわたり水を安心して利用できる暮らしを確保するためには、既存の水資源の有効活用、水源の保全、節水型社会の形成などを総合的に行うことが求められています。

取組みの方向

地域の水需要に対し安定した供給を図るため、森林や農地が持つ水源かん養機能を保全する取組みを進め、水の健全な循環を維持するほか、既存の水資源の有効活用に努めるとともに、県民の節水意識の高揚を図りながら、さらなる水の効率的な利用に努める節水型の社会づくりを推進し、総合的な水資源管理を進めます。

主な取組み

1 既存の水資源の有効活用

計画量を超える堆砂などにより利水容量が低下しているダムやため池のしゅんせつ、堤体の改修などにより既存水源の機能維持に努めるとともに、導水管や用水路等の漏水対策など既存施設の計画的な維持管理・保全対策を行います。

また、限りある水資源を有効に活用するため、水利用実態の変化などに応じた水利用の調整に努めます。

2 自然と調和した健全な水循環の保全

水源地域の森林整備や農地の保全等を推進するとともに、湧水池の保全や地下水のかん養などにより、健全な水循環の保全に努めます。

3 節水型の社会づくり

水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用に関する情報、湯水時の水源情報の提供を行い、合理的な水利用と水行政への理解を深めるためのPRなどにより、県民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及などにより節水型社会づくりを推進します。

施策32 交通安全対策の推進

目標

交通事故を減らし、犠牲者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
交通事故発生件数	5,745件 (平成26年)	— ※1
交通事故死者数	75人 (平成26年)	— ※1
交通事故死傷者数	6,892人 (平成26年)	— ※1
市街地における歩道等の整備率	72.4% (平成25年度)	77.4%

※1 平成28年度に策定する第10次愛媛県交通安全計画で検討

現状と課題

本県における交通事故総量(発生件数及び負傷者数)は、平成17年から平成26年まで10年連続で減少していますが、交通事故死者数は、平成25年から2年連続で増加しています。

県内の全人口が減少傾向にある中、交通事故で負傷した際、重篤な状態に陥りやすい高齢者の人口は増加しており、交通事故の全死者数に占める高齢者の割合は、全国平均と比べても高い水準で推移しています。

また、高齢者の運転免許保有者数も増加傾向にあり、高齢運転者が交通死亡事故を誘発するケースも増加しています。

子どもから高齢者まで広く利用されている自転車に関与する交通事故でも、頭部の負傷等を致命傷として、多くの方が犠牲となっている一方で、自転車利用者に安全利用の意識が十分に浸透していない状況にあります。

取組みの方向

交通事故を減らし、県民の平穏な生活を確保するため、関係機関・団体等が協力して広報啓発活動や交通安全教育を推進し、県民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚を図ります。

特に、高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしないために、「参加・体験・実践型」の教育を行うとともに、高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境整備等を推進するなど、高齢者に重点を置いた対策に取り組めます。

また、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを強化するとともに、自転車利用者に対し、ルール遵守とマナー向上に向けた教育や取締り、ヘルメットの着用促進等を図ります。

さらに、安全で円滑な交通社会を実現する上で根源的な対策である交通環境の整備も、関係機関等と連携を図りながら効果的かつ計画的に進めていきます。

主な取組み

1 高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもしないための諸対策の推進

高齢者を交通事故の被害者としないため、交通安全教育車や各種シミュレーター等を活用した「参加・体験・実践型」の教育、高齢者世帯訪問による個別指導、反射材の配布・貼付活動等を更に推進します。

また、高齢者を交通事故の加害者としないため、身体機能の変化を踏まえた交通安全教育等を推進するほか、「運転免許自主返納支援制度」の更なる拡充を図るなど、運転や交通手段の確保に不安を感じている高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境を関係機関・企業等と連携しながら整備していきます。

2 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

システムの高度化による更に詳細な交通事故分析を行うことなどによって、交通事故の発生実態に即した交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進します。

また、飲酒運転や横断歩行者妨害等の重大事故に直結する悪質・危険違反に重点指向した取締り、交通事故の被害軽減を図るためのシートベルト・チャイルドシート着用義務違反等の取締りを強化します。

3 総合的な自転車対策の推進

関係機関・団体との連携を一層強化し、自転車利用者のルール遵守とマナー向上に向けた教育機会を更に増やしていくとともに、悪質・危険な交通違反者に対する指導や取締りを強化します。

また、自転車乗車中における交通事故の被害軽減を図るため、関係機関・団体と連携し、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」において定めるヘルメットの着用を促進する対策を推進するとともに、道路管理者とも連携し、自転車道や自転車専用通行帯等の自転車の安全な通行環境の整備を促進します。

4 安全で円滑な交通環境の整備

信号機の集中制御化や信号灯器のLED化等、道路の新設・改良等に伴う交通環境の変化に適切に対応するとともに、老朽化した交通安全施設を適切に更新整備するなど、交通実態に応じた交通規制を実施して、交通の安全と円滑を図ります。

また、歩道の整備や段差改善等により、生活道路や通学路の安全対策を推進し、子どもや高齢者等の安全の確保を図ります。

この他、大規模災害時の停電に備えた信号機滅灯対策として、信号機電源付加装置等の整備を進め、災害に強い交通安全施設の拡充に努めます。

5 交通事故被害者支援の推進

交通事故の被害者や遺族及び被害関係者に対して、交通事故に関する相談活動やその意向に沿ったきめ細かな支援活動を積極的に推進するとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できる体制の充実に努めます。

施策33 犯罪の起きにくい社会づくり

目標

犯罪被害者を一人でも少なくしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
青色防犯パトロール車両台数	1,599台 (平成26年)	2,000台 (平成30年)
犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)	9.44件 (平成25年)	8.30件 (平成30年)
凶悪犯罪の検挙率	83.3% (平成26年)	100% (平成30年)
重要窃盗犯罪の検挙率	64.5% (平成26年)	70% (平成30年)
事業所CSR活動として設置した街頭防犯カメラの設置台数	169台 (平成25年)	500台 (平成30年)
不当要求防止責任者講習の受講者数	10,330人 (平成25年度)	15,000人以上

現状と課題

本県では、平成15年に戦後最多を記録した刑法犯認知件数が、11年連続で減少し、平成26年には戦後最少となるなど、犯罪情勢を示す指標に一定の改善が見られます。

しかしながら、子どもや女性、高齢者を対象とする犯罪等が多発しているほか、インターネットを悪用した犯罪の増加、暴力団をはじめとした犯罪組織の潜在化が進むなど、犯罪が悪質・巧妙化しており、県民の安全・安心を脅かす要因となっています。

地域の絆が薄れて、地域社会が有していた防犯機能が低下しているといわれる中、犯罪被害者を一人でも少なくするためには、県民や事業所、関係機関・団体、自治体、警察等が協働して、県民一人ひとりの防犯意識を高め、地域を守っていくことが必要です。

取組みの方向

安全・安心の確保に地域社会全体で取り組むため、平成25年4月に施行された「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」スローガンのもと、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

また、警察基盤を強化し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅や暴力団など犯罪組織の壊滅への取組みなど、犯罪の抑止と検挙を車の両輪にした「県民を守る」積極的な活動を推進します。

さらに、万が一犯罪被害にあった場合には、被害者や遺族及び被害関係者が、再び平穏な生活を営むことができるよう各種の支援を行います。

主な取組み

1 地域ぐるみで治安を維持する体制の構築

自主防犯ボランティア団体の結成や青色防犯パトロール活動への参加など、県民の自主防犯活動を促進するとともに、自治体や事業所等と連携して、防犯カメラの普及促進や犯罪抑止に配慮した環境整備に取り組むなど、安全を確保するためのセーフティネットを構築し、県内全域をまるごと安全で安心なエリアにする取組みを強化します。

2 分かりやすい「安全・安心情報」の積極的な発信

県民の関心が高い身近な事件・事故情報や、子ども・女性・高齢者に対する犯罪を未然に防止するための「安全・安心情報」をホームページ、マスコミなどを通じてタイムリーに発信します。

また、防犯意識を高めるため、視聴覚に訴える県警独自の自主制作番組の配信や、警察音楽隊の活動などにより、県民に「安全・安心情報」をより分かりやすく伝えます。

3 警察活動を支える基盤の充実強化

県民の安全・安心な暮らしを守るため、研修や教育訓練を通じて警察職員の職務執行力の強化を図るとともに、女性警察官の採用・登用拡大や退職警察職員の有効活用を推進するなど人的基盤の強化に努めます。

また、犯罪への対処能力向上に向けて、業務のICT化による警察力の充実強化をはじめ、科学技術の活用や捜査用資機材の整備拡充に取り組み、迅速かつ効果的な捜査活動を推進します。

4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に向けた取組み

特殊詐欺の撲滅を目指し、県警察の総合力を発揮して徹底した取締りを行うとともに、県民及び社会の抵抗力を高めるため、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、分かりやすい防犯指導や広報啓発活動、被害防止対策などを推進します。

5 サイバー空間の安全確保

県民の日常生活の一部となっているサイバー空間の安全を守るため、多発するサイバー犯罪の抑止や関係事件の検挙、サイバー攻撃の実態解明や被害の未然防止等に取り組めます。

6 暴力団の排除・根絶への取組み

地域・職域・行政における暴力団排除協議会を継続開催し、暴力団排除意識の高揚と暴力団排除運動の推進を図ります。

また、「愛媛県暴力団排除条例」の積極的かつ効果的な活用を図り、地域を挙げて暴力団の排除・根絶に取り組めます。

7 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた取組み

在留外国人が地域で安心して共生できる環境を整備するため、地域住民や関係事業者等と連携した支援を推進するとともに、共生を阻害する不法滞在など違法行為の根絶に取り組めます。

8 犯罪被害者支援の推進

民間被害者支援団体をはじめとした関係機関・団体との連携などにより、犯罪被害者や遺族及び被害関係者に、きめ細かく途切れることのない支援を行います。

また、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた広報啓発活動などにより、社会全体で被害者を支える気運の醸成に努めます。

施策34 原子力発電所の安全・防災対策の強化

目標

原子力発電所の安全に万全を期する愛媛県にしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
原子力防災訓練参加機関の訓練目的・目標の達成割合	92.5% (平成26年度)	100%
原子力施設見学会等参加者数	667人 (平成26年度)	740人以上

現状と課題

四国唯一の伊方原子力発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っていますが、県としても周辺住民の健康と安全を守る立場から、昭和51年に安全協定を締結し、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、異常が発生した場合には、県民に対する迅速かつ正確な情報提供に努めています。

原子力発電所の安全性については、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が設置され、同事故の教訓や国内外の最新の知見を反映して策定された規制基準に基づき審査する体制が整備されました。

伊方原子力発電所の再起動については、安全性の確保が大前提であることは言うまでもなく、県としても、原子力規制委員会の審査と並行して伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会で確認するとともに、「安全性や必要性を含む国の考え方」が示されれば、「四国電力の取組姿勢」や「地元の理解」も踏まえ、総合的に判断することが重要と考えています。

また、伊方原子力発電所各号機の運転期間については、基本的には四国電力の判断によりますが、廃炉又は40年を超える運転延長に当たっては、その安全性を原子力規制委員会の審査と並行して県としても確認していく必要があります。

原子力防災対策については、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策重点区域を30km圏に拡大して、原子力防災資機材の拡充配備や広域避難計画の策定など充実強化に取り組んでいますが、さらなる実効性向上のための取組みを不断に進めていく必要があります。

取組みの方向

伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期すとともに、四国電力に対し、伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、伊方原子力発電所環境安全管理委員会等で確認を行います。

また、安全対策の追求と並行して、避難計画の実効性向上のための見直しや具体化を不断に進めるなど、国・周辺県・市町・関係機関等とも連携協力しながら、原子力防災対策の一層の充実強化を図ります。

主な取組み

1 迅速かつ正確な情報の提供

県原子力センターを中心とした適切な環境放射線の監視や原子力発電所への立入調査、モニタリング資機材等の整備・更新等に取り組むとともに、伊方原子力発電所で発生した異常事象については全て通報連絡を受け、県がランク分けをして公表するという「愛媛方式」の徹底を図り、県民への迅速かつ正確な情報提供に努めます。

2 原子力発電所の安全対策の強化及び県民への正しい知識の普及啓発

四国電力が実施する安全対策や原子力規制委員会が実施する審査の状況等について、県伊方原子力発電所環境安全管理委員会等において確認するとともに、県として、必要な独自の追加的安全対策を要請します。

また、身の回りの放射線測定体験教室や原子力施設の見学会、リーフレットの作成・配布等を通じて、放射線や原子力発電に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

3 広域避難計画の充実強化

原子力災害が発生した場合に、住民が安全かつ迅速に避難することができるよう、実践的な訓練等を通じた避難計画の見直しや避難対策の具体化を進めるなど、避難計画の実効性向上に不断に取り組めます。

4 避難路等の交通基盤の整備

住民の避難等が迅速かつ安全に行えるよう、緊急時の住民避難や要員・物資輸送のための避難路等（大洲・八幡浜自動車道、県道鳥井喜木津線等）の整備を進めます。

5 国・周辺県・市町・関係機関等との連携強化

広域的な防災活動が円滑に行えるよう、国・周辺県・市町・関係機関等との連携を図り、情報共有や住民避難等の広域連携体制の強化に取り組めます。

6 原子力防災施設・資機材の整備・更新

原子力災害時の対応拠点となる県オフサイトセンターの移転整備や維持管理、国・市町・関係機関等を結ぶ緊急時連絡網、原子力防災資機材等の適切な整備・更新に努め、原子力災害に備えた防災体制の充実強化を図ります。

7 実践的な防災訓練等の実施

原子力防災訓練において、多くの住民が参加するための避難訓練の拡充のほか、ブラインド方式の導入や複合災害に対応した実践的な訓練を実施して避難計画の見直しに反映するとともに、防災業務関係者等を対象とした研修を実施して、原子力防災の知識普及や対応力の向上、関係機関の連携強化を図ります。

政策⑦ 災害に強い県土づくり

目指す方向

台風や豪雨、地震等による自然災害の発生に備え、学校等の身近な施設の耐震化や治水対策、土砂災害防止対策など、被害を未然に防ぐための取組みを推進します。

また、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害や武力攻撃事態等の発生に備え、市町や関係機関との連携・協力体制を整えるとともに、地域住民の防災活動や防災訓練への参加意識を醸成するなど、地域防災力の向上を図ります。

そして、県民の生命・身体・財産を守ることができる「災害に強い愛媛」を目指します。

施策35 防災・危機管理体制の充実

目標 災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

施策36 災害から県民を守る基盤の整備

目標 災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

施策35 防災・危機管理体制の充実

目標

災害の被害を最小限にとどめ、県民の生命・身体・財産を守りたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
防災士の数	4,815人 (平成25年度)	7,500人
自主防災組織の訓練実施率	41.0% (平成25年度)	70.0%
県防災メールの登録者数	11,284人 (平成25年度)	30,000人
土砂災害警戒区域の調査箇所数	3,811箇所 (平成26年度)	15,190箇所 (平成31年度)

現状と課題

近年、台風や局地的な集中豪雨に伴う風水害、土砂災害の発生が相次いでおり、本県においても、毎年のように大雨による被害が発生しています。

東日本大震災における大津波では、死者・行方不明者や建築物の損壊が多数に上るなど、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。

県地震被害想定調査では、南海トラフ巨大地震が本県に最も甚大な被害をもたらすと想定されており、東日本大震災で明らかになった課題への対応を含め、防災力の一層の強化が急務となっています。

また、石油コンビナート等における重大事故や武力攻撃事態など、県民の安全を脅かす事態が発生した場合における迅速かつ的確な対応も必要となっています。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせる災害に強い地域社会を確立するため、県地域防災計画の見直しを随時行うとともに、自助、共助、公助が相互に連携・協力する体制を強化し、防災力の向上に取り組めます。

また、東日本大震災の教訓や県地震被害想定調査の結果を踏まえ、今後発生が危惧されている大規模地震による被害を最小限に抑えるため、「えひめ震災対策アクションプラン」によりハード・ソフトの両面から計画的・総合的に施策を展開するなど、防災・減災対策を着実に進めるほか、四国や中国地方をはじめ、他県等との広域応援体制を強化するとともに、「愛媛県広域防災活動要領」に基づき、市町や関係機関と連携して、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

併せて、災害時に必要不可欠な情報収集・伝達体制の確保を確実にするため、防災通信システムの耐災害性の向上や災害情報の住民への伝達方法の改善等に取り組めます。

加えて、県業務継続計画（県版BCP）の見直しも含め実効性の確保に取り組むとともに、武力攻撃事態やテロなど様々な危機事案に対して、迅速かつ的確に対応できるように努めます。

そのほか、土砂災害から県民の生命を守るため、早期避難につながる土砂災害防止対策（ソフト対策）の取組みを推進します。

さらに、平成27年度から、災害等に対する防災・減災対策の推進等を部局横断的かつ迅速に展開するため知事直属の防災安全統括部長を設置するとともに、地域における防災・減災対策等を積極的に推進するため地方局の体制を強化しています。

主な取組み

1 災害対応力と地域消防防災力の強化

災害対応資機材・備蓄物資の整備更新や災害対策本部職員の防災専門機関での研修等による災害対策本部（本庁・地方局）機能の強化、実践的な防災訓練を通じた災害発生時の迅速な初動体制の

確立など、災害の拡大を防止するための体制強化を図るほか、県、市町、自衛隊等の関係機関が大規模災害等に関する課題について、検討・協議等を行うことにより、地域防災力の向上を図ります。

また、石油コンビナート等に対する安全指導等を適切に実施し、自主保安体制の確立を促進するとともに、関係機関と連携して総合的防災対策の強化に取り組みます。

さらに、消防団員の確保に向けた取り組みを進めるほか、県消防学校における消防職員・団員の教育訓練を充実するなど、地域消防力の強化に努めます。

2 避難対策の強化

避難所生活に必要な資機材の整備や避難所運営を担う人材の育成に取り組み、避難所における良好な生活環境の確保に努めます。

また、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波避難対策特別強化地域に指定された宇和海沿岸地域について、関係5市町が行う避難路整備等の津波避難対策緊急事業が促進されるよう支援していきます。

さらに、市町や地域における津波避難計画の策定を支援します。

3 土砂災害防止対策（ソフト対策）の推進

土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域の基礎調査を概ね5年以内に完了させ、調査結果を公表し危険性の周知を図り、県民の早期避難につなげるとともに、区域指定を促進します。

4 防災通信システム等の充実

大規模災害時における発災直後からの確実な情報収集・共有・伝達体制を確保するため、多様な通信手段の確保や映像機能等の強化による防災通信システムの耐災害性の向上、災害情報システムの導入、SNSの活用や市町が行う戸別受信機等の整備支援などによる住民への確実な情報伝達に努めるとともに、消防防災ヘリコプターと県警ヘリコプターの効果的な運営や訓練の充実、機材の計画的更新など、ヘリコプター運航体制の強化に取り組みます。

また、被災者の不安解消や混乱防止のため、市町や関係機関と連携・協力しながら、安否照会や避難生活に必要な情報がスムーズに伝わる体制の構築に努めるとともに、生活必需品等の備蓄や民間企業との応援協定の締結を推進し、被災者に対する緊急援護物資の配付体制等の強化に取り組みます。

5 広域連携の推進

今後、南海トラフ巨大地震等が発生した場合、本県単独での対応には限界があることから、四国や中国地方をはじめ、他県等との情報共有化や広域応援体制の強化に取り組むとともに、市町や関係機関と連携して、拠点施設への資機材整備や「愛媛県広域防災活動要領」により、全国から人的・物的支援を受け入れる体制を整備します。

6 地域における防災力の向上

自主防災組織の中心的役割を果たす防災士の更なる養成に取り組むなど、地域防災の要である自主防災組織及び消防団の充実・強化に取り組むとともに、市町等と連携・協力しながら、防災意識の啓発や地域防災ネットワークの構築等に努めます。

また、市町の各種ハザードマップ作成を支援します。

7 危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会や訓練等を実施するほか、大規模災害が発生し、人的・物的資源に制約を受けた場合においても、業務を継続できるように県業務継続計画（県版BCP）の見直しも含め体制の強化に努めます。

また、24時間当直体制により危機事案に迅速に対応します。

施策36 災害から県民を守る基盤の整備

目標

災害に負けない公共施設や農林・土木施設をもっと増やしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県立学校の耐震化率	68.6% (平成25年度)	100% (平成29年度)
警察施設の耐震化率(警察署)	50.0% (平成26年度)	81.3%
洪水から守られる戸数	33,330戸 (平成25年度)	38,800戸
海岸保全施設整備による防護面積	8,900ha (平成26年度)	9,150ha
耐震強化岸壁整備率	66.7% (平成26年度)	83.3%
緊急輸送道路の防災対策の整備率	83.3% (平成25年度)	93.2%
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	41,483戸 (平成26年度)	45,000戸 (平成31年度)
社会資本の老朽化に起因する重大事故ゼロ	— (平成26年度)	0件
老朽ため池改修数	496箇所 (平成25年度)	540箇所 (平成27年度) ※1

※1 平成28年度以降は、次期えひめ農業振興プランで検討

現状と課題

急しゅんな地形、ぜい弱な地質等の地理的特性を持つ本県は、台風や豪雨による風水害や土砂災害など自然災害が発生しやすい状況にあります。

また、東日本大震災における未曾有の津波被害を踏まえると、全国第5位の長さの海岸線を持つ本県では、南海トラフ地震・津波等による甚大な被害が想定されます。

このため、災害による被害を軽減し、県民が安心して暮らせるように、公共施設、河川、道路、港湾、海岸等の社会基盤の耐震化をはじめとする災害予防・減災対策を計画的に実施し、災害に強い県土づくりを着実かつ迅速に進める必要があります。

一方、高度成長期以降、集中的に整備した道路や河川管理施設などの社会資本は、高経年化しており、老朽化の急速な進行が予測されているため、戦略的に施設の維持管理・更新を実施する必要があります。

取組みの方向

誰もが安心して暮らせるよう、台風や集中豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止する河川改修や土石流・がけ崩れ・地すべり対策、身近な河川の掘削など、県民の安全・安心に直結する様々

な安全対策に努めるとともに、南海トラフ地震など、大規模地震の発生に備えた、地震・津波対策となる基盤整備、公共施設の耐震化、緊急輸送道路や港湾の整備等の防災対策を進めます。

また、普段の生活をはじめ、災害時においても、県民の安全・安心を支える社会資本の機能を維持するため、定期的な施設の点検や的確な修繕・更新を着実に実施します。

さらに、災害発生時においても速やかに復旧を行うことができる体制整備を図るなど、災害から県民を守る基盤づくりを推進します。

主な取組み

1 安全で安心して暮らせる社会資本整備

地震、津波、高潮、洪水、土石流等による自然災害を未然に防止するとともに被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、河川改修、河床掘削、海岸保全施設の整備、橋脚の補強等を進めるほか、砂防・治山・地すべり対策やため池改修等に取り組みます。

特に、台風等による洪水被害が発生しやすい肱川については、ダム建設や河川改修等により、治水対策を推進します。

2 公共施設等の災害対応能力の強化

災害発生時には避難所としても活用されるなど、防災上の拠点としての役割を担う県庁・学校・病院等の公共施設や、災害警備活動の拠点となる警察施設の耐震化及び災害発生時における業務継続のための非常用電源設備の整備を推進します。

また、地震時の応急活動に不可欠な避難や物流などのルートを確保するために、緊急輸送道路の橋りょうの耐震化や道路法面の防災対策、信号機の長期滅灯を防止する信号機電源付加装置の整備、防災拠点港湾や海岸保全施設の耐震化を進めます。

このうち、学校施設は児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所となることから、県立学校については、平成29年度の耐震化終了に向けて積極的に取り組みます。特に、特別支援学校は、災害時に迅速な対応が難しい児童・生徒が通うことから、最優先に取り組み、平成27年度末までに完了する予定です。

3 社会資本の戦略的な維持管理・更新

定期的な点検、診断、必要な対策の実施、点検や対策の履歴を記録し、次期点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築します。

また、安全性や経済性を踏まえ、施設を予防的に管理する「予防保全型維持管理」に転換し、適切な時期に必要な対策を実施することで、施設の延命化と、社会資本の維持管理・更新にかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るなど、戦略的な維持管理・更新に取り組みます。

4 災害復旧への迅速な対応

災害発生時の応急対策に関する企業との連携体制を強化するとともに、建設業者が速やかに事業を再開し、応急対策を迅速に行えるよう建設業BCPの導入を支援します。

また、避難経路の確保はもとより、被害を受けた道路、河川、砂防、治山、港湾、海岸等の社会基盤や、農地・農業用施設、林道、漁港等の農林水産基盤における機能の速やかな復旧により、県民生活や産業活動への影響を軽減し、早期に地域の復旧・復興を進めます。

《基本政策3》 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策① 地域で取り組む子育て・子育て支援

目指す方向

よきパートナーとの出会いの機会を提供するとともに、身近なサポートセンターや保健所で出産や子育て等に関する様々な不安や心配ごとを解消するなど、保健・福祉・医療等が連携した適切な支援体制の下、安心して生み育てることができる環境整備を進めます。

また、愛媛の宝である子どもたちの健やかな成長と自立を家庭・学校・関係機関など、地域全体で見守り、支援することで、社会の中で果たすべき役割や責任について子どもたちの自覚を促します。

そして、夢を持ち続けながら子どもたちが元気に育つ、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

— 施策37 安心して生み育てることができる環境づくり

目標 愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

— 施策38 子ども・若者の健全育成

目標 子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

施策37 安心して生み育てることができる環境づくり

目標

愛媛の子育てにもっと安心感が持てるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
えひめ結婚支援センターにおけるカップル数	7,800組 (平成26年度)	13,240組
周産期死亡率(出生千対)	4.7 (平成25年)	3.9以下 (平成30年)
地域子育て支援拠点施設の設置か所数	77か所 (平成26年度)	92か所
認定こども園、幼稚園、保育所の利用人数	41,161人 (平成26年度)	41,609人
ひとり親家庭の就業率	93.2% (平成26年度)	94.0%以上

現状と課題

本県の出生数は、昭和48年(24,648人)を境に減少傾向が続き、平成25年(10,696人)には半分以下になるなど、少子化が急速に進行しています。

また、核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て力は低下しており、出産や育児に対する負担や不安が増大しています。

このような中、子育て中の親の孤立を防ぎ、負担感や不安感を軽減するため、子育てに対する地域住民の理解と関心を高め、地域における子育て家庭への支援体制を充実・強化することが求められています。

また、近年、痛ましい事件に至るケースもみられる児童虐待に対しては、一人ひとりの虐待の状況に応じて、時機を逸することなく、子どもの権利擁護に配慮した適切な対応が不可欠であり、発生子防からアフターケアまで、切れ目なく支援することが必要です。

取組みの方向

未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供するとともに、妊産婦や乳幼児への保健対策を充実させるなど、子どもを生みやすい環境づくりを推進します。

また、保護者が愛情豊かに子どもと接することができるよう、地域での交流や相談を促進するとともに、ニーズに応えられる幼児教育や保育サービス等の提供を促進するなど、妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に総合的に取り組みます。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所を核とした虐待防止対策を推進するほか、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援に取り組みます。

主な取組み

1 未婚化・晩婚化対策の推進

えひめ結婚支援センターを核とする結婚支援として、各種結婚支援イベントを県下全域で開催するとともに、1対1の個別お引合せなどを通じて、独身男女に出会いの場を提供します。

また、お引合せ後は、ボランティアによるきめ細かな交際フォローなど成婚へ向けた支援を行うことで、少子化の主たる要因と言われる未婚化・晩婚化の解消に努めます。

2 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発、妊婦や乳幼児の健康診査の適切な受診勧奨や各種相談支援などにより、母性や乳幼児の健康の確保・増進を図るとともに、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の維持・強化に努め、適確な周産期医療を提供することにより、子どもを安心して生むことができる環境づくりを推進します。

3 みんなで支える子育て社会づくり

スマートフォンのアプリケーション等を活用した「妊娠・出産・子育て（仕事）のワンストップ相談体制」の構築をはじめ、高齢者の経験を活かした子育て支援活動の促進、子どもたちが関わり合い、育ち合う場や、親同士や地域住民との交流を深める場として活用できる地域子育て支援拠点施設の設置を促進するなど、社会全体で子育てを総合的に支援します。

また、NPO等との連携・協働による子育て支援情報の発信力強化や子育て環境のさらなる向上など、きめ細かな子育て家庭への支援充実に努めます。

さらに、県内市町における子ども医療費無料化の取組みの底上げを図ります。

4 教育・保育サービスの充実

教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図るとともに、既存の幼稚園、保育所を含め、地域の実情を反映して市町が提供する教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。

また、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの拡充を図るとともに、保育士を対象にした研修の充実などによる保育の質の向上、児童の放課後対策等に努めます。

5 保護を必要とする子どもに対する福祉の充実

保護を必要とする子どもの適切な保護や支援のために、地域が一体となって取り組む活動や、そのためのネットワークの構築を支援するとともに、住民への理解を深め、情報を共有するためのセミナーや研修会を開催します。

また、児童相談所を核として市町との連携・協力体制の強化に努めるとともに、県や市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施し、児童虐待防止対策の充実に努めます。

6 ひとり親家庭等への支援の推進

ひとり親家庭等に対する経済的支援や子育て・生活支援に加え、ひとり親家庭の親の安定した就業による自立支援や子どもの養育費に関する法律相談等を実施することにより、総合的な自立支援に努めます。

施策38 子ども・若者の健全育成

目標

子ども・若者が社会の中でもっと自立できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
公立小・中学校（県立中等教育学校を含む）における不登校児童生徒の割合	0.94% (平成25年度)	0.90%
いじめの解消率（国・私立を含む県全体）	96.2% (平成25年度)	98.0%
刑法犯で検挙・補導された青少年の数	904人 (平成25年度)	700人

現状と課題

本県における少年非行については、総数は減少傾向にあるものの、低年齢化の傾向が見られるなど、依然、憂慮すべき状況にあります。

また、いじめや不登校、ひきこもり、ニート、虐待、貧困など、子ども・若者の抱える問題の複雑化、深刻化が懸念されています。

これらの背景には、急激な社会構造の変化に伴う家庭・地域における教育力の低下や、非正規労働者の増大等の不安定な就労環境、経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化など、子ども・若者を取り巻く環境が厳しさを増している現状が指摘されています。

一方、近年のパソコンやスマートフォン等の普及は、青少年が違法・有害な情報に触れる機会を増大させるとともに、電子メールやグループ間の情報交換ツール等のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）によるトラブル（インターネットを通じて行われるいじめを含む。）が、子どもや若者にとって深刻な問題となっています。

このため、まず、大人自身が社会のあり方を見直すとともに、子ども・若者一人ひとりが置かれた成育環境や発達段階に応じたきめ細かな支援により、社会全体で見守り、育てていくことが求められています。

取組みの方向

本県の子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくため、本人やその家族が抱える様々な困難に対する相談支援体制の整備など、家庭・学校・地域・諸機関等がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、県民総ぐるみで見守り、育てる取組みを推進します。

また、いじめや不登校、非行の防止対策を各機関が連携して推進するとともに、インターネットを中心とした有害環境等の浄化に取り組み、青少年が健全に育つ環境の整備に努めます。

主な取組み

1 子ども・若者の社会的自立と社会参加の促進

子ども・若者に社会での役割や責任を自覚してもらうため、地域行事やボランティア活動などの多様な社会活動への参加を促進するとともに、職業的自立を支援するための就職支援やひきこもり支援等社会的自立に向けた取組みを推進します。

2 県民総ぐるみによる健全育成活動の推進

家庭・学校・地域・諸機関等の連携を強化し、県民総ぐるみによる青少年健全育成、非行・被害防止運動を展開するため、強調月間に合わせた大会を開催するなど、あらゆる機会を捉えた啓発活動、実践活動を展開します。

3 相談・ケア体制の整備・充実

いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、教職員への研修を充実させるとともに、家庭はもとより、学校や地域が連携して、その対策に取り組む体制づくりを進めます。

また、いじめの防止等に関する児童生徒の主体的な活動を支援し、未然防止の強化を図ります。

さらに、学校へのスクールカウンセラー等の配置を拡大するとともに、24時間体制でいじめや不登校の相談に応じるなど、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。

4 少年補導活動等による非行防止対策の推進

目まぐるしく変化する青少年を取り巻く環境を把握し、広域化する少年非行の実態や特性を理解するため、少年補導職員等の研修などを実施し資質の向上を図ります。

また、学校において警察と連携した非行防止教室を開催することにより、青少年の規範意識や正義感、自己抑制力等を養うとともに、更生保護団体等と連携した立ち直り支援活動を促進します。

5 青少年に有害な環境の浄化

インターネットやスマートフォン等を安全に利用するための安全対策やフィルタリングの普及促進に向けた青少年への指導、保護者への啓発を図るとともに、サイバーパトロールの強化や学校裏サイト等の監視により、青少年が安全に安心してインターネット等を利用できるような環境づくりに努めます。

また、健全な育成を阻害するおそれのある図書類や有害がん具類に、青少年をみだりに触れさせないよう、事業者をはじめ県民全体に対し愛媛県青少年保護条例の内容を周知・徹底します。

6 児童虐待防止対策の推進

被害児童の情報収集・情報共有を図るため、児童相談所、警察、市町、学校など関係機関との連携を一層強化し、迅速かつ毅然とした対応により、児童虐待の防止に取り組みます。

政策② 未来を拓く子どもたちの育成

目指す方向

学校や家庭、地域が連携・協力してつくる安全で充実した教育環境の中、幼児児童生徒一人ひとりの能力・適性に応じたきめ細かな教育活動や障害のある子どもとない子どもの相互理解の促進を図るとともに、高い資質を持った教員による知的好奇心をくすぐる学びを通して、子どもたちが確かな学力を身に付けることができる教育に取り組みます。

また、国際化や情報化など社会の変化に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、豊かな人間性を育てる体験学習等を推進します。

そして、愛媛の未来を拓く原動力となる、子どもたちの育成を目指します。

— 施策39 魅力ある教育環境の整備

目標 子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

— 施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標 子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

— 施策41 特別支援教育の充実

目標 障害のある子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

— 施策42 教職員の資質・能力の向上

目標 子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

施策39 魅力ある教育環境の整備

目標

子どもたちが学校や地域でもっと楽しく安心して学べるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
公立小・中学校における学校関係者評価の公表率	100% (平成25年度)	100%
地域学校安全委員会などを開催した学校の割合	100% (平成25年度)	100%
県立高校（県立中等教育学校を含む）の自己評価における評価内容改善の実施割合	81.0% (平成26年度)	100%

現状と課題

近年、都市化や核家族化、個人主義の浸透など、社会状況の変化による家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校はもとより家庭、地域社会が一体となって、教育に取り組んでいくことが求められています。

こうした中、県においては、教育に対する県民の意識・関心を高めるため、「えひめ教育の日」推進会議を中心に、県内全域で教育関連事業を実施するなど、県民総ぐるみで取り組む教育の推進に努めていますが、企業や教育関係団体等、多様な主体と連携した教育の推進に向け、一層の取り組みが必要です。

一方で、学校内や登下校時に子どもたちが被害者となる犯罪が発生していることや、地震災害等への対応の必要性などから、安全・安心な教育環境を確保する取り組みが求められています。

また、全ての子どもたちがそれぞれ持つ能力を存分に発揮し、夢の実現にチャレンジできるよう、平等な就学機会を確保するとともに、開かれた特色ある学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

取り組みの方向

教育に対する県民の意識や関心を高め、社会全体で教育に取り組むとともに、全ての幼児児童生徒が、身体的・経済的な理由等により教育を受ける機会を失うことのないよう配慮します。

また、安心して学習できる教育環境の確保に向けて、幼児児童生徒の安全を第一とした地域ぐるみの学校安全対策を充実させるとともに、社会の変化に対応した教育環境の確保に向けて、創意工夫を活かした特色ある学校づくり、地域に開かれた、愛され信頼される学校づくりを推進します。

加えて、私立学校の経営が健全かつ安定的に行われるよう、その自主性を尊重しつつ運営の支援に努めます。

主な取り組み

1 学校や家庭、地域、企業等が一体となって取り組む教育の推進

「えひめ教育の日」や「えひめ教育月間」の普及・定着、地域住民の参画により学校教育を支援する「学校支援地域本部」の活性化や、企業や団体が学校に対して出前授業等の教育支援を行う体制の整備などにより、学校や家庭、地域、企業等が一体となった魅力的で質の高い教育の推進を図ります。

また、奨学金制度により、経済的な問題で修学が困難な高校生等を支援します。

2 安全・安心な教育環境の整備

学校教育施設の耐震化を積極的に推進するほか、幼児児童生徒が災害に対し適切に対応できる能力を養うとともに、学校敷地内への不法侵入に対する警戒や登下校時の見守り強化、家庭、学校、地域、企業、警察等が連携した危機管理体制の強化、放課後等に地域の教育力を活用して様々な学習や体験・交流活動の機会を提供する「放課後子ども教室」の充実など、子どもたちが安全で安心して学べる教育環境を確保します。

3 開かれた特色ある学校づくり

幼児児童生徒の実態や地域の状況等に応じて、教育課程を工夫するとともに、指導方法や指導体制を改善します。

また、学校評価の充実による教育活動や学校運営の改善を進めることにより、学校組織の活性化を図ります。

4 私立学校の振興

建学の精神に基づく特色ある教育を展開する私立学校については、その自主性を尊重しつつ、各々の学校の状況に応じ、運営費補助や授業料助成等の振興方策を講じることにより、教育水準の維持向上と幼児・生徒のいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、健全な学校運営の支援に努めます。

また、各種情報提供等を通じ、公立・私立学校間の相互理解と連携を図ります。

施策40 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てる教育の推進

目標

子どもたちがたくましく生きる力を備えた人間へと成長できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校 80.0% 中学校 71.7% (平成26年度)	小学校 82.0% 中学校 74.0%
インターンシップを行っている県立高校(県立中等教育学校を含む)の割合	92.7% (平成25年度)	94.0%
道徳教育を推進する上で、指導内容の重点化を図っている学校の割合	97.9% (平成26年度)	100%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点の全国平均点と本県平均点との差	中2男子 -0.92点 中2女子 -0.72点 小5男子 -0.42点 小5女子 -0.06点 (平成26年度)	中2男子 0点 中2女子 0点 小5男子 0点 小5女子 0点
えひめ子どもスポーツITスタジアム参加小学校の割合	71.0% (平成25年度)	80.0%

現状と課題

平成26年度の全国学力・学習状況調査における本県の正答率は、小・中学校とも全国平均とほぼ同程度であったほか、児童生徒へのアンケートにおける授業理解度については、小学校は全国平均を上回ったものの、中学校は全国平均とほぼ同程度の結果となりました。

今後は、これらの調査やアンケートの結果を分析した上で、本県の学力向上のための実効性ある取組みを推進していく必要があります。

一方で、近年の地域社会における人間関係の希薄化や少子化等を背景として、子どもたちの倫理観や社会性、規範意識の低下が問題になるとともに、外で遊んだりスポーツを楽しんだりするのに必要な時間や空間、仲間の減少が懸念されています。

知、徳、体のバランスのとれた成長は、子どもたちが自ら考え、判断し、行動することのできるたくましい大人に成長するための基礎となるものであり、社会の変化に対応した多様な教育も取り入れながら、家庭や学校、地域が連携した効果的な教育に取り組んでいくことが必要です。

取組みの方向

児童生徒が自ら学び、考える力を育めるよう、言語活動の充実など学習指導要領の着実な実施により確かな学力の定着と向上に努めるとともに、望ましいキャリア教育や外国語教育、情報教育などを推進し、社会人として自立するために必要な能力を養います。

また、命を大切にすることや他人を思いやる豊かでたくましい精神を育みます。さらに、運動の場を提供し、体力の向上を図るとともに、健康的な生活習慣の確立を促進します。

主な取組み

1 確かな学力の定着と向上

県独自の学力診断調査を全ての学校で実施し、学力向上推進主任を中心に調査結果の分析を行うほか、授業評価システムや教科別授業評価マニュアルの活用による授業改善、自主学習プリントの提供などを行うことにより、各学校における学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、確かな学力の定着と向上に努めます。

また、少人数学級の導入促進など、教員がゆとりを持って子どもたちに向き合える環境づくりを進め、幼児児童生徒一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな教育活動を行うとともに、学校図書館の整備・充実や家庭との連携による効果的な学習・生活習慣の確立、地域人材を活用した土曜教育の推進に努めます。

2 社会的・職業的自立に向けた多様な教育の推進

社会人として自立するために必要な能力や望ましい勤労観・職業観の育成に向け、小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の推進を図るとともに、コミュニケーション能力やICTを適切に活用できる情報リテラシーの育成に努めます。

3 豊かな心を育む教育の推進

学校教育と社会教育の連携・融合を図りながら、県独自の道徳教材の活用や、地域人材をゲストティーチャーとして招へいしての授業など、道徳教育の充実や児童生徒の道徳性を育む体験活動の推進、また、豊かな感性や想像力を育む読書習慣の定着に努めます。

4 体力づくりの推進と運動習慣の定着

学校の教育活動等の中で子どもたちの体力・運動能力の向上が図られるよう、小学校にも体育を専門に担当する教員を配置し、公開授業等を通じて体育の授業改善を図ります。

また、県内の小学校が参加して、楽しみながら継続的に運動に取り組みホームページ上で運動の記録を競い合うことができる「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を開催し、体育の授業以外にも運動する機会を設けます。

さらに、「えひめ子どもスポーツITスタジアム」に幼稚園や保育所が参加できる「幼児プログラム」を新設し、運動に親しむ習慣が身に付けられるよう幼児の運動習慣の確立に向けた取組みを推進します。

施策4-1 特別支援教育の充実

目標

障害のある子どもたちがもっと安心して学び、自立し社会参加できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
進学・就職希望者の希望達成度（県立特別支援学校高等部卒業生）	96.2% (平成25年度)	100%
公立学校において、特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の教育支援計画を作成している学校の割合	96.9% (平成25年度)	100%

現状と課題

本県では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する幼児児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒が年々増加している上、障害の重度化や重複化、多様化が進む傾向にあります。

また、小・中学校、高等学校等の通常の学級に在籍するLDやADHDといった発達障害のある児童生徒への対応が、学校現場の課題として顕在化するなど、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かい教育が提供できる体制づくりが急務となっています。

加えて、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准されたところであり、共生社会の形成に向け、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを構築することが求められています。

県では、県立特別支援学校の教育環境の整備や教育内容の質の向上を図ることはもとより、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校全てにおいて、特別支援教育校内委員会を設置するほか、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、校内支援体制の充実を図っていますが、障害のある子どもたちが地域で安心して学び、その持てる力を最大限に発揮できるように、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育のなお一層の充実が必要となっています。

取組みの方向

障害のある子どもたちが快適に学ぶことができる学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育における教職員の資質向上に取り組めます。

また、学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整え、一人ひとりの障害の状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図るとともに、早期の段階からキャリア教育を推進し、自立と社会参加を促進します。

さらに、就学前の早い段階からの教育相談を実施し、本人・保護者の意見を尊重した就学先決定の体制づくりに取り組むとともに、障害のある子どもとない子どもの相互理解の促進や地域住民の特別支援教育への理解啓発に努めます。

主な取組み

1 学校環境の整備・充実

平成27年4月に新居浜特別支援学校川西分校及び宇和特別支援学校肢体不自由部門を開設するなど、特別支援学校の在籍幼児児童生徒数の増加や障害の状態に合わせた施設設備の整備、通学支

援の充実を進めるとともに、幼児児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう校舎等の耐震化を、27年度末の完了に向けて取り組むほか、バリアフリー化を一層進めます。

2 特別支援教育コーディネーターや教職員の資質向上

愛媛大学との連携による専門的な研修により、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育に関わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定レベルの知識を取得できるよう研修の充実を図ります。

3 学校や家庭、地域、関係機関が連携した特別支援教育の充実

学校や家庭に加えて、関係機関等が連携する地域ネットワークを強化し、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。

また、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、医療・福祉・教育等関係者の連携による相談支援に取り組みます。

4 一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる「多様な学びの場」を整備し、合理的配慮の提供に努めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、障害のある子ども一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図ります。

5 自立と社会参加を促進するキャリア教育の推進

企業や労働・福祉等関係機関と連携し、障害の状態等に応じたキャリア教育に早期から取り組むとともに、県内の雇用情勢等を踏まえた「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」を実施し、本人の希望や適性に応じた進路の実現につなげます。

6 早期支援の充実と交流及び共同学習の推進

障害のある子どもたちに対する早期からの教育相談を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人の教育的ニーズや専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する体制づくりに取り組みます。

また、障害のある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民と活動を共にする機会を積極的に設け、相互理解の促進を図ります。

施策42 教職員の資質・能力の向上

目標

子どもたちにとってもっと楽しくよく分かる授業ができるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
児童生徒の授業の理解度	小学校 80.0% 中学校 71.7% (平成26年度)	小学校 82.0% 中学校 74.0%
研修を受講した教員による授業への活用度	89.1% (平成25年度)	92.0%

現状と課題

今日の学校現場では、安全・安心な学校づくりに加え、いじめや不登校への対応、特別支援教育の充実など様々な課題が生じており、教職員にはこうした課題に適切に対応できる能力が求められています。

そうした中、本県での教員一人当たりの研修回数は、近年増加傾向にあるほか、授業評価システムを活用した授業改善実施率も上昇傾向にあるなど、専門的知識・技能の着実なレベルアップに努めています。

一方、職務の多忙化や学校を取り巻く環境変化の中で、心身に変調を来して休職する教職員が増えていることも問題となっています。

日々発生する様々な課題に的確に対処しつつ、子どもたちにとって楽しくよく分かる授業を行い、地域社会から信頼される学校づくりを進めるためには、引き続き、社会の変化や学校現場のニーズに対応した研修の機会を設け、多様で優れた資質・能力を有する教職員を養成・確保するとともに、安心して働くことができる職場環境を整備していくことが必要となっています。

取組みの方向

幼児の主体性を育む保育や児童生徒にとって楽しくよく分かる授業を目指し、各種研修の充実や各校種間での交流といった勤務経験の多様化などを通して、教職員一人ひとりの専門的知識・能力の向上に努めます。

また、教職員としての自覚を高めるとともに、学校ぐるみで不適切な行動の未然防止に努め、健全な社会人としての資質向上を図ります。

さらに、教職員一人ひとりが自信と誇りを持って教壇に立ち、安心して働くことができる職場づくりを進めます。

主な取組み

1 教職員の専門的知識・能力の向上

経験年数に応じた基礎研修や、ライフステージに応じた各種職務別研修、大学との連携による研修の充実を図り、教職員の専門的知識・能力の向上を促進します。

また、教職員の自己研修を奨励するとともに、ICT利活用の知識と技能の向上を図るため、ICT研修など多様な研修機会の確保に努めます。

さらに、授業評価システムを活用した授業評価の実施や学習指導要領に対応した教科等の研究を推進し、学習指導や生徒指導における実践的指導力の向上を図ります。

このほか、幼児教育の振興・充実を図る研修を実施するとともに、子どもたちの発達段階の違いを理解し連続性のある教育ができるよう、校種や学校規模を越えた連携・人事交流など、教職員の勤務経験の多様化を積極的に推進します。

2 教職員としての自覚を高める取組みの推進

教職員の綱紀粛正と服務規律の確保に努めるとともに、指導が不適切と認められた教員に対しては県総合教育センター等で指導改善研修を行うなど、教員としての資質回復に努めます。

また、教員に必要とされる資質能力の保持を図るため、教員免許更新制度の円滑な実施に取り組みます。

3 教職員が安心して働くことができる職場づくり

教員が孤立してしまわない環境づくりや、メンタルヘルス対策に力点を置いた教職員の安全と健康管理対策の充実に努めるとともに、退職者の復職支援システムの円滑な運用と充実に努めます。

《基本政策3》 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策③ 生涯学習と文化の振興

目指す方向

県民一人ひとりが、自らの目標に向かって自己研さんに励み、あらゆる学びの機会を通じてその成果を表現することで、自己の成長と暮らしの充実を実感することができる生涯学習社会づくりを進めます。

また、豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成を促進します。

そして、誰もが地域に誇りと愛着を感じられる、個性豊かな愛媛文化の創造を目指します。

施策43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標 生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

施策44 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標 愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

施策43 学び合い高め合う生涯学習社会づくり

目標

生涯学び続けることができ、その成果をもっと社会に活かせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県内公立図書館の県民1人当たりの年間貸出冊数	4.5冊 (平成25年度)	4.9冊
生涯学習の講師として登録している者の数	778人 (平成25年度)	800人
学び舎えひめ悠々大学の対象講座登録数	1,040件 (平成25年度)	1,400件
総合科学博物館の入館者数	213,887人 (平成25年度)	228,000人
歴史文化博物館の入館者数	110,321人 (平成25年度)	135,000人
県民1人当たりの生涯学習関連施設の利用回数	4.2回 (平成25年度)	4.4回

現状と課題

高齢化社会の影響に加えて、近年は若い人を中心に学び直す必要を感じる人も増えており、健康・スポーツ、音楽や美術など趣味的なもの、資格取得など職業上必要な知識・技能などを中心として、県民の生涯学習へのニーズが高まっています。

このため、県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる様々な学習の機会を創り出し、学習ニーズの多様化・高度化に対応した学習環境を整備するとともに、社会において学習成果が適切に評価され、活かされるような環境づくりが必要となっています。

取組みの方向

子どもから高齢者まですべての県民が、それぞれの年齢や状況、個人の目標と学ぶ意欲に応じ自発的に生涯にわたって学び続け、学び直すことができるよう、情報や活動の場の提供に努めます。

また、自己の体験や学習の成果をボランティア活動などによって社会に活かすとともに、一方で、そうした他者の学びの成果を自らの活動に活用することができるような、「知の循環型社会」づくりを進めます。

主な取組み

1 自律的な学びへの支援

生涯学習社会を支える人材育成に努めるとともに、県生涯学習センターを核とした関係機関や団体の連携による「学び舎えひめ」の運営や、県民自らがふるさとらしさや愛媛らしさを探究する地域学（ふるさと愛媛学）の普及推進により学習機会や学習情報を提供するなど、自律的な学びへの支援を推進します。

2 社会教育基盤の体制整備と生涯学習の場の提供及び利用促進

学校・家庭・地域の連携支援に努めるほか、公民館や図書館における地域の学習拠点としての機能を拡充するとともに、県生涯学習センターや総合科学博物館、歴史文化博物館、えひめ青少年ふれあいセンター等、社会教育施設の一層の充実と利用促進を図り、県民の生涯にわたる学習活動の場の提供に努めます。

3 学習成果が社会に活かされる場の提供

情報通信ネットワークの構築や家庭教育支援・学校支援等に係るボランティア活動の充実に努めるほか、日頃の自己研さんから得た知識・技能を活かした成果の発表や小・中学生のふるさと学習作品の展示等を行う「生涯学習まつり」の開催などを通じて、生涯学習の輪を広げる活動を支援します。

施策4 4 個性豊かな愛媛文化の創造と継承

目標

愛媛の文化に親しみ、もっと地域に誇りと愛着を感じられるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県民総合文化祭等への参加者数（県民文化会館、生活文化センター、萬翠荘の利用者数を含む）	879千人 (平成24年度)	882千人
県美術館の年間利用者数	311千人 (平成25年度)	350千人
国・県の文化財数	630件 (平成26年度)	640件

現状と課題

文化は人々に楽しさや感動、安らぎをもたらし、人生を豊かにするほか、情緒あふれる人間性と感受性を養い、創造力を育むとともに、人間社会の基盤としての重要な役割を果たすことから、地域の多様な文化を守り、世代を越えて受け継いでいくことが求められています。

しかしながら、人口減少・過疎化の進行に伴う伝統文化の担い手不足や厳しい経済情勢により、文化芸術活動を支える基盤のせい弱化に対する危機感が広がっています。

誇りと愛着を持てる魅力あるふるさとを創るためにも、あらゆる世代の県民が文化・芸術に気軽に親しむことができる環境を整え、貴重な愛媛文化を守り育てていくことが必要です。

取組みの方向

優れた芸術に触れる機会や様々な文化活動を体験する機会を充実させるとともに、日頃から文化・芸術活動に取り組んでいる方に対し成果発表の場を提供することにより、県民の文化・芸術活動への意欲を高め、新しい愛媛文化の創造を担う人づくりを進めるほか、文化の持つ力を活用した「愛顔感動ものがたり発信事業」を継続、発展させることで、誇りと愛着を持てる魅力あるふるさと創りに努めます。

また、文化財の指定等を順次進め、その保存や活用を図るとともに、各地域の民俗芸能の振興と文化の交流に努めます。

さらに、県民文化会館や県美術館などの文化・教育施設が、文化活動の拠点として県民に親しまれ、利用しやすく、開かれた施設となるように努めるとともに、古くから愛媛の風土に培われた文化や伝統がより多くの県民に理解され継承されるよう学術的な調査研究を進め、研究成果を公表していきます。

主な取組み

1 質の高い文化・芸術に親しむ機会の充実

学校や地域において、童謡・唱歌など世代を越えて伝えられる文化との触れ合いを通じて、子どもたちの豊かな情操をかん養するとともに、県民総合文化祭の県内各地での開催、美術館の展示の充実など、幅広い世代が日常の中で文化・芸術に触れることができる機会の充実に努めます。

2 新しい愛媛文化の担い手育成

アマチュア文化の祭典である県民総合文化祭を開催するほか、公益法人、民間企業等との連携による様々な文化交流・活動機会の提供を通じて、文化活動に取り組む団体等を育成・支援します。

3 文化・教育施設の整備と活用

県民文化会館や県美術館、総合科学博物館、歴史文化博物館等の文化・教育施設等について、県民ニーズを踏まえた各種の情報支援サービスや、展示品の解説ボランティアの充実などにより利便性を向上させるとともに、安全・安心に利用できるよう施設環境を整備するほか、民間企業の知恵を活かしたイベントの企画立案や施設利用提案などにより、施設の利活用を促進します。

また、総合科学博物館及び歴史文化博物館における学術的な調査研究成果を活用した魅力ある展示を実施することにより観覧者の増加に努めます。

4 文化財の保存・活用

歴史的な建造物をはじめとする各種文化財の修理や環境整備、防火・防犯対策、遺跡の発掘調査などを進め、県内の貴重な文化財の保存・活用に努めます。

《基本政策3》 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策④ スポーツ立県えひめの推進

目指す方向

県民誰もが、いつでも、身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができ、自らの能力を地域の大会や全国大会等で発揮することができる環境整備や、えひめ国体の開催も踏まえたトップアスリートの育成に努めます。

また、県民に夢と感動を与えるとともに、地域に根ざした様々な交流を通じて、地域のにぎわいが創出されるようプロスポーツチームのさらなる成長を促進します。

そして、多くの県民が「する、みる、支える」それぞれの立場でスポーツを楽しみ、達成感や充足感を得ることができる明るく活力に満ちた「スポーツ立県えひめ」の実現を目指します。

施策45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標 スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

施策46 競技スポーツの振興

目標 愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

施策45 スポーツを通じた豊かで活力ある地域づくり

目標

スポーツに親しむ人を増やし、もっと地域に活気とにぎわいを創り出せるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
総合型地域スポーツクラブ数	35クラブ (平成25年度)	68クラブ
競技人口の状況	36,379人 (平成25年度)	40,000人
日本体育協会公認スポーツ指導者数(人口千人当たり)	1.7人 (平成26年度)	2.2人

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持・増進、生きがいづくりに役立つとともに、住民同士の交流を通じた地域の一体感や活力を醸成するなど、多くの効用を有しており、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現在、その意義や価値がますます高まっています。

こうしたことから、国では、従来の「スポーツ振興法」を全面的に改正した「スポーツ基本法」において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」であることを明記しました。

しかしながら、本県における成人のスポーツ実施率(週1回30分以上スポーツを行う人の割合)は、全国平均を下回るなど活発とはいえない状況にあり、県民それぞれの生活環境に応じた主体的なスポーツ活動を促進していくことが課題となっています。

また、本県では、愛媛FCや愛媛マンダリンパイレーツがプロスポーツチームとして活躍し、地域同士の交流やまちの活性化に貢献していますが、近年は観客動員数が伸び悩む傾向にあり、県民の気運を盛り上げていくことが求められています。

さらには、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、スポーツを通じた地域活性化の促進が期待されています。

取組みの方向

スポーツ・レクリエーション施設の整備や総合型地域スポーツクラブの育成等を通じて、子どもから高齢者・障害者まで、県民誰もが年齢や身体状況に応じ、生涯にわたって身近にスポーツに親しむことができる環境を整え、地域に根ざしたスポーツの振興を図ります。

また、地域密着型のプロスポーツチームを本県の活性化に寄与する貴重な地域資源と位置付け、市町や各種団体等と連携してその活動を支援します。

主な取組み

1 生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境の整備

地域のスポーツ団体等との連携、スポーツ入門教室の開催、指導者派遣等の取組みにより、子どもが外遊びできる環境づくりや、学校における運動部活動の活性化、成人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するなど、県民それぞれのライフステージとレベルに応じたスポーツ環境を整備します。

2 身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備と活用

運動広場や体育館など、地域における身近なスポーツ・レクリエーション施設の整備について、市町と連携した取組みを推進するとともに、既存施設を有効活用する観点から学校体育施設の開放を一層推進します。

3 総合型地域スポーツクラブの育成による地域に根ざしたスポーツの振興

子どもから高齢者・障害者に至るまで、誰もがスポーツを気軽に楽しみ、コミュニケーションを図れる場として、地域住民が主体的・自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の育成に努めます。

4 地域密着型プロスポーツの育成・支援

野球やサッカーなどの地域密着型プロスポーツを振興し地域活性化につなげていくため、県民総ぐるみで支援する気運の醸成に取り組むとともに、イベント広報等による観客動員や地元スポーツ団体との交流を促進します。

5 「プロ野球球団」四国誘致の可能性調査・検討

プロスポーツの公式戦やキャンプ等を積極的に誘致するとともに、将来的な夢として、プロ野球球団の四国への誘致に向けた、四国他県等と連携しての可能性調査・課題研究等に取り組みます。

6 2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致

全世界の注目が日本に集まる好機を逃すことなく、大会を契機とした地域活性化と大会後も地域活性化に資するレガシーの構築を見据えて、事前合宿等の誘致に効果的・計画的に取り組めます。

施策46 競技スポーツの振興

目標

愛媛にゆかりのあるスポーツ選手のレベルをもっと高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
国民体育大会における総合成績(天皇杯順位)	21位 (平成26年度)	1位 (平成29年度)
全国高校総体(インターハイ)入賞件数	33件 (平成26年度)	40件

現状と課題

本県の競技スポーツは、平成26年の国体で天皇杯21位と、県競技力向上対策基本計画で定める充実期(H24～26)の目標順位(20位台)を達成したほか、同年のインターハイで過去最高となる入賞件数を獲得しました。また、オリンピック等の国際大会で活躍するナショナルレベルの選手も増加するなど、近年の強化策の効果が現れてきています。

その一方で、人口の減少による競技人口の伸び悩みや、有力選手の県外流出、景気低迷による企業スポーツの停滞といった課題を抱えています。

また、平成29年には64年ぶり、本県初の単独開催となる第72回国民体育大会が開催されるほか、あわせて本県初となる第17回全国障害者スポーツ大会が開催されることから、さらなる競技力の向上や施設整備、県民総参加の取組みとするための大会気運の醸成など、様々な準備を着実に進めていく必要があります。

取組みの方向

指導者の養成及び選手の育成の考え方を「トップ選手をさらにレベルアップさせる視点」と「将来のトップ選手を育成する視点」の二つに分け、競技力の向上に戦略的に取り組みます。

また、スポーツ医科学の積極的な活用に加え、各種の全国大会・国際大会等の誘致を進めるほか、えひめ国体・えひめ大会の成功に向け、計画的な準備に取り組みます。

主な取組み

1 指導者の養成・確保

中央競技団体主催の研修へ指導者を派遣するとともに、競技専属アドバイザーコーチを招へいし指導者の資質向上を図るほか、学校における運動部活動指導者の確保に努めます。

2 トップアスリートの発掘、育成・強化

全国レベルで活躍できる選手の育成を図るため、県内合宿や県外遠征、招待試合、トップコーチの招へい等の強化事業を実施します。

また、小・中学生から大学生、社会人に至るまで、一貫した指導方針に基づき合理的な強化が図れるよう、競技団体ごとの中・長期的な強化プログラムの作成を促進するとともに、競技ごとに指定する強化拠点指定校の支援や企業と連携した社会人トップアスリートの育成に努めます。

さらに、国際大会で活躍する日本代表選手を目指して、ジュニア世代から科学的・体系的にトップアスリートを育成します。

3 スポーツ医科学の活用

スポーツ医科学知識の普及啓発や、スポーツドクター、トレーナーなどスポーツ医科学アドバイザーの競技団体等への派遣、選手へのメディカル・フィジカルチェックの実施など、最新のスポーツ医科学を活用した選手強化を推進します。

4 全国大会・国際大会等の誘致

県武道館等を有効に活用し、障害者、高齢者の競技大会を含めた全国大会や国際大会を誘致・開催するとともに、スポーツ合宿等を積極的に誘致します。

5 第72回国民体育大会（^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体）及び第17回全国障害者スポーツ大会（^{えがお}愛顔つなぐえひめ大会）の開催

「^{えがお}愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会」を中心として、輸送、宿泊、総合開・閉会式や競技会の運営など、本番に向けた中身作りを本格化させるとともに、愛媛の魅力を全国に発信するための広報活動や県民運動「^{えがお}つなげよう愛顔運動」を積極的に展開し、県民総参加の下で愛媛らしい、温かく、^{えがお}愛顔あふれる大会を目指して開催準備を促進し、この大会を契機として障害者も含め、県民誰もがスポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造する全国に誇り得る「スポーツ立県えひめ」の実現を図ります。

《基本政策4》 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり**政策① 環境と調和した暮らしづくり****目指す方向**

学校や地域、家庭、職場など多様な場における環境教育・学習を通じて、子どもから高齢者まで誰もが環境問題を正しく理解し、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換や低炭素型のビジネススタイルの実現など、地球温暖化対策を实践する意識の醸成に努めます。

また、限りある資源を有効に活用するため、家庭や会社など身近なところから取り組める3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用））の普及を促進するとともに、大気や水質など安全で快適な生活環境の保全に努めます。

そして、誰もが環境に配慮しながら暮らせる愛媛の実現を目指します。

— 施策47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標 環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

— 施策48 地球温暖化対策の推進

目標 地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

— 施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標 3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

— 施策50 良好な生活環境の保全

目標 安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

施策47 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

目標

環境とのつながりについて認識を深め、環境保全活動にもっと積極的に取り組むようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
環境マイスター登録者数	95人 (平成26年度)	100人
小・中学校における環境教育年間指導計画策定率	95.9% (平成26年度)	100%
環境教育・学習参加者数	25,157人 (平成25年度)	前年度より増加
環境NPO法人数	144団体 (平成25年度)	前年度より増加

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動が環境に負荷を与え、環境問題が引き起こされており、地域の環境を守り、持続可能な社会を築いていくためには、県民一人ひとりが環境とのつながりについて認識を深め、具体的な環境保全活動につなげていくことが重要です。

そのためには、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象として、学校や地域、家庭、職場など、多様な場において環境教育・学習を進めていく必要があります。

特に、学校における環境教育は、次代を担う子どもたちの環境に対する姿勢を決める大きな要素となることから、充実することが重要です。

取組みの方向

県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として意識し、環境保全活動に自主的・主体的に取り組めるよう、学校や地域、家庭、職場など、多様な場における環境教育・学習を推進します。

また、県民、環境活動団体、事業者、行政など各主体の環境に配慮した自主的な取組みが促進されるよう、担い手となる環境活動リーダーの育成や環境保全活動に積極的に取り組む団体への支援等を行うとともに、多様な主体の交流を促進し、協働のネットワークづくりを推進します。

さらに、環境情報の収集と積極的な提供に努めるとともに、大学や試験研究機関等と連携して環境に関する技術開発や試験研究の機能強化を図ります。

主な取組み

1 学校・地域等における環境教育・学習の充実

学校での総合的な学習の時間等を活用して、発達段階に応じた体系的な環境教育を推進するとともに、地域の環境活動リーダーの活用や教材の研究・開発等に取り組み、次代を担う子どもたちが環境問題に対する正しい知識を身に付け、積極的に環境保全活動に取り組む意識の醸成に努めます。

また、具体験型環境学習センターや公民館等が実施する環境に関する体験学習や環境保全活動を促進するなど、地域等における環境学習の活性化を図ります。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

身近なものから地球規模のものまで幅広い分野にわたる環境問題を総合的かつ体系的に理解し、多様な場での環境教育・学習や環境保全活動の中心的な役割を担う人材を育成するため、教職員や地域で活動する環境活動リーダー、企業のCSR担当者等のスキルアップを支援するとともに、相互交流の促進やネットワークづくりに取り組みます。

3 多様な主体との協働による環境保全活動の促進

環境活動団体、事業者、行政など、多様な主体が連携して環境保全活動に取り組む環境協働取組の推進に向け、自主的な環境保全活動等を促進します。

また、環境活動団体相互や行政・学校等との連携を図るなど、本県の特性を踏まえた環境教育・学習や環境保全活動が定着していくよう、協働のネットワークづくりを推進します。

施策48 地球温暖化対策の推進

目標

地球温暖化防止に対する一人ひとりの意識をもっと高めたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
県地球温暖化防止県民運動推進会議の会員数	268 団体 (平成26年度)	350 団体
県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の基準年(平成25年度)に対する割合	—	-5.0%以上
県内の温室効果ガス排出量の基準年(平成2年度)に対する割合	+22.5% (平成24年度)	-15.0% [暫定] (平成32年度) ※1

※1 今後、エネルギー政策等の国の方針が出た時点で見直しを検討

現状と課題

地球温暖化は、大洪水や干ばつ等の異常気象の増加や感染症の拡大を招くなど、生物の生存基盤を脅かす深刻な問題であり、その主な原因である二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みが国際社会全体で進んでいます。

しかしながら、近年の火力発電所の稼働増により、我が国はもとより本県においても、温室効果ガスの排出量は増加しているところです。

このため、平成26年度に改定した「県地球温暖化防止実行計画」に基づき、県民総ぐるみで一層地球温暖化防止に取り組んでいく必要があります。

取組みの方向

県民一人ひとりが、日常生活や事業活動におけるエネルギー消費量と温室効果ガス排出量について認識を深め、家庭における身近な省エネを積極的に実践できるよう普及啓発活動等に取り組むとともに、関係団体や企業等と連携・協力しながら、事業所における環境配慮活動の推進に必要な人材育成や省エネ設備・施設の導入等を支援し、温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

また、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて、県が率先して役割を果たすため、県有施設の省エネ化等に取り組めます。

主な取組み

1 エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換促進

家庭での効果的な温暖化対策を推進するため、二酸化炭素排出量を計算する環境家計簿や省エネナビの普及に努めるなど、エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の「見える化」を進めるとともに、地球温暖化防止活動推進員や環境活動団体、事業者等と連携・協力しながら、電力需要期である夏季や冬季に家族揃って快適に過ごせる場所への外出を促す「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーン、家庭用燃料電池・蓄電池の導入促進、レジ袋の削減や通勤等における公共交通機関や自転車の利用拡大など、エネルギー消費の少ない生活スタイルへの転換を促進します。

また、体験等を通じて県民のエネルギー消費に関する意識の転換を図ったうえで、省エネ型家電製品・LED照明や緑のカーテンの普及促進、家庭の節電に関する知識の普及や節電アイデアの提案等を行います。

2 事業者の省エネ化支援

温室効果ガスの総排出量のうち大きな割合を占めている事業活動からの排出量を削減するため、関係団体や事業者等と連携・協力しながら、冷暖房温度の適正化を図るクールビズ、ウォームビズ等のキャンペーンやエコドライブの取組みを推進するとともに、中小企業を対象とした省エネ診断や環境保全施設整備への融資など、事業所の環境配慮活動の核となる人材育成や環境配慮活動計画の策定、省エネ設備・施設の導入等を支援します。

3 県有施設のエネルギー管理の強化

エネルギー消費量の多い県有施設について、エネルギー管理マニュアルの整備を進めており、既に作成済みの施設についてはマニュアルに基づいた設備運用を徹底するとともに、費用対効果を十分に検証しながら、LED照明への更新やESCO事業の導入等の省エネ化を推進し、さらに、デマンド監視装置の導入拡大や活用を図ることで、夏季・冬季の電力ピークカット・ピークシフト等にも留意します。

施策49 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

目標

3Rにもっと積極的に取り組めるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
一般廃棄物のリサイクル率	18.0% (平成24年度)	25.0% (平成27年度) ※1
優良リサイクル製品等認定数	115件 (平成25年度)	160件
産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善率	69.0% (平成25年度)	80.0%
産業廃棄物処理業者への立入検査における不適格件数	0件 (平成25年度)	0件

※1 平成28年度以降は、次期えひめ循環型社会推進計画で検討

現状と課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。

本県では、平成19年度に資源循環促進税を導入し、廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進した結果、廃棄物の排出量等は近年減少傾向にあります。循環型社会の構築に向けた取り組みを一層充実させていく必要があります。

取組みの方向

限りある資源を無駄にせず効率的に利用する取組みを県全体で推進するため、県循環型社会推進計画を基本に、資源循環促進税を活用した3Rの推進や循環型社会ビジネスの振興等に取り組み、循環型社会の構築を目指します。

また、リサイクル等ができない廃棄物については、適正処理を確保するとともに、不法投棄の根絶に向けた監視・指導体制の強化に努めます。

主な取組み

1 3Rの推進

県民、事業者等の各主体が、循環型社会づくりの担い手としての意識を持ち、積極的にそれぞれの役割を果たせるよう、環境月間や3R推進月間等における普及啓発や企業、各種団体等とのネットワークの構築に努めます。

2 廃棄物の適正処理の確保

廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する監視・指導体制の強化、優良処理業者の育成等に取り組むとともに、県廃棄物処理センターを活用し、市町で処理が困難な廃棄物を適正に処理します。

また、市町等と連携・協力し、不法投棄事案に対して迅速かつ的確に対応します。

3 循環型社会ビジネスの振興

他の模範となるようなリサイクル製品や3Rに積極的に取り組んでいる事業所等を優良モデルに認定し、環境イベントにおいてPRするなど、循環型社会ビジネスの育成・支援に取り組みます。

また、企業等と連携しながら、製紙スラッジの発生抑制や有効利用技術などの地域の特色を活かした3R技術や新たな再資源化システム等の研究開発、ビジネスモデルの事業化を促進します。

施策50 良好な生活環境の保全

目標

安全で快適な生活環境の中で暮らせるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
大気環境基準達成率	74.5% (平成25年度)	100%
水質環境基準達成率	89.3% (平成25年度)	100%
法令等に基づく工場等立入調査における排出基準等適合率	ばい煙 100% 排水 99.0% (平成25年度)	100%
高圧ガス等事故発生件数	7件 (平成21～25年度の平均)	7件以下

現状と課題

我が国では、高度成長期の急速な工業化の進展等に伴い、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害問題が各地で発生し、大きな社会問題となりましたが、発生源に対する規制の実施や公害対策技術の進歩等により、現在では、大気や水質、土壌、騒音等の環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は高水準となるなど、大きく改善が図られ、生活環境は概ね良好な状況にあります。

一方、大陸からの影響が懸念されるPM2.5（微小粒子状物質）等の新たな環境基準項目等への適切な対応も求められていることから、今後とも、監視・測定体制の整備や事業者への指導の徹底等を図り、各種環境基準の達成・維持に努め、県民の良好な生活環境を保全する必要があります。

取組みの方向

安全で快適な生活環境を保全するため、監視体制の充実及び適正な排出規制等を実施し、各種環境基準の達成・維持を図るとともに、公害の未然防止に取り組みます。

また、生活排水対策の推進による水質汚濁の防止や、安全な給水体制の確保を図り、安心できる水環境づくりを進めるとともに、高圧ガス等を取り扱う施設の保安確保に取り組みます。

主な取組み

1 良好な大気、水、土壌環境の保全

新たな環境基準項目等にも対応するため、監視体制の充実・強化を図るとともに、県民への情報提供に努めます。

また、事業場等の発生源に対しては、法令や条例に基づき、ばい煙や排水等に係る適正な規制の実施及び法令遵守の徹底を指導するとともに、土壌汚染事案が判明した際には適正な措置の実施を指導し、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

2 騒音、振動、悪臭の防止

必要に応じ、関係自治体と連携し、環境基準の類型当てはめ地域及び規制地域の指定や見直し並びに規制基準の見直し等を図り、生活環境の保全及び健康被害の未然防止に努めます。

3 生活排水対策の推進と安全で良質な水の確保

生活排水に関する県民の意識を啓発しながら、地域の実情や特性に応じた公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進するとともに、より安全で良質な水を確保するため、水道事業者が実施する水道水源保全対策を支援します。

4 高圧ガス等取扱施設の保安確保

高圧ガス・火薬類等を取り扱う施設に対する検査を適切に実施するとともに、関係団体と連携・協力しながら、保安講習会を開催するなど、保安意識・技術の向上に努めます。

また、ヒューマンエラーによる事故を防止するため、事業者に対して保安教育の充実など、自主保安体制の強化を指導します。

政策② 自然と共生する社会の実現

目指す方向

四季折々に美しい姿を見せ、県民にやすらぎを与える豊かな自然環境が、地域住民やボランティア団体・NPO、行政など多様な主体によって適正に管理・保全されるとともに、希少な野生動植物をはじめとする豊かな生物多様性が見られる地域づくりに努めます。

また、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海の多面的機能に誰もが気付き、愛媛のかけがえのない財産として、守り続けることができるよう県民意識の醸成に努めます。

そして、豊かな自然と共生できる、ふるさと愛媛の実現を目指します。

施策5 1 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標 豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

施策5 2 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標 豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

施策5 1 豊かな自然環境と生物多様性の保全

目標

豊かな自然を守り、次世代にもっと引き継ぎたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
自然公園、四国のみちの利用者数	5,482千人 (平成25年度)	5,750千人以上
自然保護指導員・野生動植物保護推進員等の人数	192人 (平成26年度)	195人
鳥獣保護の違反件数	13件 (平成25年度)	0件
生物多様性の認識度	51.0% (平成24年度)	60.0%
絶滅のおそれのある野生生物の割合	9.0% (平成26年度)	9.0%

現状と課題

本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス式海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。

この豊かな自然との触れ合いを求めて、県内の自然公園等には県内外から多くの人々が訪れていますが、ごみの放置など、自然を傷付ける行為も見られるため、適正な利用と自然保護を啓発するための取組みが必要であるとともに、豊かな自然に親しむ来訪者を増やすことも重要となっています。

また、近年、野生動植物の乱獲や盗掘、生息・生育環境の悪化、外来生物の影響等により、地域固有の種が絶滅の危機に直面しているため、保護活動の強化が求められています。

取組みの方向

市町や環境保護団体等と連携・協力しながら、自然公園等の適正な保護を図るため、自然環境の保全と利用を両立させるためのルール等の啓発や違反行為に対する監視・指導に取り組むとともに、エコツーリズム等による自然公園等の魅力創生と利用促進を積極的に推進します。

また、県レッドデータブックで明らかになった希少野生動植物の適切な保護・管理に取り組む、生物多様性の保全に努めます。

主な取組み

1 自然公園等の適正な保護と利用の促進

自然保護意識の普及啓発や自然公園等における各種行為の規制等を通じて自然環境の保全に努めるとともに、自然公園が安全かつ快適に利用できるように、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組めます。

2 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の魅力あふれる自然を活かしたエコツーリズムについて、各種媒体により情報発信するとともに、市町、エコツアー事業者、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、エコツーリズムの普及に努めます。

特に石鎚山系を有する地域において、引き続き県下の優良モデルとするべく、エコツーリズム等を推進するための人材育成やツアープログラムの開発支援、ヒルクライムのブランド化支援、エコイベントの開催、トイレの維持管理等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。

3 生物多様性の保全に向けた取組み強化

生物多様性えひめ戦略に基づき、平成24年度に設置した生物多様性センターを中心に、生物多様性保全の調査・研究をはじめ、情報収集、標本管理、人材育成等に取り組むとともに、希少野生動物の捕獲・採取の規制等を行います。

また、県民一人ひとりが多くの野性動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるように、平成26年度に改訂した「愛媛県レッドデータブック2014」を活用し、市町や関係団体等と連携・協力しながら、県民に分かりやすい普及啓発と保全活動の促進・定着に取り組めます。

施策52 魅力ある里地・里山・里海づくり

目標

豊かな自然あふれる里地・里山・里海を守り育てたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	14,800ha (平成26年度)	22,700ha
棚田の保全整備地区数	176地区 (平成25年度)	270地区

現状と課題

里地・里山・里海は、農林水産業の営みによって維持され、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有しています。

しかし、近年、人口減少や高齢化による担い手不足や、耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

また、森林の適正な管理が行き届かない原因の一つとされる不在村森林所有者への効果的な対策も急務となっています。

農山漁村の持つ多面的機能を十分に発揮させ、緑豊かで魅力ある里地・里山・里海を守り育てるために、豊かな自然や文化など、特色ある資源を活かした農山漁村の環境整備や集落活動の活性化が求められています。

取組みの方向

里地・里山・里海の持つ多面的な機能が発揮されるためには、持続的に人の手によって適切に維持される必要があります。

このため、農山漁村の活性化を通じ、農林水産業と自然との共生が再現されるよう、景観・自然環境の保全や集落環境の整備を進めるとともに、愛媛ならではの資源を活かした集落活動の支援や定住の促進に取り組めます。

主な取組み

1 里地・里山・里海の環境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、耕作放棄地の発生防止と解消をはじめ、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組めます。

2 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るため、生き物教室の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承に取り組めます。

3 新たな魅力創造の支援

マウンテンバイクやキャニオニング、シーウオーカーなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

4 集落環境の整備と定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

《基本政策4》 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

政策③ 環境にやさしい産業の育成

目指す方向

地球の恵みともいえる太陽光やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーのさらなる利活用に取り組みます。

また、適正な森林管理の下、間伐材の利用促進に努め、愛媛の豊富な森林資源を守るとともに県内経済活性化への貢献が期待される低炭素ビジネスの成長を促進します。

そして、これまでに培ってきた技術や地域特性を活かしながら、地域経済を牽引していく環境にやさしい産業を育て、環境保全と産業活動が好循環する社会の実現を目指します。

— 施策53 再生可能エネルギー等の利用促進

目標 再生可能エネルギーをもっと普及させたい

— 施策54 低炭素ビジネスの振興

目標 県内企業がもっと低炭素ビジネスに参入できるようにしたい

— 施策55 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標 恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

施策53 再生可能エネルギー等の利用促進

目標

再生可能エネルギーをもっと普及させたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
新エネルギー導入実績(原油換算)	25.1万kl (平成26年度)	— ※1
家庭用燃料電池の導入実績	463台 (平成25年度)	— ※1
家庭用蓄電池の導入実績	110台 (平成25年度)	— ※1
バイオディーゼル燃料生産量	573kl (平成25年度)	904kl (平成33年度)
木質ペレット年間生産量	2,074t (平成25年度)	3,000t

※1 今後、国が示す最適な電源構成等を踏まえ「えひめ新エネルギービジョン(仮称)」において設定

現状と課題

我が国は、これまで国内のエネルギー供給の大部分を、石油をはじめとする化石燃料や安全性が改めて問われている原子力に依存してきました。

一方、環境への負荷が少ない太陽光、風力、小水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは、災害時の代替エネルギーとしても注目されていますが、出力の安定性やコストの面で課題があります。

本県では、長い日照時間を活用した太陽光発電をはじめ、使用済み天ぷら油、タオル繊維くず、林地残材などのバイオマスのエネルギー利用のほか、県営ダムや工業用水、農業用水を活用した小水力発電等の可能性も含め幅広く検討し、できる限り地域特性を活かした新たなエネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの利活用に取り組むことが求められています。

取組みの方向

再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく、地域経済の活性化等の効果が期待されることから、県地域新エネルギービジョンを見直し、国の補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入促進や、再生可能エネルギー利用に対する県民の意識啓発に取り組めます。

また、技術的課題やコスト問題等の解決を図るため、関係自治体や企業、大学等との連携・協力を努めます。

主な取組み

1 県地域新エネルギービジョンの見直し

今後、国が示すこととしている最適な電源構成等を踏まえながら、県地域新エネルギービジョンを見直し、新エネルギー導入目標の設定や市町、関係団体等とのネットワーク強化を図ります。

2 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、比較的導入の進んでいない小水力発電や各種バイオマス発電などの導入促進に取り組みます。

3 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

バイオマス活用推進計画に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、地域のバイオマス資源である使用済み天ぷら油等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

4 再生可能エネルギー導入促進によるエネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消を目指し、関係自治体や企業、大学等と連携・協力しながら、太陽光や小水力、風力、潮力などの再生可能エネルギー導入に関する技術的課題やコスト問題等の解決、情報の共有化に努めるとともに、未利用エネルギーの研究開発など、国への政策提言に取り組みます。

さらに、国のエネルギー施策を踏まえながら、再生可能エネルギーの導入促進について、適宜有効な施策を講じます。

5 家庭用燃料電池・蓄電池の導入促進

エネルギー効率の飛躍的向上に資する家庭用燃料電池並びに電力需給の安定化及び停電時の安心安全の確保に資する家庭用蓄電池の導入促進に取り組みます。

施策54 低炭素ビジネスの振興

目標

県内企業がもっと低炭素ビジネスに参加できるようにしたい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
J-クレジット認証件数	0件 (平成25年度)	3件

現状と課題

本県の二酸化炭素排出量は、平成24年度時点で産業・民生業務部門が県全体の約7割を占めるなど、事業活動が環境に与える負荷が大きいことから、事業者は、二酸化炭素の排出削減をはじめ、環境に配慮した事業活動に取り組む必要があります。

今後、事業活動を持続的に発展させるためには、低炭素社会への流れを新たな成長要因と捉え、成長が見込める低炭素ビジネス分野への積極的な参加が不可欠となっており、環境保全と経済活性化を両立させることが求められています。

取組みの方向

資源再生に関連する技術の開発・集積を進めるなど、今後成長が見込まれる低炭素ビジネスに積極的に取り組む事業者を支援・育成し、環境分野における成長産業を創出します。

また、環境に配慮した事業活動を普及させるため、CO₂取引制度の導入を促進するなど、環境と経済が好循環する先進環境ビジネスモデルを構築します。

主な取組み

1 中小企業のCO₂排出削減とCO₂取引支援

関係機関等と連携・協力しながら、国の支援事業の紹介等を行い、国内のCO₂取引制度である「J-クレジット制度」の活用を支援することで、県内中小企業のCO₂排出削減等の取組みを促進します。

2 低炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

カーボンオフセット商品やカーボンフットプリント商品の開発及び販売促進を支援することで、環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組みを推進します。

また、EV関連製品の開発や製造に取り組む企業を支援します。

施策55 恵み豊かな森林（もり）づくり

目標

恵み豊かな愛媛の森林（もり）をもっと活用したい

成果指標	現状値	目標値 (平成30年度)
人工林における間伐実施面積	6,120ha/年 (平成25年度)	9,500ha/年 (平成27年度) ※1
森との交流人口 (森林環境税対象事業により森林(木材等含む)と交流した人数)	161,107人 (平成25年度)	720,000人 (平成31年度)
県内の木材(加工前の丸太の状態)生産量	504千m ³ (平成25年度)	650千m ³ (平成27年度) ※1

※1 平成28年度以降は、次期えひめ森林・林業振興プランで検討

現状と課題

本県では、豊かな森林資源を守るため、平成13年を「森林そ生元年」と位置付け、平成17年度には森林環境税を導入するなど、積極的な取組みを進めてきました。

しかし、近年、林業の採算性の悪化や不在村森林所有者の増加によって、間伐等の手入れが行き届かず、さらには所有山林の場所や境界が分からなくなるなど、適正に管理されない森林が増加する傾向にあります。

また、利用されず放棄された里山林も増加する中、水源かん養や土砂崩壊防止、地球温暖化防止機能といった森林の持つ多様な公益的機能の低下が問題となっています。

一方、県民の健康志向や生活スタイルの変化等により、やすらぎや憩いの場として森林への期待も高まっており、森林が、県民生活に密着した地域共有財産であるとともに、緑の社会資本であるとの共通認識の下、県民一体となった森林保全への取組みが求められています。

取組みの方向

森林が有する水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能を高度に発揮させ、健全で多様な森林を育成していくためには、森林資源を積極的に活用して、森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、国の補助制度や森林環境税を有効に活用し、適正な森林の管理を推進します。

また、県民や企業、NPOなどの団体と行政が一体となった森林の整備や、管理体制の構築に取り組むとともに、森林に対する理解の促進や触れ合う機会の創出を図ります。

さらに、県産材を増産することで関連産業の振興を図り、林業を成長産業につなげる「林業躍進プロジェクト」を推進します。

主な取組み

1 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を進めるとともに、広葉樹等の植栽など、地域に応じた育林に取り組めます。

また、GISやGPSを活用した境界の明確化に取り組むなど、適正な森林管理や計画的な森林整備を促進します。

さらに、森林の乱開発を防止し、美しい森林を保全するため、保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用を図るとともに、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組みます。

2 森林に対する理解の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の気運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

3 森林づくりへの県民参加の促進

県内小学生を対象にした森林整備体験活動や企業等と連携した森林整備など、県民や企業、NPOなどの多様な主体が一体となった森林の整備や管理体制の構築に取り組みます。

また、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組みを支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

4 間伐材等の木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

5 林業躍進プロジェクトの推進

森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、これまでの間伐に加えて、主伐を計画的・段階的に導入することで県産材の増産を図り、県内木材加工業へ安定供給し、関連産業を振興させる本プロジェクトを推進します。

また、愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」のプロモーション活動を強化し販路拡大につなげるとともに、新たな用途として注目されているCLTの普及促進を通じて県産材の需要拡大に取り組みます。

○地域別計画

1 計画策定の主旨

(1) 計画の位置付け（分野別計画との関係）

各地域で育まれてきた特性や強みを活かしながら、真の実力を兼ね備えた個性豊かな地域を形成し、長期ビジョンで描いた将来像を実現するため、重点的に推進する地域づくりの方向や施策展開の方向性を示すものです。

この計画に沿って、東予・中予・南予の各地方局において、従来、各地方局が策定していた地域振興重点化プログラムとしての性格も兼ね備えるものであり、地方局予算等を活用しながら、より独創性・独自性を発揮した地域振興方策を展開してまいります。

(2) 計画の構成

- ・ 地域の特性
地域それぞれの特性や強みを掲載
- ・ 地域の課題
地域それぞれが抱える地域固有の課題を掲載
- ・ 地域振興の基本方向
地域の特性や課題を踏まえ、今後4年間で重点的に推進する地域づくりの方向や、個性ある地域づくりに直接関連する施策等を中心に記載

2 圏域の考え方

市町村合併の進展や、道路や情報通信網などの社会基盤整備の拡充に伴う生活圏域や経済圏域の広域化に加え、地方分権の実現に向けた連携強化や機能分担の必要性の高まりなど、行政課題の多様化や広域化への適切な対応が求められていることから、広域行政の中核拠点としての役割を担う東予、中予、南予の3地方局が管轄する地域を、一体的な地域づくりを推進する圏域として設定しています。

- ・ 東予地域（4市1町）
今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町
- ・ 中予地域（3市3町）
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
- ・ 南予地域（4市5町）
宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

【東予地域：ものづくり産業を核にした地域連携による活力創造圏域の形成を目指します】

〔地域の特性〕

- 東予地域は、四国の中央部に位置して四国の他の3県と接するとともに、四国4県の県庁所在地を結ぶ四国8の字ネットワークの結節点を有するほか、しまなみ海道を通じて広島県とも接しています。
また、東予港や三島川之江港などの重要港湾を擁し、陸と海の交通の要衝となっています。
- 製紙・紙加工業が集積する四国中央市、住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、半導体、造船、ビール、鉄鋼などの工場が立地する西条市、造船、タオル、石油関連の工場が立地する今治市と、地域ごとに特徴のある産業が集積し、製造品出荷額は県全体の8割近くを占め、四国随一のものづくり産業の集積地となっています。
また、全国1位の生産量を誇る愛宕柿や裸麦をはじめ、水稻、野菜、果樹、養鶏など自然条件を活かした多様な農林水産業が展開されています。
- 東西にわたって10万人規模の4市が隣接し、それぞれに一定の都市機能を備えており、通勤通学が市町の域を越えて行われるなど、地域内交流も見受けられます。
- 隧灘に沿って中央構造線が東西に走り、その南には石鎚・赤石山系の山々が、また、北には多島美を誇るしまなみ地域があり、比較的温暖な気候の下、希少生物も生息する雄大で豊かな自然環境を有するとともに、四国随一のものづくり産業の礎となった別子銅山をはじめとした数多くの産業遺産が残っています。

〔地域の課題〕

- 世界市場を対象に活動する企業が多く、グローバル化が進展する中で、経済発展している東アジア地域を中心として、需要の増大が見込める現地に生産拠点を展開する動きが見られる一方、経営体力の弱い多くの中小企業は、そうした動きに対応できず、事業継続に苦慮しています。
- 中核企業を支える高い技術力を有する中小企業が多く集積していますが、優秀な技能を持った職人が定年等で減ってきており、人材の確保と育成が課題となっているため、県内への移住促進や、今後想定されている人口減に伴い、中小企業の新たな労働力として、女性の活躍の推進などに取り組む必要があります。
- 域内企業には、下請け体質から脱却できていない傾向もあり、異業種との交流や独自の研究開発、販路開拓などに、もっと積極的に取り組み、企業体質の強化を図る必要があります。
- 農業の担い手減少、耕作放棄地の増加等に加え、農産物価格の低迷、自然災害など、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっている中、次代を担う人材の確保・育成を急ぐとともに、新たな地域特産農作物等の開発や生産技術の確立、優良農地の確保・保全と利用集積、農業生産基盤整備の推進、産地の育成など、地域農業を持続的に維持・発展させていく新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。
- 自転車でも歩いて渡れるしまなみ海道、西日本最高峰の石鎚山を中心とする石鎚山系や赤石山系などの魅力ある山岳、近代化の歴史を物語る別子銅山産業遺産、豪華絢爛なだんじり、勇壮華麗な太鼓祭り、水引き細工等伝統的な紙文化など、他に誇るべき観光資源は豊富にあるものの、全国的な知名度は低く、観光資源としての活用が十分に図られていないため、本州から松山・道後温泉に入る動線上にある立地を活かした観光振興を図るとともに、地域住民と関係機関とが一体となって、これらの貴重な地域資源を活用し地域振興を図る必要があります。
- 人口減少により、周辺部の地域の足となってきた生活バス路線や島しょ部の生活航路の存続が

難しい状況になっているほか、医師不足によって救急医療体制の運営維持が厳しく、中心商店街も空洞化するなど、都市機能が低下する中で、高齢者など誰もが快適で安全・安心に暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

- 企業や住居が密集する沿岸部に海拔ゼロメートル地帯があり、また、芸予地震や大規模な水害・土砂災害、集落の孤立化などの経験、県の地震被害想定を踏まえ、管内市町、関係機関等と連携を図り、南海トラフ巨大地震や台風等による災害に備える必要があります。
- 森林が本来持っている水源かん養や地球温暖化防止等の公益的機能を高めるほか、自然公園等の適正利用の促進や生物多様性の保全を図る必要があるとともに、ものづくりの工場等が集積するこの地域では、産業の振興と調和して自然環境を守ることが必要です。

【地域振興の基本方向】

1 ものづくりを基軸とした足腰の強い産業基盤の形成

- 国内外での販路開拓や取引拡大への支援
域内中小企業等の国内外での販路開拓や取引拡大を目指して、企業ニーズを把握し、企業の立場に立ったきめ細かなフォローアップを行うとともに、これまで以上に市町と連携を深め、「チーム東予」として積極的な営業支援活動に取り組み、地域経済の活性化や雇用の確保に努めます。
- ものづくり産業を支える人材の確保・育成の支援
小・中学生を対象とした地域産業学習、工場見学や実業系の高校におけるインターンシップ体験、「スゴ技」及び「すごモノ」データベースを活用したものづくり企業の魅力発信などにより、地域産業に対する理解を促進するとともに、大学生の地元企業へのUターンや移住を支援し、ものづくり産業を支える人材を確保します。
また、人材育成施設への支援などにより、技能継承を進め、若手技術者を育成します。
- 保育の充実など働きやすい環境づくりによる労働力の確保
今後、人口減に伴い生産年齢人口が大きく減少することが予測される中、新たな労働力確保に向け、子ども・子育て支援新制度に対応した取組みを進めることにより、女性の活躍を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- 中小企業の体質強化と創業支援
産業支援機関や金融機関、研究機関等と連携し、異業種交流、研究開発、販路開拓などに積極的にチャレンジできる環境を整備し、意欲ある企業、経営者やベンチャー企業を支援します。
- 農林水産業の担い手の確保・育成
企業集積地である地域の特性を活かし、企業が有するものづくり技術や販売力、経営ノウハウ等を活用するとともに、担い手への農地集積等効果的な農業経営に不可欠な基盤整備を積極的に推進し、高い能力と多様な資質を有する農林水産業の担い手を確保・育成します。
- 農商工連携や6次産業化の推進
一次産業と二・三次産業に一定の集積がある地域の優位性を活かして、農商工連携や6次産業化を推進し、農林水産業の高度化・効率化・産品の高付加価値化につなげる新しい農林水産ビジネスの展開を支援します。
- 新たな地域特産農産物等の開発・支援
東予地域の新たな特産農産物の開発に努めるとともに、「太天」、「デルフィニウム」等の栽培技術や、「石鎚黒茶」の製造技術の確立及び販売促進を支援し、地域の埋もれた産品の掘り起し、ブラッシュアップを図り、特産品化に努めます。
また、中食需要の増大等に対応し、加工用野菜の産地化を支援します。

2 地域資源を活かした魅力ある観光交流圏の創造

- 「瀬戸内しまのわ2014」及び「国際サイクリング大会」を契機としたしまなみ地域の更なる活性化

地域住民と関係機関が一体となって「瀬戸内しまのわ2014」を一過性に終わらせることなく、地域のポテンシャルを活かした活動を継続・発展させ、交流人口の拡大を図ります。

また、サイクルオアシスや島走レスキューをはじめとしたサイクリストにやさしい環境整備の充実を図るとともに、グリーン・ツーリズムなどの地域資源を活かして、周遊・滞在型のサイクリングの普及、地域住民との交流を促進するなどにより、「サイクリストの聖地」定着に向けた取り組みを推進し、その効果を県内に波及・浸透させるとともに、しまなみ地域の更なる活性化と人材の育成に努めます。

- 東予の魅力ある山岳を活用した観光振興

東予に連なる魅力的な山々について、各種観光資源と連動したコースを造成するなど、観光の新たな切り口としてブランド化を進め、観光振興を図ります。

- ヘリテージツーリズム（産業遺産を巡る旅）の推進とシビックプライド（郷土を誇りに思う心）の醸成

別子銅山をはじめとする産業遺産等を地域の宝として保存・活用を図り、その魅力を県内外に向けて情報発信するとともに、体験学習、修学・研修旅行の誘致や、サイクリングと産業遺産等を組み合わせるなど、新たな視点でのツアー商品の開発などに取り組みます。

また、これら産業遺産等がかげがえのない文化的資源として地域に根付かせ、郷土・文化に対するアイデンティティ、シビックプライドの醸成を図ります。

- 滞在型観光の推進

愛媛の陸の玄関口という立地を活かして、しまなみ海道や東予の山岳、産業遺産などの観光資源の魅力を引き出すほか、着地型観光をコーディネートする組織や人材の育成を図るとともに、地域資源を活かした土産品、「食」の開発や、滞在時間の延長や宿泊を伴う企画の商品化を促進します。

また、本県の宿泊拠点である松山（道後）とも連携するほか、物語性のある広域観光ルートの構築に努めます。

- 自然環境の保全とエコツーリズムの推進

加茂川・中山川河口に広がる県下最大の干潟、石鎚・赤石山系の山々、しまなみ海道周辺の島々など、かけがえのない豊かな環境とそこに生息する希少生物を保護するため、自然環境の保全やその魅力を活かしたエコツーリズムの推進に努めます。

3 健康と安心が支える愛^え顔あふれる地域づくり

- 住民の安心を支える医療・介護の総合的な確保

救急医療や災害医療など住民の安心を支える医療の確保に努めるとともに、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域にふさわしいバランスのとれた医療介護サービス提供体制の構築を推進します。

また、子育て世帯への健康管理や感染症対策等の医療情報の提供に努めます。

- 認知症高齢者等の社会的弱者を支えるコミュニティ力の充実

子どもや高齢者、障害者などが周囲に支えられ、住み慣れた街で、生涯、安心して暮らすことができる地域社会づくりを支援します。

また、認知症高齢者の行方不明を防止するため、市町や関係機関と連携し、見守り対策を推進します。

4 都市機能の充実・再生と災害対応力の強化

○ 地域内連携の推進

共通する地域課題に対応し、都市機能のより一層の強化を図るため、地域内の市町はもとより経済関係団体をはじめ各種団体が一体となって地域内連携を推進します。

○ 交通ネットワークの充実と地域公共交通の利用促進

今治小松自動車道の早期全線開通や国道 11 号の渋滞緩和対策などの主要道路整備、離島間をつなぐ上島架橋を推進するほか、鉄道、バス、島しょ部をつなぐ航路など地域公共交通の維持に向け、適切な役割分担を踏まえながら各機関と連携し、利用促進を図るとともに、住民ニーズに応じたコミュニティバスやデマンド交通(乗合タクシー)などを適切に組み合わせることにより、まちづくりの基盤となり、また、災害時の緊急輸送に対応できる交通ネットワークの充実に取り組みます。

○ 快適な都市空間づくりの推進

橋梁や堤防の耐震化等による都市の防災機能の整備により、住民の安全・安心を確保した上で、地域の意向等を踏まえた生活道路の拡幅・歩道の整備を進め、生きがいや健康増進につながる愛媛マルゴト自転車道の整備に取り組むことにより、安全で快適な都市空間を確保します。

○ 都市機能がコンパクトに集積したまちづくりの推進

子育てや地域情報発信等に関するNPO等を育成するなど、住民と協働したまちづくりを支援するとともに、地域コミュニティの核となる中心市街地・商店街の活性化に取り組み、子どもや高齢者、障害者など、すべての住民にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを推進します。

○ 県の地震被害想定を踏まえた「地域と企業等の連携」による防災力の強化

南海トラフ巨大地震被害軽減に向けて、河川や港湾、ため池等の防災施設の整備、液状化に伴う津波浸水被害からの避難路や、早期の復興のための道路網の整備、住宅の耐震化を推進するとともに、各種ハザードマップの作成や、行政や企業、住民が連携・協力して防災力の向上を図るため、企業と地元自治組織等との災害時応援協定締結などを支援します。

○ 石油コンビナート周辺地域の防災・減災対策の推進

想定される大規模災害に対処するため、コンビナート企業、行政、周辺住民とより一層、連携を促進し、防災・減災体制の構築を図ります。

○ 産業・都市基盤の整備促進

災害対応力の強化に加え、県内のものづくりの中心である東予地域における企業の生産活動の維持・拡大に必要な港湾、道路等のハード整備に引き続き取り組みます。

○ 森林の適正管理の促進と災害時における木材供給体制の充実

16年災害を教訓として、森林が本来持っている水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を高めるため、森林の適正管理を促進するとともに、森林組合と行政との連携による災害時の木材供給体制の充実を図ります。

【中予地域：人、モノ、情報を駆使して広域的な牽引力を発揮する高機能圏域の形成を目指します】

【地域の特性】

- 中予地域は、重信川流域に広がる松山平野が、海岸部に穏やかな瀬戸内海を臨み、緩やかな丘陵が緑を彩りながら、山間部の石鎚国立公園へとつながるなど、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。
- 中予地域は、本県の人口の4割強の人口を擁し、その中核都市である松山市では人口集中が進む一方、久万高原町をはじめとする山間部、島しょ部では過疎化・高齢化が急速に進行しています。
- 松山市を中心とする都市部は、県内随一の商業機能に加え、医療、教育、文化、スポーツ等の施設が集積し、県内最大の観光地である道後温泉をはじめとして歴史や文学にまつわる観光資源が数多く存在しています。
また、美術館や博物館などの文化拠点施設を中心に幅広い文化活動や交流が行われており、本県の産業や観光、文化など様々な分野のリーディングゾーンとなっています。
産業面では、化学繊維、一般機械、健康・医療機器、食品加工などの大手製造業や、これを支える中小関連企業のほか、県内の情報サービス業の大半が立地するなど多くの産業が集積しています。
- 一方、農林水産業を主たる産業とする地域においては、紅まどんな、せとか、キウイフルーツ、栗などの果樹、高冷地特有の気候を活かし環境に配慮したトマト、ピーマンをはじめとする高原野菜や高原育ちの清流米、媛っこ地鶏などの多様な農畜産物、豊かな森林資源を活かした木材、シラスやハモなどの水産物など、地域の特色ある農林水産物も盛んに産出されているほか、豊かな自然と美しい景観は、観光資源として高いポテンシャルを有しています。

【地域の課題】

- 中予地域では、行政機関や企業、大学等の教育機関が松山市を中心とする都市部に集積するという特性を活かし、地域間競争が激化する中、中予地域のみならず、愛媛全体の活性化を牽引する新たな取組みが求められています。
また、空や海の玄関口を持つ地域特性を一層発揮し、これまでの観光資源に加えて、新たな観光手法の推進などに取り組むとともに、島しょ部等において開催した「瀬戸内しまのわ2014」の効果を中予地域全域に波及させるための施策を効果的に展開する必要があります。
- 松山市を中心とする都市部では、公園や下水道施設の整備、道路の渋滞の解消や歩行者等の安全確保など、都市機能の強化に加え、多様な水源の確保など水資源対策が急務になっているほか、都市近郊の豊かな自然環境の保全と環境に関する理解の促進が課題となっています。
一方、急速な高齢化や人口減少が進展している山間部や島しょ部では、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保、地域の振興、安全・安心の確保が大きな課題となっており、その解決のためには、依然として遅れている社会資本整備、地域福祉の推進、若者の定住促進のほか、集落とNPO法人やボランティアとの交流や協働、都市と農村の交流、都市部が有する高次的都市機能の活用など、新たな仕組みづくりが求められています。
- 県内人口の4割強を擁する中予地域では、大規模災害等が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療など関係機関の十分な対応が今まで以上に求められています。
また、松山市など都市部に集中している救急医療機能を活かし、地域全体での安全・安心な地域医療の推進が求められています。
- 中予地域には魅力ある産業が数多くあるものの、情報発信が不十分であったり、地元消費者へ

のアピール度が低い農林水産物もあることから、新たな流通システムや新しい発想により消費者や異業種間の連携を進めるなど、さらなる活力ある産業づくりへの取組みが課題となっています。

〔地域振興の基本方向〕

1 人・モノ・情報のネットワークづくり

○ 産学官連携による人材の育成

行政機関や企業、大学等の教育機関が中予地域に集積している強みを活かして、これからの愛媛を力強く牽引する人材を育成するとともに、人材育成・活用ネットワークを構築し、新たなイノベーションの創出や産業技術への応用につなげます。

○ 交流による魅力とにぎわいの創出

農山漁村でのグリーン・ツーリズムや石鎚山系等でのエコツーリズムの定着、団体旅行から個人旅行への観光形態の変化、外国人観光客の増加、中山間地域へのアクセス網の整備、さらにはサイクリング、ランニング、ウォーキングなどのスポーツを通じた健康志向の高まりなどを踏まえ、中予地域にある自然、歴史、文化、施設などの地域資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ルートやサイクリングコース等の充実・PRに努めます。

また、産業観光やヘルスツーリズムなど、新たな手法の観光の推進に取り組むとともに、島しょ部等で開催した「瀬戸内しまのわ2014」の成果を中山間地域をはじめとした中予全域に波及させます。

これらの施策をはじめ、異なる分野の交流により新たな価値や活動を生み出す施策を展開して、さらなる魅力とにぎわいの創出につなげます。

○ 自転車新文化の推進による地域活性化

中予地域の「愛媛マルゴト自転車道」について、子どもから大人までが一緒にサイクリングを楽しむことができるコースの充実を図るとともに、関係市町等と連携して自転車道10コースの利用促進に取り組むなど、サイクリングを活用した地域活性化を推進します。

2 県民が快適に生活できる環境づくり

○ 都市機能の強化や地域活性化を支える社会資本整備の充実

県都を抱える中予地域の都市機能を高めるため、松山外環状道路やJR松山駅付近連続立体交差事業など交通ネットワーク整備に重点的に取り組むとともに、過疎化・高齢化が著しく進展している山間部・島しょ部においては、高速交通網とのアクセス向上や地域生活道路の充実など遅れている社会資本の整備や生活交通の維持確保に努め、その活性化を図ります。

○ 市町と連携した魅力ある地域づくりの推進

都市部と山間部・島しょ部が併存する中予地域の特性を活かし、人、モノ、情報等の交流・連携を通じて、移住者等の定住・起業支援など地域を支える人材の育成・確保をはじめ、地域活動の活性化や集落機能維持に向けた取組みを支援するなど、市町とも連携しながら、魅力ある地域づくりを進めます。

○ 環境に優しい地域づくりの推進

松山市を中心とした都市部における身近な環境問題への理解促進と、快適な都市空間の形成を図るため、中予地域の事業者等と協働し、3R活動など資源の循環的利用と廃棄物の減量化、適正処理に取り組むとともに、適正処理の啓発・指導にも取り組みます。

また、都市近郊や中山間地域において、森林や水田等の適正な管理・保全を進めるとともに、その水源かん養等の多面的機能を活かした地域ぐるみのため池環境再生などに取り組みます。

○ 支え合う福祉社会づくりの推進

人口が集積する中予地域では、高齢者、障害者、子どもの福祉分野における多種多様な課題が

山積しているため、住民やボランティア、NPO、各種団体、企業など、地域の多様な主体が協働して、高齢者や障害者、子どもが安心して愛顔^{えがお}で暮らせる地域づくりに取り組みます。

特に、産・学・官が連携し、文化活動を通じた障害のある人とない人との交流の拡大により、障害に対する理解促進を図ります。

また、大学や研修施設が集積している強みを活かして専門性のある研修事業を実施するなど、人材の育成を進め、福祉サービスの向上につなげます。

3 県民の生命・財産を守る体制等の整備

○ 地域の防災力強化

本県の4割強の人口を擁する中予地域においては、地震等大規模災害が発生した場合、多くの住民に甚大な被害が及ぶことが想定されることから、行政、消防、医療、自主防災組織等の防災関係機関が連携して防災体制の強化を図るほか、自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成や積極的活用、産業基盤の保全、防災施設の整備、住宅の耐震化など、災害に強い地域づくりに取り組みます。

○ 質の高い医療提供体制の充実

地域としての総合的な医療体制を確保するため、都市部に集中する医療機能の活用により山間部や島しょ部の医療体制の補完を図るほか、救急医療体制の維持・確保や、かかりつけ医と二次医療機関等との医療連携に取り組むとともに、軽症患者における救急医療の適正利用に向けた県民の意識啓発に努めます。

また、今後増加が見込まれる認知症患者への早期診断・早期対応のため、医療福祉等の地域連携促進に取り組むとともに、糖尿病や心臓病等の全身疾患と関係の深い歯周病を予防するため、特に、壮・中年期を対象として、歯科検診や歯石除去等の受診率アップに努めます。

○ 食の安全・安心の強化と消費者の自立支援

食品流通の広域化・複雑化に伴う食に対するリスクの高まりや、依然として多く発生している悪質商法などの消費者トラブルに対応して、関係機関と連携しながら、相談・監視体制の強化と消費者の教育と自立支援に取り組みます。

4 活力ある産業づくりの推進

○ 営業力の強化による愛媛産品の販路拡大

「スゴ技」「すご味」「すごモノ」のデータベースにつながる新しい技術や商品等の発掘、情報収集に努め、市町や関係機関等と連携して、中予地域に根差した愛媛産品の販路拡大を支援します。

○ 産業を担う人づくりと企業誘致の推進

次代を担う若者と、中予地域に数多く存在する魅力ある地域産業や農林水産業等との触れ合いの機会を提供し、若年期から相互理解を深めるとともに、女性の起業や再就職等を支援することにより、中予地域の産業を担う人材の育成・確保や雇用のミスマッチの解消につなげます。

また、市町や関係団体と連携しながら、先端素材関連産業や情報サービス関連産業などが立地する中予地域の特性を活かした新たな企業の誘致にも取り組みます。

○ 魅力ある商店街づくりの推進

大消費地を抱える中予地域では、魅力次第で商店街の集客力を高めることが可能であることから、商店街でのにぎわい創出や地域コミュニティ機能を強化し、商店街に商品販売の場としての役割だけでなく、社会的・文化的な情報発信や地域コミュニティの担い手としての役割を持たせよう支援し、郊外店に匹敵する魅力ある商店街づくりにつなげます。

○ **魅力ある農林水産物の競争力強化**

県内最大の消費地である松山市を抱える地域特性を活かして、中予地域の魅力ある農林水産物を活用し、農林水産業者と商工業者等の連携や6次産業化を支援しながら、地産地消の推進と生産者の所得向上に取り組むほか、農林水産業の経営基盤強化を図るため、経営の自立に向けた取組みを支援します。

○ **中山間地域農林業の活性化の推進**

耕作放棄地が増加している中予地域の中山間地域農林業の活性化を図るため、新たな生産技術の速やかな普及や、鳥獣害防止対策、農・林業生産基盤整備、放牧の推進など、総合的な対策に取り組めます。

また、集落機能の維持や生産・生活基盤の確保のため、高齢農業者が栽培しやすい作目の導入と普及に加え、道の駅等の直売所の有効活用や都市と農村の交流を通じた地域農業の活性化を促進します。

○ **森林資源の活用**

豊富な森林資源を有する中予地域の中山間地においては、これまで育ててきた森林資源を活用していく時代を迎えており、間伐に加えて主伐の計画的な導入やCLTの普及促進により、木材の安定供給から加工販売までの総合的な取組みを推進し、成長産業への育成を目指します。

【南予地域：豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成を目指します】

【地域の特性】

- 南予地域の総面積は約2,523k㎡で、県下の44.5%を占めていますが、その大半を山林が占める典型的な中山間地域となっています。
- 気候は比較的温暖で、四国カルストや日本一細長い佐田岬半島、リアス式海岸の続く宇和海沿岸など、豊かな自然と美しい景観に彩られています。
- 多くの歴史的な文化遺産や史跡が残るとともに、日々の暮らしにおいて伝統的な習俗・文化などが数多く伝承されており、穏やかで情緒あふれる地域を形成しています。
- 産業分野では、日照条件に恵まれた傾斜地における全国一の生産量を誇るかんきつ農業をはじめ、豊かな森林資源を活かした林業やしいたけ栽培、酪農や肉用牛・豚などの畜産業、リアス式海岸の波静かな入江を利用したマダイ、ブリ、真珠、真珠母貝などの養殖業など、多彩な農林水産業が展開されています。

【地域の課題】

- 南予地域の人口は約27万人で県全体の約2割を占めていますが、近年は管内人口が毎年約4千人減少し、また65歳以上の人口が3分の1を超えるなど、人口減少率及び高齢化率ともに県平均を大きく上回っており、市町とも連携した圏域一体での地域振興が求められています。
- 四国で唯一の原子力発電所の安全対策の強化はもとより、大部分が山地で、まとまった平地が少なく、河口や入江、河川流域に市街地や集落が密集しており、肱川をはじめとする河川や海岸の治水・高潮対策や、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による津波等への早急な対策が求められています。
- 深刻な医師不足による地域医療の崩壊や少子高齢化等による急激な人口減少の進行を防ぐため、保健・医療・福祉が連携した一体的なサービスの提供や集落機能の維持・活性化、生活交通の存続、子育て支援など、住民が安心して暮らすことができる環境づくりが求められています。
- 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等により基幹産業である農林水産業の生産力の低下に加え、長引く不況による企業業績の悪化などにより低迷が続く地域経済を活性化するため、各産業の底上げや産業間の連携、観光まちづくりの推進による新たな実需の創出が強く求められています。
- 地域産業の振興や地域間交流の活性化、流通の促進などを図るとともに、災害から県民の生活と暮らしを守るためにも、東・中予地域に比べ遅れている高速道路の延伸などの社会基盤の早急な整備が求められています。

【地域振興の基本方向】

1 安全・安心な暮らしづくり

○ 伊方原子力発電所に対する安全対策の推進

伊方原子力発電所において緊急事態が発生した場合に、地域住民へ迅速かつ正確な情報が提供されるよう行政と事業者、地域が一体となった情報連絡体制の充実強化に努め、住民の避難路・避難港の整備や関係市町の避難計画の実効性向上のための支援を行うとともに、広域における住民の避難・誘導方法の検討や、更なる避難者受入れ体制の整備に努めます。

○ 南海トラフ巨大地震等に備えた地域防災力の向上

地域の人命・財産を守るために肱川の河川整備などの治水・土砂災害防止対策の推進に取り組むとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、緊急輸送道路の整備や孤立集落の発生を抑制するための道路整備、災害に強い港湾や海岸保全施設の整備、住宅の耐震化、ため池改修等の基盤整備を推進します。

また、地域全体の防災力アップを図るため、市町による避難行動要支援者の個別計画の策定及び自主防災組織のリーダーとしての防災士の養成などに対する支援を行います。

○ 地域医療体制の拡充強化

地域医療や救急医療体制の維持確保のため、効率的な医療体制について各種協議会等で取組方策等の検討を進め、保健・医療・福祉の連携促進による切れ目のない地域包括ケア体制の構築を図ります。

また、地域住民に対し適正受診の普及啓発や救急医療の現状等の理解促進に努めるとともに、医療従事者の勤務環境改善などの負担軽減を図り、医師等の確保に取り組みます。

さらに、初期救急医療体制の整備や病院等の建替え・新築工事等を支援するとともに、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害等に備えた関係機関のネットワークづくりを推進するなど、医療供給体制の拡充強化を図ります。

○ 世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域づくりの推進

3人に1人が高齢者である南予地域において、介護を要しない元気な高齢者を増やすため、関係団体と連携・協力し、一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援や生涯を通じた食育の推進等の普及に努め、生活習慣病予防の取組みを強化します。

また、介護従事者の資質向上を図るなど、高齢者に対する支援体制の充実に努めます。

さらに、豊富な経験や知識を有する高齢者が、次世代育成や地域の絆づくりの積極的な支援者として活躍できるなど、子育て支援にもつながる世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域づくりを推進します。

2 農林水産業を核とした活力ある産業づくり

○ 農家の所得向上と産地の活性化

農家の所得向上と産地の活性化を図るため、消費者嗜好や市場ニーズの多様化に適応した有望品種の導入や品種転換、周年供給体制の構築や栽培技術の向上、更には地域農産物のブランド化や販路開拓及び消費・販売拡大のための積極的なPRなどを行います。

○ 就農者の確保等による地域農業の振興

農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加等に対応するため、農地の面的集積を行い、また農業参入企業や新規就農者の受入れ体制の構築を図るほか、農作業の省力化や鳥獣害防止のための施設整備の取組み等を総合的に支援し、産地の生産体制の強化を図ります。

○ 地域材の利用促進による林業の振興

森林整備から木材の生産・加工・流通に至る林業経営の安定的な基盤づくりに努めるとともに、南予地域に豊富なヒノキなどの森林資源の利用を促進するため、木材の輸出や林地残材を薪として利用する地産地消エネルギーシステムの構築など、新たな需要開拓に取り組みます。

○ もうかる漁業の確立等による水産業の振興

漁業の担い手育成に積極的に取り組むとともに、マハタ、クエ、マグロの導入による養殖魚の多様化やスマなどの新しい養殖魚種の開発・実用化をはじめ、愛媛県産の高品質真珠「HIME PEARL」の販売促進や真珠母貝の生産体制強化に取り組むほか、販路拡大支援や海外輸出の促進等により、もうかる漁業を確立し、地域の水産業の振興に努めます。

○ 6次産業化や産学官連携等による農林水産業の活性化

これまで素材にとどまっていた優れた県産品を発掘し、多様な消費者ニーズに対応した生産者自身による新たな加工商品の開発・販売、愛媛大学南予水産研究センター等との産学官連携による効率的な生産技術の実用化を進めるとともに、農商工連携による新サービスの開発や販路開拓、さらには異業種・異分野との新たな連携やグリーン・ツーリズムの促進などにより、地域の農林水産業の活性化に努めます。

○ 企業の誘致・留置対策の推進

地域の雇用創出につながる企業誘致を推進するため、行政・民間関係者が連携して企業に関する情報の共有化に努め、企業立地に係る課題の洗い出しや解決策の検討を行うとともに、基幹産業である農林水産業を活かす食品関連企業等への原材料供給体制を整備するなど、立地環境の充実に積極的に進めます。

また、訪問活動等を通じて既存企業との密接な情報交換を図り、企業の要望・意見へのきめ細かな対応により、地域外への流出を防止する留置対策に努めます。

3 訪れたい・住みたいまちづくり

○ 新たな活性化イベント等による交流人口の増加

県・市町・関係団体が連携して、これまで守り育ててきた美しい町並みや豊かな自然あふれる生活環境など、癒しの空間としての南予の魅力を強力に絶え間なく発信し、南予への人の流れをつくり、交流人口の増加と実需の創出に努めます。

特に、「町並博」「いやし博」等において発掘・育成された多くの地域資源を着実に観光ビジネスにつなげるとともに、新潮流である食へのこだわりやサイクリングをはじめとするアウトドアを南予観光の柱として育成するため、「えひめ南予博覧会（仮称）」を実施し、南予地域のブランド力向上や観光地としての訴求力強化等による交流人口の増加を図り、移住・定住の促進につなげます。

○ 市町連携や近隣県との広域連携の強化

交通網や情報網の発達に対応し、広域的な視点で情報発信や活動の促進を図るため、広域連携事業の支援や産直施設等のネットワーク化の充実、さらには地域に点在している特産品等の情報の集約・発信など南予9市町相互の連携や一体化はもとより、高知県西部や東九州も含めた近隣地域との広域連携と協力関係のさらなる強化に取り組みます。

○ 集落機能の維持・活性化と定住の促進

市町と連携しながら、地域おこし協力隊や専門家等の地域外人材のさらなる活用を進めます。また、空き家の利活用や地域コミュニティ組織である地域づくり協働体の育成などを図るとともに、移住・Uターン希望者等に対し有用な情報の提供や助言等を行うなど、集落機能の維持・活性化や移住・定住を促進します。

4 地域を支える基盤づくり

○ 高速道路及び生活道路網の整備促進

地域産業の振興や観光まちづくりの推進、救急医療や災害時の緊急輸送道路及び避難路として重要な役割を持つ高速道路（津島道路と未着手区間（内海～宿毛間））や地域高規格道路（大洲・八幡浜自動車道）等の幹線道路網のほか、地域住民の暮らしに不可欠な生活道路網などの交通ネットワークの形成に努めます。

○ 生産基盤の整備促進と港湾の機能強化

南予の農林水産業を支えるため、良質な農林水産物を安定的・効率的に生産・流通するための農地や農林道、漁港などの基盤整備を促進するとともに、老朽化が進む南予用水施設など既存施設の適切な保安全管理に取り組みます。

また、物流拠点としての港湾の機能強化に努めます。

○ 生活交通の維持確保と利用促進

地域住民の安心な暮らしを守るため、生活の足として欠かせない生活バス路線や離島航路及びJR予土線など地域の鉄道路線の存続と利用促進に努めます。

○推進姿勢

「えひめ力を総結集した県政の推進」

～ 挑戦・連携・創造が拓く未来に向かって～

長期ビジョンにおいて「愛のくに ^{えがお}愛顔あふれる愛媛県」を基本理念に掲げ、「挑戦」「連携」「創造」という3つの視点を推進姿勢に位置づけ、アクションプログラムの推進に取り組んできました。

次の4年間においては、この姿勢を基軸に置きながら、「挑戦・実行・現場主義・オール愛媛」へとバージョンアップさせ、引き続き県民の皆さんをはじめ、企業、市町、各種団体など、愛媛のあらゆる主体が持つ様々な力を県政を推進する「えひめ力」として総結集し、果敢に未来を切り拓きながら、着実に愛媛づくりを進めていきます。

1 既存システムの改革に向けた大胆かつ果敢な“挑戦”

閉塞感がまん延している現状を打破し、地域の活力を再生するためには、地方が住民とともに独創的で自立した行政運営を行うことができる真の分権型社会の実現が不可欠ですが、国における改革は、内容、スピードともに十分とは言えません。

県では、23年11月に策定した財政健全化基本方針に基づき、「あれもこれも」から「あれかこれか」の厳しい選択を徹底し、事務事業見直しによるスクラップアンドビルド等を通じて、メリハリの効いた予算編成に取り組むとともに、県税の徴収率向上や滞納額の縮減、広告料収入の確保、遊休県有財産の売却や貸付けによる利活用に取り組むなど、歳入歳出両面からの取組みを進め、将来負担の軽減を図ってきました。

その結果、25年度決算時点では、財源対策用基金残高、実質公債費比率及び将来負担比率について類似団体平均以上の確保という目標を達成することができましたが、今後の国の動向等が不透明な中で、社会保障関係経費の自然増、退職手当や公債費の高止まりが見込まれるなど、県財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況である一方、防災・減災対策や人口減少対策、地域経済の活性化など重要課題への積極的な対応も必要となっているところです。

このような状況の中、県では、引き続き、自らの行財政改革を徹底するとともに、国に対して、真の分権型社会の実現を強力に訴えていきます。

(1) 地方分権改革の実現に向けた挑戦

危機的な国家財政の状況を打開するとともに、政府が最重要課題と位置付けている、地域自らの発想と創意工夫により、個性と魅力あふれる地方を創っていく「地方創生」を推進するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方へ権限・財源を大胆に移譲する地方分権改革を推進していかなければなりません。

そのため、これからも国に対して、現場を知る地方の立場からの提言を積極的に行い、あるべき道筋に沿った改革の断行を求め続けていきます。

特に、依存財源が歳入の過半を占める本県の財政構造を踏まえ、国に対して、社会保障関係経費の増加等に見合った地方交付税の確保をはじめ、地方消費税の充実等の税制抜本改革による安定的で偏在性の少ない地方税体系の早期実現など、地方税財源の充実・強化を強く求めています。

一方で、地方分権は、地方にとってバラ色の未来を約束するものではなく、地方の行財政運営の自由度を増すものである以上、自立への覚悟が求められます。県自らも「自主・自立のえひめ」を目指して、一層の行財政改革に取り組んでいきます。

(2) 機能的な組織・業務体制の構築や効率的かつ効果的な行政運営に向けた挑戦

社会経済情勢が急速に変化する中で、県民ニーズに柔軟に対応しながら行政サービスを提供し続けるためには、人材や財源、資産など、県が持つあらゆる行財政資源を総動員して、最大限有効に活用する視点が欠かせません。

このため、県では、厳しい財政状況を踏まえた定員の適正化や適切な給与水準の維持、職員の能力を効果的に引き出すための人員配置に加え、「スクラップアンドビルド」、「縦割り組織から横串組織への転換」を念頭に置き、実需の創出等に機動的かつ効果的に挑戦する組織づくりに絶えず取り組み、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう機能的な組織・業務体制の構築に努めます。また、政策・事務事業評価等の活用による県民ニーズへの的確な対応や、県有の土地や建物などの既存ストックを有効に活用するファシリティマネジメントなど、効率的かつ効果的な行政運営に取り組めます。

(3) 財政の健全化に向けた更なる挑戦

これまでの財政健全化に向けた取組みを継続しつつ、県民の安全・安心を確保するための防災・減災対策、人口減少対策、実需の創出による地域経済の活性化など、重要施策の積極的な推進との両立を図るため、財政健全化基本方針で設定した3指標の目標値を見直し、スクラップアンドビルドの徹底によるメリハリの効いた予算編成に努めるなど、更なる取組みを推進します。

また、実需の創出により経済活動を拡大し、税収増につなげるとともに、県・市町連携による県税滞納額の縮減や財源対策用基金の充実などにより、足腰の強い財政基盤の構築を図ります。

2 最大の効果を生み出すネットワーク構築に向けた“連携”

今後の地域づくりにおいて、複雑多様化した行政課題に的確に対応するためには、行政によるサービス等の提供に加え、地域自らが主体的に考え出した地域ならではの解決策に取り組むことが欠かせません。

現在、こうした活動は、住民のみならず、NPOや大学、さらには企業などの多様な主体によって支えられ、徐々に広がりを見せつつありますが、地域の実情や個性に応じた取組みを進める上で、住民に最も身近な存在である基礎自治体としての市町の役割は極めて重要です。

県では、「住民主体、行政参画」を県政運営の基本的な方向として位置付け、県民主役の県政を進めるため、まずは、市町の役割を重視しながら対等な立場で連携を深めつつ、県民やNP

〇などの多様な主体の結節点となって連携・協働を進め、地域の自発的な活動を後押ししながら、県民が望む地域づくりにつなげていきます。

また、広域化した政策課題への対応、スケールメリットによる効率化、国内外を視野に入れた発信力や競争力の強化などを図る観点で、近隣県等との連携した取組みも進めていきます。

(1) 「チーム愛媛」の推進による基礎自治体との連携

県では、対等の関係にある基礎自治体との間で、組織の垣根を越えた行政改革に取り組むとともに、地方分権の下、市町の役割と機能を重視する観点から「県・市町連携推進本部」を設置し、県内市町との政策の連携・一体化を進めています。

これにより、県と市町の二重行政の解消やプラス効果の創出を図るとともに、県と市町が直面する大きな課題解決に向け、行政の総合力の発揮に努めていきます。

加えて、市町において的確な政策形成・立案が積極的に展開できるよう、市町に対する相談・サポート体制の構築に取り組みます。

また、県職員には現場目線で住民に身近な業務に携わる機会となり、市町職員には広域的な行政に携わることのできる職員の「相互交流」の充実に取り組み、相乗効果による人材育成の推進や交流職員を絆とした連携の一層の強化に努めるとともに、市町の行政改革に向けた取組みの促進、県からの権限移譲の推進などを通して、市町の行政機能の強化を図ります。

(2) 多様な主体との協働・連携

県民主役の県政を推進するためには、県民との間に信頼関係を築くことが不可欠です。県では、様々な手段を使って県民の意見や要望に真摯に耳を傾け、各種施策への反映に努めるとともに、積極的に県政情報を発信するなど、県民への説明責任を果たすことにより、開かれた県政を実現します。

また、NPOなどとの協働や大学・企業などとの産学官連携、民間のノウハウや経営感覚の活用などにより新たな施策展開につなげるほか、規制緩和の推進などにより、多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かして自由に活動できる環境を整備するとともに、これらの主体同士を結び付ける機会の提供に努めます。

(3) 広域的な視点による他地域との連携

交通網や情報網の発達により、日常生活や産業における活動範囲は拡大しており、1つの県では対応できない課題や隣接県との共通課題など、広域的な視点で効率的、効果的に対応すべき政策課題が増加しています。

県では、四国知事会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、防災や観光、環境保全などの分野において、県域を越えた広域的課題の解決に努めるとともに、職員の相互派遣等により他自治体との相互連携と協力関係の更なる強化を図ります。

3 新たな政策と戦略の“創造”

中央集権体制は、住民ニーズが多様化した今日においては、地域の個性・文化・歴史を地域づくりに活かすことができないなど有効に機能しておらず、抜本的に見直すことが不可欠となっています。

また、国・地方を合わせた債務残高は、約 1,000 兆円に達している上、さらに拡大する傾向にあり、もはや財政が立ち行かなくなる事態が目前に迫る中で、これまでのように、国が施策メニューを提示して、地方がその中から取り組む施策を選択するという手法を継続することは困難な状況にあります。

このため、地方自治体には、国主導の「メニュー選択型行政」から、自ら政策を立案し、自らの責任で実行する「政策立案型行政」への脱皮が求められており、県では、政策立案能力の更なる向上や意識改革の実践を進めるなど、分権時代に即応した自主・自立の組織づくり、人づくりに取り組みます。

(1) 独自性の高い“愛媛発”の新たな政策の創造

職員の仕事に対する 5 つの意識改革を徹底し、各職場において実践活動を展開するとともに、より一層人材育成に資するための能力と業績を重視した人事評価制度の充実、課長級昇任試験制度の定着による人材の登用、能力と意欲のある若手や女性職員の管理職への登用推進などを通じて、組織の活性化を図ります。

また、人材育成方針に基づく職員研修の充実・強化を図るとともに、民間企業・国の省庁等への派遣や市町との交流を進めることにより、幅広い視野と柔軟な発想を持ち合わせた職員を育成するとともに、職員による政策提案や政策研究を推進し、諸課題に的確に対応できる知恵と工夫を凝らした政策を企画立案する能力を高めます。

さらに、部局横断的な課題に機動的に対応するため、縦割り組織から横串組織への転換を図るとともに、地域に見合ったクリエイティブな施策を講じていくため、組織としての政策立案能力の更なる向上を図り、「政策立案型行政」への転換を一層進めます。

(2) 新たな戦略の創造

県民ニーズの把握や施策効果の検証などに基づき、次年度の施策展開の方向等を検討し、特に重点的に取り組む施策分野等を選定する「重点戦略方針」を毎年度策定することで、より県民満足度の高い行政サービスを目指します。

そして、その方針に沿って、限られた財源を優先的に投入しながら、プランを予算編成に色濃く反映する、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) を一連のサイクル (PDCA サイクル) で実施します。この運用を通して、施策や事業の取捨選択、企画立案等を行うことで戦略的な県政運営を推進します。